



平成27年度

情報公開制度及び個人情報保護制度
の実施状況

越谷市総務部総務課

目 次

第 1 はじめに

- 1 情報公開制度について…………… 1
- 2 個人情報保護制度について…………… 2

第 2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況…………… 3
- 2 非公開決定等の理由…………… 6
- 3 公開請求の主な内容別件数及び個別の処理状況…………… 7

第 3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報取扱事務の状況…………… 5 6
- 2 保有個人情報の目的外利用等の状況…………… 5 9
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況…………… 6 2
- 4 不開示決定等の理由…………… 6 3
- 5 開示請求の内容別件数及び個別の処理状況…………… 6 4
- 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況…………… 6 4

第 4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会…………… 7 8
- 2 不服申立ての状況…………… 7 8
- 3 審査会の開催状況…………… 7 8
- 4 審査会答申…………… 8 1

第 5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会…………… 1 1 8
- 2 審議会の開催状況…………… 1 1 8
- 3 意見照会書及び審議会答申…………… 1 2 1

資料

- 越谷市情報公開条例…………… 1 4 9
- 越谷市個人情報保護条例…………… 1 5 8
- 越谷市長が保有する情報の提供に関する規程…………… 1 7 1

第1 はじめに

1 情報公開制度について

情報公開制度とは、実施機関が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開する制度です。

この制度は、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、次のとおりです。

- ・ 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
- ・ 議会
- ・ 越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

制度を利用できる方

どなたでも請求することができます。

請求から決定まで

情報公開センターで職員と相談の上、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

公開できない場合

公開請求のあった公文書は、公開することを原則としていますが、個人のプライバシーに関する情報などが記録されている場合は、公開できないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、審査請求等を行うことができます。

2 個人情報保護制度について

個人情報保護制度とは、実施機関が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、実施機関が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

実施機関は、情報公開制度と同じです。

制度を利用できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

請求から決定まで

開示、訂正、削除、目的外利用の中止、外部提供の中止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談の上、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類（運転免許証、旅券など）の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

開示・訂正等に要する費用

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

開示・訂正等ができない場合

開示請求のあった個人情報は、開示することを原則としていますが、開示することにより第三者に不利益を与えるものなど、開示できない情報もあります。また、訂正等の場合も、事実と誤りがあると認められないときなどは、訂正等をしていないことがあります。

なお、決定に不服がある場合には、審査請求等を行うことができます。

第2 情報公開制度の実施状況

1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成27年度の公開請求の件数は139件（平成26年度は150件）で、公開請求の対象となった公文書数は575文書（平成26年度は483文書）でした。なお、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりで、部分公開を含め、文書不存在等による非公開を除いた公開率は97.9%（平成26年度は99.0%）となっています。

また、請求者の区分別件数は表2、課別の処理状況は表3のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況 ()内は平成26年度

実施機関	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
市 長	127 (137)	21 (26)	108 (140)	36 (44)	2 (8)	167 (218)
教 育 委 員 会	8 (5)	5 (5)	4 (13)	0 (0)	1 (2)	10 (20)
選挙管理委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
公平委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監 査 委 員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
農 業 委 員 会	2 (4)	0 (0)	0 (3)	2 (4)	0 (0)	2 (7)
固定資産評価審査委員会	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
議 会	0 (2)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
土地開発公社	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
施設管理公社	1 (2)	0 (1)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	1 (3)
合 計	139 (150)	26 (32)	114 (160)	38 (48)	3 (10)	181 (250)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表2 請求者の区分別件数

()内は平成26年度

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	58 (94)
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	33 (10)
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	1 (0)
市内に存する学校に在学する者	0 (0)
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	0 (1)
その他	47 (45)

表3 課別の処理状況

課名	処 理 状 況					
	公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計	
市	広報広聴課	0	2	1	0	3
	情報統計課	0	2	0	0	2
	人権・男女共同参画推進課	0	1	0	0	1
	文書法規課	1	3	3	0	7
	契約課	2	14	3	0	19
	資産税課	3	1	0	1	5
	収納課	0	0	1	0	1
	市民課	0	2	2	0	4
	市民活動支援課	0	2	0	1	3
	危機管理課	0	1	0	0	1
	くらし安心課	0	0	1	0	1
	福祉推進課	0	1	0	0	1
	福祉指導監査課	0	0	1	0	1
	長	国民健康保険課	0	2	3	0
子ども育成課		0	1	0	0	1
青少年課		0	1	0	0	1
地域医療課		1	1	0	0	2
市民健康課		1	0	0	0	1
保健総務課		1	0	0	0	1
生活衛生課		0	2	2	0	4
環境政策課		1	2	2	0	5
リサイクルプラザ	0	1	1	0	2	
産業廃棄物指導課	1	2	0	0	3	

課 名		処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	取下げ	合 計
	道路総務課	4	4	4	0	12
	道路建設課	0	2	1	0	3
	治水課	1	1	1	0	3
	下水道課	0	0	1	0	1
	営繕課	0	1	0	0	1
	都市計画課	0	0	1	0	1
	市街地整備課	1	0	0	0	1
	公園緑地課	0	2	1	0	3
	開発指導課	1	35	3	0	39
	建築住宅課	0	10	0	0	10
	出納課	3	9	4	0	16
	消防本部予防課	0	1	0	0	1
	消防本部警防課	0	1	0	0	1
	消防本部大相模分署	0	1	0	0	1
小	計	21	108	36	2	167
教 育 委 員 会	学務課	1	2	0	0	3
	指導課	3	2	0	0	5
	給食課	0	0	0	1	1
	教育センター	1	0	0	0	1
小	計	5	4	0	1	10
	農 業 委 員 会	0	0	2	0	2
	固定資産評価審査委員会	0	1	0	0	1
	施 設 管 理 公 社	0	1	0	0	1
合	計	26	114	38	3	181

2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表4のとおりです。

表4 非公開又は部分公開の理由

() 内は平成26年度

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	67 (86)
法人等に関する情報（第7条第2号）	11 (30)
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	0 (0)
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	95 (122)
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	2 (1)
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	8 (13)
法令秘情報（第7条第7号）	1 (4)
存否不回答（第10条）	0 (0)
文書不存在	32 (36)
その他	3 (10)

※ 1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあります。

その他の3件については、窓口等で閲覧可能な文書であることから、条例の適用の対象外であるものや、請求書の一部について補正を求めましたが、期限までに補正が行われなかったため非公開としたものです。

3 公開請求の主な内容別件数及び個別の処理状況

公開請求の主な内容別件数は表5、個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、積極的に情報提供をしています。

また、請求があったものでも、簡易迅速に対応できるときは、情報公開請求を取り下げただき、速やかな情報の提供に努めています。この場合、個別の処理状況の「備考」欄に明記してありますが、取下げ3件のうち2件については情報提供で対応したものとなっています。

表5 公開請求の主な内容別件数

平成27年度

請 求 の 内 容	件 数
開発行為等計画届等、開発に関する文書	43
業務委託等の契約に関する文書	34
道路台帳等、道路に関する文書	11
建設リサイクル法解体届出等に関する文書	8
国民健康保険税の収納に関する文書	4
火災調査報告書等、消防に関する文書	3
教職員の自己評価に関する文書	3
地番、字界等、図面に関する文書	3
農地転用許可申請書等、農地転用等に関する文書	3

(参考) 平成26年度

請 求 の 内 容	件 数
開発行為等計画届等、開発に関する文書	49
国民健康保険税の収納に関する文書	30
業務委託等の契約に関する文書	20
業務委託等に係る支払いに関する文書	10
越谷市職員の氏名に関する文書	7
農地転用許可申請書等、農地転用等に関する文書	4
保険証券等に関する文書	4
固定資産鑑定評価員の選定に関する文書	3

表 6

個別の処理状況(4月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
1	27.4.3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成27年3月2日～3月31日の分。	市内の個人	1	平成27年3月2日～平成27年3月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	0円	630円	市長(開発指導課)	27.4.17	
2	27.4.3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成27年3月1日～平成27年3月31日届出分	その他	1	平成27年3月1日～平成27年3月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	200円	630円	市長(開発指導課)	27.4.17	
3	27.4.7	平成27年3月27日 ○○倉庫トレーラーハウス等測量調査について	市内に事務所を有する法人	1	○○○○トレーラーハウス等測定調査について(平成27年3月27日実施)	公開			0円	10円	市長(開発指導課)	27.4.21	
4	27.4.7	○○○○倉庫(株) 越谷市△△ ○○-○.○○-○「駐車場」申請H25.3.8 公共施設整備等協定書 NO.24-188	市内に事務所を有する法人	1	公共施設整備等協定書(N o. 24-188、平成25年3月8日決裁)	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者名(市職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	0円	260円	市長(開発指導課)	27.4.21	
5	27.4.7	越谷市△△ ○○-○.○○-○ ○○○○倉庫(株) 駐車場申請H25.2.14 開発行為等に係る要請書により①出入口部分②運搬計画協議について道路総務課と協議文書	市内に事務所を有する法人	1	開発行為等に係る要請書(要請日 平成25年2月14日)における、出入口部分について、道路総務課との協議文書	部分公開	第7条第4号	・個人の印影(市職員の印影を除く) ・法人の印影	0円	60円	市長(道路総務課)	27.4.21	
					開発行為等に係る要請書(要請日 平成25年2月14日)における、運搬計画協議について、道路総務課との協議文書	非公開	不存在					市長(道路総務課)	27.4.21

個別の処理状況(4月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
6	27.4.7	越谷市△△ ○○-○.○○-○ ○○○○倉庫(株) 駐車場申請H25.2.14 開発行為に係る要請書により「駐車場法」により都市計画課と協議文書	市内に事務所を有する法人		開発行為等に係る要請書(要請日 平成25年2月14日)における、駐車場法について、都市計画課との協議文書	非公開	不存在				市長(都市計画課)	27.4.21	
7	27.4.7	越谷市△△ ○○-○.○○-○ ○○○○倉庫(株) 駐車場申請H25.2.14 開発行為に係る要請書により農地転用について農業振興課と協議文書	市内に事務所を有する法人		開発行為等に係る要請書(要請日 平成25年2月14日)における、農地転用について、農業振興課との協議文書	非公開	不存在				市長(開発指導課)	27.4.21	
8	27.4.7	越谷市△△ ○○-○.○○-○ ○○○○倉庫(株) 駐車場申請H25.2.14 開発行為に係る要請書により道路建設課と協議した①警察・消防の許可文書②表層、路盤、U字溝他文書一式	市内に事務所を有する法人	1	道路整備に関する協議書(平成25年2月20日 受付第364号)	部分公開	第7条第1号第4号	・担当者名(市職員を除く) ・個人の携帯電話番号 ・個人車両のナンバープレート ・個人の印影(市職員の印影を除く) ・法人の印影	0円	220円	市長(道路建設課)	27.4.21	
					開発行為等に係る要請書(要請日 平成25年2月14日)における、警察・消防の許可について、道路建設課との協議文書	非公開	不存在				市長(道路建設課)	27.4.21	
9	27.4.7	越谷市△△ ○○-○.○○-○ ○○○○倉庫(株) 駐車場 H24.2.14消防水利施設協議書(消防本部消防課)の文書	市内に事務所を有する法人	1	消防水利施設等協議書(平成25年2月27日 受付第115号)	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者名(市職員を除く) ・個人の印影 ・法人の印影	0円	50円	市長(消防本部警防課)	27.4.21	
10	27.4.7	越谷市△△ ○○-○.○○-○ ○○○○倉庫(株) 駐車場(協定書NO,24-188) 公共施設整備着工届(H25.4.25) 添付書類一式	市内に事務所を有する法人	1	公共施設整備着工届(平成25年4月25日 受付)	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・担当者名(市職員を除く) ・取引先事業者の名称及び電話番号 ・個人の印影(市職員の印影を除く) ・法人の印影	0円	210円	市長(開発指導課)	27.4.21	

個別の処理状況(4月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
11	27.4.9	越谷市△△ ○○-○.○○-○ 資材置場申請開発許可(開発指導課)(○○建設△△氏)申請書一式	市内に事務所を有する法人	2	1 開発行為等事前協議書(平成22年12月21日受付、番号A-91)に関する書類 2 公共施設整備等協定書(No.22-151、平成23年2月15日)	部分公開	第7条第4号	・個人の印影(市職員の印影を除く) ・法人の印影	0円	460円	市長(開発指導課)	27.4.23	
12	27.4.13	2012~13年に△△○○-○を担当していた①ゴミ収集業者の住所・氏名②実際の担当者の氏名③収集作業にあたって無断でマンション所有のゴミ置場の水道を利用する権利が認められているか、業者の委託範囲のわかるもの	市内の個人	3	1 委託契約書(可燃物収集運搬委託 業者6 契約日:平成23年4月1日) 2 委託契約書(可燃物収集運搬委託 区域6 契約日:平成24年4月1日) 3 委託契約書(可燃物収集運搬委託 区域6 契約日:平成25年4月1日)	部分公開	第7条第4号	・法人及び代表者の印影	0円	420円	市長(リサイクルプラザ)	27.4.27	
				3	1 「業務委託従事者名簿及び業務委託車両一覧の提出について(報告)(平成23年4月1日決裁)」のうち、業務委託従事者名簿 2 「業務委託従事者名簿及び業務委託車両一覧の提出について(報告)(平成24年4月1日決裁)」のうち、業務委託従事者名簿 3 「業務委託従事者名簿及び業務委託車両一覧の提出について(報告)(平成25年4月1日決裁)」のうち、業務委託従事者名簿	非公開	非公開				市長(リサイクルプラザ)	27.4.27	

個別の処理状況(4月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
13	27.4.21	〇〇〇〇保育園 まちの整備に関する条例及び都市計画法書類一式	市内に事務所を有する法人	6	1 開発行為等事前協議書(平成23年3月30日受付番号A-115) 2 公共施設等整備協定書(NO.23-45 平成23年6月10日決裁) 3 開発行為許可申請について(地区コードA05 平成23年6月20日決裁) 4 広告前建築承認申請について(整理番号9 平成23年7月28日決裁) 5 都市計画法に基づく検査済証の交付について(検査済証番号第156号 平成24年3月27日決裁) 6 適合証明申請について(地区コードA05 平成23年7月28日決裁)	部分公開	第7条第1号第4号第7号	・地元農家代表の氏名 ・印鑑登録証明書の写しのうち、性別、生年月日、印影 ・個人の印影(市職員の印影を除く) ・法人の印影 ・配置図・1階平面図、面積求積図、断面図、給排水設備1階平面図	0円	1,910円	市長(開発指導課)	27.5.7	
14	27.4.21	〇〇〇〇倉庫(越谷市△△〇〇-〇.〇〇-〇)道路台帳更新指示書	市内に事務所を有する法人	1	道路台帳更新指示書(平成25年度工事分 整理(協定書)番号24-188)	公開			0円	20円	市長(道路総務課)	27.5.7	
15	27.4.21	〇〇〇〇倉庫(越谷市△△〇〇-〇.〇〇-〇)違反建築物の是正計画書 現場写真(倉庫の中、プレハブ)	市内に事務所を有する法人	2	1 是正計画書(平成26年7月7日 〇〇〇〇倉庫株式会社提出) 2 現場写真(平成27年3月27日 越谷市△△ 〇〇番〇.〇〇番〇にて撮影したもの)	部分公開	第7条第1号第2号第4号第6号才	・個人車両のナンバープレート ・現場写真のうち、施設内部の写真 ・是正方法、是正期限 ・法人の印影	0円	30円	市長(開発指導課)	27.5.7	

個別の処理状況(4月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
16	27.4.21	浄化槽台帳(越谷市△△○○-○.○○-○)○○○倉庫(越谷市△△○○-○.○○-○)水質汚濁防止法に関する届出書	市内に事務所を有する法人	1	浄化槽台帳(越谷市△△○○番地に係る部分)	部分公開	第7条第1号	・整理番号、設置者情報、合併・単独、高度処理能力、新・旧区分、メーカー名、登録番号、報告区分、型式、実施用人数、設計水量、建物用途、放流先、協会経由年、協会経由年月日、協会経由番号、設置別、人槽、建築確認検査機関名称、建築確認日、7条検査年月日、検査確認番号、処理の対象、備考	0円	10円	市長(環境政策課)	27.5.7	
					1 水質汚濁防止法に関する届出書(越谷市△△○○-○.○○-○に係る部分) 2 浄化槽台帳(越谷市△△○○-○.○○-○に係る部分)	非公開	不存在				市長(環境政策課)	27.5.7	
17	27.4.27	越谷市全域における、平成27年1月1日現在の土地・家屋の現況図で、地番図・家屋図等の「異動修正済みデジタルデータ」の複製物。又はこれに替わる「地番、筆界、字名、字界等が分かるデータ」の複製物。	その他	1	地理情報システムにより出力した地番図・家屋外形の重ね図	公開			200円	1,600円	市長(資産税課)	27.6.15	決定期間延長

個別の処理状況(5月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
18	27.5.1	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成27年4月1日～4月30日の分。	市内の個人	1	平成27年4月1日～平成27年4月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影	0円	660円	市長(開発指導課)	27.5.15	
19	27.5.7	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成27年4月1日～平成27年4月30日届出分	その他	1	平成27年4月1日～平成27年4月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影	200円	660円	市長(開発指導課)	27.5.15	
20	27.5.7	現在、紙パック飲料の取扱いをしている登録業者が分かる文書	その他								教育委員会(給食課)		27.5.20 取下げ (情報提供 で対応)
21	27.5.13	〇〇〇〇倉庫(株) 越谷市△△ 〇〇-〇、〇〇-〇事業所名等設置計画書に係る要請書(H25.3.1)、解答書	市内に事務所を有する法人	1	事業所等設置計画書に係る要請書(平成25年3月1日付け越環政第1335号)	公開			0円	10円	市長(環境政策課)	27.5.27	
					〇〇〇〇倉庫(株)(越谷市△△ 〇〇-〇、〇〇-〇)に対する事業所等設置計画書に係る要請書の回答書	非公開	不存在					市長(環境政策課)	27.5.27
22	27.5.13	〇〇〇〇倉庫(株) 道路幅員証明願申請書一式	市内に事務所を有する法人	1	道路幅員証明願(平成25年7月31日付け受付第17号)	部分公開	第7条第4号	・受取人の署名 ・法人の印影	0円	50円	市長(道路総務課)	27.5.27	
23	27.5.13	消防本部 公聴事務処理報告書(H27.4/3受理)〇〇〇〇倉庫内現地調査の件	市内に事務所を有する法人	1	広聴事務処理報告書(供覧済日平成27年4月14日)	部分公開	第7条第1号第4号	・通報者について記録されている部分 ・担当者の名刺 ・個人車両のナンバープレート ・個人の映像 ・貯蔵物の一覧 ・施設内部の写真	0円	110円	市長(消防本部予防課)	27.5.27	

個別の処理状況(5月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
24	27.5.13	消防本部予防課との協議により、開発指導課として今後の対応を決定した経過書一式 H27.4.3〇〇〇〇倉庫内現地調査	市内に事務所を有する法人		〇〇〇〇倉庫(株)(越谷市△△〇〇-〇、〇〇-〇)事業所内コンテナハウス内にある第4種エンジンオイル及び産業廃棄物の件でH27.4.3に調査した越谷市消防本部予防課とのH27.4.6の協議により、開発指導課が今後(4.6~)の対応をすることに決定した経過書一式	非公開	不存在				市長(開発指導課)	27.5.27	
25	27.5.13	越谷市△△〇〇-〇-〇〇〇運輸 □□□□事業部 開発許可申請~工事検査済証まで一式	市内に事務所を有する法人		〇〇運輸 □□□□事業部(越谷市△△〇〇-〇-〇)開発許可申請から工事検査済証まで一式	非公開	不存在				市長(開発指導課)	27.5.27	
26	27.5.13	越谷市△△〇〇-〇-〇〇〇運輸 □□□□事業部 農地転用許可申請書一式	市内に事務所を有する法人		〇〇運輸 □□□□事業部(越谷市△△〇〇-〇-〇)農地転用許可申請書一式	非公開	不存在				農業委員会事務局	27.5.27	
27	27.5.13	〇〇〇〇倉庫(株) 越谷市△△ 〇〇-〇、〇〇-〇 ①既存側溝、横断暗渠設置の施工前施工後の写真 ②現場確認時文書(目視イラスト含む)	市内に事務所を有する法人	1	道路整備に関する協議書(平成25年2月20日受付第364号)のうち、地積測量図及び写真	部分公開	第7条第1号		0円	90円	市長(道路建設課)	27.5.27	
				1	越谷市まちの整備に関する条例に基づく検査済証の交付について(検査済証番号第26号 平成25年6月28日決裁)のうち、開発工事完了検査結果指示書	部分公開	第7条第4号		0円	10円	市長(開発指導課)	27.5.27	
28	27.5.13	〇〇〇〇倉庫(株) 越谷市△△ 〇〇-〇、〇〇-〇 道路法第24条に基づく土地所有者全員の申請に関する同意書(隣接地土地所有者含む)	市内に事務所を有する法人		〇〇〇〇倉庫(株)(越谷市△△〇〇-〇、〇〇-〇)及び道路工事出入口工事(10m幅)道路法第24条に基づく土地所有者全員の申請に関する同意書(隣接地土地所有者含む)	非公開	不存在				市長(道路総務課)	27.5.27	
29	27.5.13	道水路占用許可書、回答書(H25年)、添付書類 越谷市△△ 〇〇-〇、〇〇-〇 市道10×××号	市内に事務所を有する法人		市道10×××号(越谷市△△ 〇〇-〇、〇〇-〇)道水路占用許可書・回答書(H25年)及びその添付書類	非公開	不存在				市長(道路総務課)	27.5.27	

個別の処理状況(5月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
30	27.5.13	道水路占用許可申請書・協議書、添付書類 越谷市△△ ○○-○、○○-○	市内に事務所を有する法人	1	道水路占用許可申請書 (平成25年5月21日付け 占第H25-0316号)	公開			0円	40円	市長 (道路総務課)	27.5.27	
31	27.5.13	○○○○倉庫(株) 越谷市△△ ○○-○、○○-○ 雨水流出抑制施設 ①治水課 計画書承認の書面 ②完了検査前に提出する当該雨水流出抑制施設の出来形図	市内に事務所を有する法人	1	雨水流出抑制施設の計画書 (平成25年2月20日受付第107号) (協議済年月日平成25年2月25日)	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏 ・個人の印影	0円	120円	市長 (治水課)	27.5.27	
					完了検査前に提出する○○○ ○倉庫(株)(越谷市△△ ○○-○、○○-○)の雨水流出抑制施設の出来形図	非公開	不存在			市長 (治水課)	27.5.27		
32	27.5.13	○○×丁目賃貸住宅新築工事 ABCD棟 越谷市△△ ○○-○-○、○ ○-○-○(開発許可申請、工事完了まで)	市内に事務所を有する法人	1	1 開発行為等事前協議書 (平成25年11月1日受付 番号C-59) 2 公共施設整備等協定書 (N0.25-158 平成 25年11月28日決裁) 3 越谷市まちの整備に関する 条例に基づく検査済証の交付 について(検査済証番号第 28号 平成26年6月3日 決裁)	部分公開	第7条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・担当者の氏名(市職員 の氏名を除く) ・個人車両のナンバー プレート ・個人の印影(市職員 の印影を除く) ・受取人の署名 ・平面図	0円	780円	市長 (開発指導課)	27.5.27	

個別の処理状況(6月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
33	27.6.1	「移動系デジタル防災行政無線整備工事」設計書(入札公告時の金抜設計書に金額が記載されているもの)	その他	1	予算執行伺(平成26年11月28日、伝票番号0044905-000(越谷市移動系デジタル防災行政無線整備工事)のうち、設計書の部分)	部分公開	第7条第2号	・代価表のうち、見積を行った事業者の名称	200円	2,060円	市長(危機管理課)	27.6.8	
34	27.6.4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成27年5月1日～平成27年5月31日届出分	その他	1	平成27年5月1日～平成27年5月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	200円	700円	市長(開発指導課)	27.6.16	
35	27.6.4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成27年5月1日～5月29日の分。	市内の個人	1	平成27年5月1日～平成27年5月29日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	0円	700円	市長(開発指導課)	27.6.16	
36	27.6.5	建設リサイクル届の受付一覧 ・受付期間 平成27年4月1日～6月4日 ・受付年月日 ・工事の場所 ・施工業者名 ・発生する産業廃棄物の見込量 ・解体する建物の面積	その他	1	建設リサイクル法解体届出等台帳(受付年月日:平成27年4月1日～平成27年6月4日)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所(ただし、代表者の氏名及び工事箇所は除く。)	200円	40円	市長(建築住宅課)	27.6.16	
37	27.6.22	270619答弁書の決裁書	市内の個人	1	不当利得返還請求事件に係る代理人の指定及び答弁書の提出について(伺い)(平成27年6月12日決裁)のうち、起案用紙の部分(270619答弁書の決裁書)	部分公開	第7条第1号第2号	・事件番号 ・原告及び被告に関する情報(越谷市、国を除く)	0円	0円	市長(文書法規課)	27.7.3	閲覧
38	27.6.22	平成19年度に有効だった〇〇銀行との契約書すべて	市内の個人	1	越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日 平成14年9月20日 受注者 株式会社〇〇銀行)(平成19年度に有効だった〇〇銀行との契約書すべて)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(出納課)	27.7.1	閲覧

個別の処理状況(6月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
39	27.6.22	平成19年度に有効だった△△△との委託契約書 収納データ等作成委託・単価契約(済通のデータ値よみとり、照合、管理に関するものすべて)	市内の個人	1	委託契約書(件名:収納データ等作成委託(単価契約)、 契約日:平成19年4月1日、受注者:△△△株式会社) (平成19年度に有効だった△△△との委託契約書 収納データ等作成委託・単価契約(済通のデータ値よみとり、照合、管理に関するものすべて))	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.6.26	閲覧
40	27.6.22	平成19年度に有効だった済通の管理・保管に関する契約書	市内の個人		平成19年度に有効だった済通の管理・保管に関する契約書	非公開	不存在				市長(文書法規課情報公開センター)	27.6.30	
41	27.6.22	道路位置(△△○丁目○○番○及び目○○番○の各一部)を 変更した経緯がわかる公文書	市内に事務所を有する法人	1	道路位置(△△○丁目○○番○及び目○○番○の各一部)の変更・公告を実施する際の 伺い文書	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の氏名及び住所(登記簿謄本等で確認できるものを除く) ・代理者の氏名及び住所 ・個人及び代理者の電話番号 ・個人の生年月日及び性別 ・家屋地番順リストの現況床面積及び住民コード ・土地地番順リストの現況地目及び現況地積 ・個人車両のナンバープレート ・個人の印影(市職員の印影を除く) ・法人の印影	0円	680円	市長(建築住宅課)	27.7.3	

個別の処理状況(6月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
42	27.6.29	〇〇〇〇□□店特定施設設置届出書(コンプレッサ)	市内の個人	2	1 特定施設設置届出書の受理及び受理書の交付について(伺い)(平成21年12月9日決裁) 2 特定施設設置届出書の受理について(伺い)(平成26年7月22日決裁)	部分公開	第7条第1号第2号第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者の名刺 ・担当者の氏 ・特定施設の型式及び仕様 ・設置施設の型式 ・取引先事業者の名称 ・個人及び法人の印影(市の職員の印影を除く) ・〇〇〇〇□□店1階平面図 ・機械施設の配置図のうち、間取りの部分 ・開口部図 ・作業場レイアウト図のうち、間取りの部分 	0円	250円	市長(環境政策課)	27.7.13	

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
43	27.7.1	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成27年6月1日～6月30日の分。	市内の個人	1	平成27年6月1日～平成27年6月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	0円	540円	市長(開発指導課)	27.7.15	
44	27.7.1	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成27年6月1日～平成27年6月30日届出分	その他	1	平成27年6月1日～平成27年6月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	540円	市長(開発指導課)	27.7.15	
45	27.7.13	平成20年度に有効だった〇〇〇との委託契約書 収納データ等作成委託・単価契約(済通のデータ値よみとり、照合、管理に関するものすべて)	市内の個人	1	委託契約書(件名:収納データ等作成委託(単価契約)、契約日:平成20年4月1日、受注者:〇〇〇株式会社) (平成20年度に有効だった済通の管理・保管に関する〇〇〇との契約書 すべて)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.7.27	閲覧
46	27.7.13	平成21年度に有効だった〇〇〇との委託契約書 収納データ等作成委託・単価契約(済通のデータ値よみとり、照合、管理に関するものすべて)	市内の個人	1	委託契約書(件名:収納データ等作成委託(単価契約)、契約日:平成21年4月1日、受注者:〇〇〇株式会社) (平成21年度に有効だった済通の管理・保管に関する〇〇〇との契約書 すべて)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.7.27	閲覧
47	27.7.13	平成22年度に有効だった〇〇〇との委託契約書 収納データ等作成委託・単価契約(済通のデータ値よみとり、照合、管理に関するものすべて)	市内の個人	1	委託契約書(件名:収納データ等作成委託(単価契約)、契約日:平成22年4月1日、受注者:〇〇〇株式会社) (平成22年度に有効だった済通の管理・保管に関する〇〇〇との契約書 すべて)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.7.27	閲覧

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
48	27.7.13	平成20年度に有効だった〇〇〇〇銀行との契約書すべて	市内の個人	1	越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日平成14年9月20日 受注者株式会社〇〇〇銀行) (平成20年度に有効な〇〇〇〇銀行との契約書すべて(仕様書等すべて))	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(出納課)	27.7.24	閲覧
49	27.7.13	平成21年度に有効だった〇〇〇〇銀行との契約書すべて	市内の個人	1	越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日平成14年9月20日 受注者株式会社〇〇〇銀行) (平成20年度に有効な〇〇〇〇銀行との契約書すべて(仕様書等すべて))	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(出納課)	27.7.24	閲覧
50	27.7.17	〇〇〇〇〇〇業設備警備及び清掃業務の入札決定	その他	2	1 〇〇〇〇〇〇設備警備業務委託(三者契約)の契約締結について(伺い)(平成26年3月27日決裁) 2 〇〇〇〇〇〇清掃業務委託(三者契約)の契約締結について(伺い)(平成26年3月31日決裁)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影(ただし、公益財団法人越谷市施設管理公社及び〇〇〇〇〇〇株式会社の印影は除く)	400円	40円	施設管理公社(総務課)	27.7.31	
51	27.7.17	〇〇〇〇越谷△△店の新店工事に関わる行政指導の詳細を記した文書	その他	1	廃棄物に関する相談・照会・調査・連絡等 対応簿 (件名:越谷市△△地内の掘り起こし産廃について(平成25年5月20日))	公開			200円	50円	市長(産業廃棄物指導課)	27.7.30	

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				11	※1	部分公開	第7条第1号第2号第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名(公務員、土地所有者、建築士(公になっているもの)及び法人代表者を除く) ・個人の住所に係る情報 ・個人の電話番号 ・取引先事業者の名称(公になっているものを除く) ・「6 廃棄物に関する相談・照会・調査・連絡等 対応簿(件名:越谷市△△地内の掘り起こし産廃について(平成25年6月21日))」のうち、汚染土壌処理業許可証 ・法人の印影 	2,200円	250円	市長(産業廃棄物指導課)	27.7.30	
※1 1 廃棄物に関する 相談・照会・調査・連絡等 対応簿(件名:越谷市△△地内の掘り起こし産廃について(平成25年5月28日)) 2 廃棄物に関する 相談・照会・調査・連絡等 対応簿(件名:越谷市△△地内の掘り起こし産廃について(平成25年5月30日)) 3 廃棄物に関する 相談・照会・調査・連絡等 対応簿(件名:越谷市△△地内の掘り起こし産廃について(平成25年6月7日)) 4 廃棄物に関する 相談・照会・調査・連絡等 対応簿(件名:越谷市△△地内の掘り起こし産廃について(平成25年6月12日)) 5 相談・対応カード(受付No. H25-18) 6 廃棄物に関する 相談・照会・調査・連絡等 対応簿(件名:越谷市△△地内の掘り起こし産廃について(平成25年6月21日)) 7 廃棄物に関する 相談・照会・調査・連絡等 対応簿(件名:〇〇〇越谷△△店建設に係る住民からの苦情について(平成25年8月6日)) 8 立入指導結果報告書(廃棄物)(件名:〇〇〇越谷△△店建設予定地) 9 廃棄物に関する 相談・照会・調査・連絡等 対応簿(件名:〇〇〇越谷市△△店建設予定地の産廃について(平成25年8月23日)) 10 廃棄物に関する 相談・照会・調査・連絡等 対応簿(件名:〇〇〇越谷市△△店建設予定地の掘り起こし産廃について(平成25年10月1日)) 11 廃棄物に関する 相談・照会・調査・連絡等 対応簿(件名:〇〇〇越谷市△△店建設予定地の埋設廃棄物について(平成25年11月5日))													
52	27.7.29	さいたま地裁への答弁書作成に使った資料すべて(270619)	市内の個人	2	1 不当利得返還請求事件に係る書証(乙第1~11号証)(副本)の写し 2 国保個人履歴画面(さいたま地裁への答弁書作成に使った資料すべて(270619))	非公開	非公開				市長(文書法規課)	27.8.11	閲覧

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
53	27.7.29	△△△△との約書19年20年21年度のすべての一覧表	市内の個人	1	財務会計システムより抽出した契約案件一覧(年度:平成19年度から平成21年度 受注者:株式会社△△△△)(△△△△との約書19年20年21年度のすべての一覧表)	公開			0円	0円	市長(契約課)	27.8.7	閲覧
54	27.7.29	△△△△銀行との契約書22年度・23年度分 △△△△銀行との契約書の一覧表	市内の個人	5	1. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日 平成14年9月20日 受注者 株式会社○○○銀行) 2. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書(契約日 平成20年4月1日 受注者 株式会社△△△△銀行) 3. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書(契約日 平成22年4月1日 受注者 株式会社△△△△銀行) 4. 覚書(契約日 平成22年4月1日 受注者 株式会社△△△△銀行) 5. 覚書(契約日 平成23年4月1日 受注者 株式会社△△△△銀行) (△△△△銀行との契約書22年度・23年度分)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(出納課)	27.8.10	閲覧
					△△△△銀行との契約書の一覧表	非公開	不存在			市長(出納課)	27.8.10	閲覧	
55	27.7.29	乙第11号証のバーコード情報44桁の説明が明示してある文書すべて	市内の個人	1	詳細設計書(乙第11号証のバーコード情報44桁の説明が明示してある文書すべて)	部分公開	第7条第2号	・バーコード情報2欄の設定内容、項目説明等 ・自由使用欄の①欄、④欄、⑧欄及び⑨欄の内容、桁数の内訳、設定内容、項目説明等	0円	0円	市長(国民健康保険課)	27.8.11	閲覧

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
56	27.7.29	株式会社〇〇〇との契約書 (H19~H23年度)	市内の個人	1	業務委託契約書 (文書保存委託 履行期間： 平成21年2月1日から平成26年1 月31日まで) (株式会社〇〇 〇との契約書 (H19~H23年 度)のうち、平成20年度(平 成21年2月1日からの契約 分)、平成21年度、平成22年 度及び平成23年度分のもの)	部分公開	第7条 第4号	・法人の印影	0円	0円	市長 (文書法規課情 報公開セン ター)	27.8.4	閲覧
					株式会社〇〇〇との契約書 (H19~H23年度)のうち、平 成19年度、平成20年度(平成 20年4月1日から平成21年1月31 日分)のもの	非公開	不存在				市長 (文書法規課情 報公開セン ター)	27.8.4	閲覧

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
57	27.7.30	〇〇〇〇銀行との契約書すべて(平成19年度~24年度まで)	市内の個人	8	1. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日平成14年9月20日 受注者株式会社〇〇〇銀行) 2. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書(契約日平成20年4月1日 受注者株式会社〇〇〇〇銀行) 3. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書(契約日平成22年4月1日 受注者株式会社〇〇〇〇銀行) 4. 覚書(契約日平成20年4月1日 受注者株式会社〇〇〇〇銀行) 5. 覚書(契約日平成21年4月1日 受注者株式会社〇〇〇〇銀行) 6. 覚書(契約日平成22年4月1日 受注者株式会社〇〇〇〇銀行) 7. 覚書(契約日平成23年4月1日 受注者株式会社〇〇〇〇銀行) 8. 覚書(契約日平成24年4月1日 受注者株式会社〇〇〇〇銀行) (〇〇〇〇銀行との契約書すべて(平成19年度~24年度まで))	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(出納課)	27.8.11	閲覧
58	27.7.30	〇〇〇〇銀行との契約書の一覧表 平成19年度から23年度まで	市内の個人		〇〇〇〇銀行との契約書の一覧表 平成19年度から23年度まで	非公開	不存在				市長(出納課)	27.8.11	閲覧

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
59	27.7.30	平成20年度の発番台帳 広報広聴課、収納課、国民健康保険課、出納課	市内の個人	1	平成20年度 文書收受発送簿(納税課) (平成20年度の発番台帳のうち収納課分)	公開			0円	0円	市長 (文書法規課情報公開センター)	27.8.13	閲覧
				3	1.平成20年度 文書收受発送簿(広報広聴課) 2.平成20年度 文書收受発送簿(国民健康保険課) 3.平成20年度 文書收受発送簿(出納課) (平成20年度の発番台帳のうち広報広聴課、国民健康保険課、出納課分)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名	0円	0円	市長 (文書法規課情報公開センター)	27.8.13	閲覧
60	27.7.30	△△△との契約書一覧表(19年度から24年度まで)	市内の個人	1	財務会計システムより抽出した契約案件一覧(年度:平成19年度から平成24年度 受注者:△△△株式会社) (△△△との契約書一覧表(19年度から24年度まで))	公開			0円	0円	市長 (契約課)	27.8.7	閲覧
61	27.7.30	〇〇〇との契約書すべて 平成19年度分	市内の個人	1	委託契約書(情報機器保守管理委託料 契約日 平成19年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長 (人権・男女共同参画推進課)	27.8.10	閲覧
				1	委託契約書(公的個人認証装置保守委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長 (情報統計課)	27.8.13	閲覧
				1	委託契約書(情報学習機器保守管理委託料 契約日 平成19年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長 (青少年課 児童館ヒマワリ)	27.8.11	閲覧
					委託契約書(ホスティングサービス委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社)	非公開	不存在				市長 (広報広聴課)	27.8.10	閲覧

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
					1. 委託契約書(老人保健共同電算システム保守委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 2. 委託契約書(国保連合会総合オンラインシステム・コクホラインシステムハードウェア保守管理業務委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 3. 委託契約書(国保ライン2000システム維持管理業務委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社)	非公開	不存在				市長 (国民健康保険課)	27.8.7	閲覧
					物品供給契約書(市内LAN消耗品費購入(生体認証ユニット) 契約日 平成20年2月27日 受注者 ○○○株式会社)	非公開	不存在				市長 (契約課)	27.8.7	閲覧
				17	※2	部分公開	第7条 第4号	・法人の印影	0円	0円	市長 (契約課)	27.8.7	閲覧

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
	※2	1. 委託契約書(収納データ等作成委託(単価契約) 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 2. 委託契約書(戸籍情報システム等機器賃貸借 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 3. 委託契約書(戸籍情報システム等保守管理委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 4. 委託契約書(LGWAN関係機器保守委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 5. 委託契約書(庁内LANウイルス対策ソフト等保守委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 6. 委託契約書(庁内LANクライアント等保守委託(平成12年度以降分) 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 7. 委託契約書(庁内LANクライアント等保守委託(平成12年度以降分) 契約変更日 平成19年12月20日 受注者 ○○○株式会社) 8. 委託契約書(庁内LAN運用支援業務委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 9. 委託契約書(地域イントラネットソフト及びハード保守委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 10. 委託契約書(地域イントラネットソフト及びハード保守委託 契約変更日 平成19年12月20日 受注者 ○○○株式会社) 11. 賃貸借契約書(LGWAN機器借上 契約日 平成19年4月1日 受注者 ○○○株式会社) 12. 託契約書(学校系ネットワーク運営支援業務委託 契約日 平成19年7月17日 受注者 ○○○株式会社) 13. 託契約書(平成19年度庁内LAN端末設定設置作業委託 契約日 平成19年9月13日 受注者 ○○○株式会社) 14. 託契約書(学校系ネットワーククライアント追加分運用支援業務委託 契約日 平成19年10月31日 受注者 ○○○株式会社) 15. 託契約書(平成19年度ファイルサーバ構築業務委託 契約日 平成20年2月4日 受注者 ○○○株式会社) 16. 託契約書(人事異動に伴うサーバ機器設定業務委託 契約日 平成20年3月31日 受注者 ○○○株式会社) 17. 託契約書(組織改正及び人事異動に伴う庁内LAN機器移設・設定委託 契約日 平成20年3月31日 受注者 ○○○株式会社)											
62	27.7.30	国保税の済通裏の管理コードを印字した工程が分る文書	市内の個人	1	納付済通知書へのナンバリング印字とデータ返却について(国保税の済通裏の管理コードを印字した工程が分る文書)	公開			0円	0円	市長(出納課)	27.8.11	閲覧
63	27.7.30	国保税の済通裏の管理コードを印字したものの分る文書(印刷した会社・場所・人物)	市内の個人	1	納付済通知書へのナンバリング印字とデータ返却について(国保税の済通裏の管理コードを印字したものの分る文書(印字した会社・場所・人物)のうち会社分)	公開			0円	0円	市長(出納課)	27.8.11	閲覧
					国保税の済通裏の管理コードを印字したものの分る文書(印字した会社・場所・人物)のうち場所・人物分	非公開	不存在					市長(出納課)	27.8.11

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
64	27.7.31	〇〇〇〇銀行との契約書のうち、27年度に有効なものすべて	市内の個人	5	1. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日平成14年9月20日 受注者 株式会社〇〇〇銀行) 2. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書(契約日平成20年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇銀行) 3. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書(契約日平成22年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇銀行) 4. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書(契約日平成25年11月1日 受注者 株式会社〇〇〇銀行) 5. 覚書(契約日平成27年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇銀行) (〇〇〇〇銀行との契約書のうち、27年度に有効なものすべて)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(出納課)	27.8.11	閲覧

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
65	27.7.31	〇〇〇〇銀行との契約書のうち、26年度に有効なものすべて	市内の個人	5	1. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日平成14年9月20日 受注者 株式会社〇〇〇銀行) 2. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書(契約日平成20年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇銀行) 3. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書(契約日平成22年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇銀行) 4. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書(契約日平成25年11月1日 受注者 株式会社〇〇〇銀行) 5. 覚書(契約日平成26年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇銀行) (〇〇〇〇銀行との契約書のうち、26年度に有効なものすべて)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長 (出納課)	27.8.11	閲覧

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
66	27.8.3	〇〇〇〇との契約書19年度分すべて、20年度分すべて、21年度分すべて、22年度分すべて	市内の個人	1	委託契約書(下水道受益者負担金システム保守委託 契約日 平成19年6月28日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業本部)	非公開	不存在				市長(下水道課)	27.8.17	閲覧
				3	1 委託契約書(地区センター諸証明発行システム機器保守管理委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第一部) 2 委託契約書(地区センター諸証明発行システム機器保守管理委託 契約日 平成20年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第一部) 3 委託契約書(地区センター諸証明発行システム機器保守管理委託 契約日 平成21年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第一部)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(市民活動支援課)	27.8.17	閲覧
				2	1 委託契約書(事前基本チェックリスト入力業務委託 契約日 平成20年12月25日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業本部) 2 委託契約書(基本チェックリスト入力業務委託(単価契約) 契約日 平成22年12月28日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第一部)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(福祉推進課 地域包括総合支援センター)	27.8.17	閲覧

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
					1 賃貸借契約書(交通災害共済デスクトップパソコン・プリンター機器借上げ 契約日 平成19年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業本部) 2 賃貸借契約書(交通災害共済デスクトップパソコン・プリンター機器借上げ 契約日 平成20年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業本部) 3 賃貸借契約書(交通災害共済デスクトップパソコン・プリンター機器借上げ 契約日 平成21年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業本部) 4 賃貸借契約書(交通災害共済デスクトップパソコン・プリンター機器借上げ 契約日 平成22年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業本部) 5 委託契約書(平成21年度交通災害共済保守管理業務委託 契約日 平成21年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業本部) 6 委託契約書(平成21年度交通災害共済保守管理業務委託 契約日 平成22年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業本部)	非公開	不存在				市長(くらし安心課)	27.8.17	閲覧
			223	1. 委託契約書(市税電算委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第一部) ほか222件	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.8.17	閲覧	

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				3	1 委託契約書(国民健康保険税納付書ダイバートマーク出力対応 改修 契約日 平成22年1月8日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第本部) 2 委託契約書(高齢受給者被保険者証再発行に伴う運用業務委託 契約日 平成21年3月5日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第本部) 3 委託契約書(国民健康保険税電算業務委託(期別処理) 契約日 平成19年5月18日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第本部)	非公開	不存在				市長 (国民健康保険課)	27.8.17	閲覧
				4	1 委託契約書(市政世論調査対象者抽出電算業務委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第一部) 2 委託契約書(市政世論調査対象者抽出電算業務委託 契約日 平成20年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第一部) 3 委託契約書(平成21年度市政世論調査対象者抽出電算業務委託 契約日 平成21年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第一部) 4 委託契約書(平成22年度市政世論調査対象者抽出電算業務委託 契約日 平成22年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇公共営業第一部)	部分公開	第7条 第4号	・法人の印影	0円	0円	市長 (広報広聴課)	27.8.17	閲覧

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
					1 賃貸借契約書(住基ネットワーク機器(ICカード発行機)賃貸借(再リース)契約日平成19年4月1日)受注者株式会社〇〇〇〇公共営業本部) 2 賃貸借契約書(住基ネットワーク機器(ICカード発行機)賃貸借(再リース)契約日平成20年4月1日)受注者株式会社〇〇〇〇公共営業本部)	非公開	不存在				市長(市民課)	27.8.17	閲覧
				1	委託契約書(住基ネットワーク機器保守管理委託)契約日平成20年4月1日受注者株式会社〇〇〇〇公共営業本部)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(市民課)	27.8.17	閲覧
67	27.8.3	〇〇〇〇との契約書(平成20年度分)すべて	市内の個人	1	越谷市税等コンビニ収納業務委託契約書(契約日平成20年4月1日)受注者株式会社(〇〇〇〇との契約書平成20年度分)すべて)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.8.17	閲覧
68	27.8.3	〇〇〇〇との契約書(平成21年度分)すべて	市内の個人	1	越谷市税等コンビニ収納業務委託契約書(契約日平成21年4月1日)受注者株式会社(〇〇〇〇との契約書平成21年度分)すべて)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.8.17	閲覧
69	27.8.3	〇〇〇〇との契約書(平成22年度分)すべて	市内の個人	1	越谷市税等コンビニ収納業務委託契約書(契約日平成22年4月1日)受注者株式会社(〇〇〇〇との契約書平成22年度分)すべて)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.8.17	閲覧

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
70	27.8.3	〇〇〇〇の関連会社との契約書(平成19年度分)すべて(〇〇〇で検索して)	市内の個人	5	1. 委託契約書(図書館システム保守管理委託 契約日 平成19年4月1日 受注者 〇〇〇〇・〇〇〇〇株式会社) 2. 埼玉県市町村電子申請共同システムサービス提供業務委託契約書(平成19年度)(契約日 平成19年4月1日 受注者 (株)〇〇〇〇〇〇-埼玉・〇〇〇〇〇〇(株)特定共同企業体) 3. 請負契約書(「住民基本台帳カード」印刷請負 契約日 平成19年5月17日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社) 4. 賃貸借契約書(公共下水道受益者負担金管理システムソフト賃貸借(平成19年度導入) 契約日 平成19年6月20日 受注者 〇〇〇〇〇株式会社関東支店) 5. 請負契約書(「住民基本台帳カード」印刷請負 契約日 平成19年10月26日 受注者 〇〇〇〇〇株式会社)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.8.17	閲覧
71	27.8.3	〇〇〇〇の関連会社との契約書(平成20年度分)すべて(〇〇〇で検索して)	市内の個人	7	※3	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.8.17	閲覧
※3 1. 委託契約書(図書館システム保守管理委託 契約日 平成20年4月1日 受注者 〇〇〇〇・〇〇〇〇株式会社) 2. 埼玉県市町村電子申請共同システムサービス提供業務委託契約書(平成20年度)(契約日 平成20年4月1日 受注者 (株)〇〇〇〇〇〇-埼玉・〇〇〇〇〇〇(株)特定共同企業体) 3. 埼玉県市町村電子申請共同システムサービス提供業務委託契約書の一部変更契約書(契約変更日 平成20年12月25日 受注者 (株)〇〇〇〇〇〇-埼玉・〇〇〇〇〇〇(株)特定共同企業体) 4. 請負契約書(「住民基本台帳カード」印刷請負 契約日 平成20年6月11日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社) 5. 賃貸借契約書(生活保護システム賃貸借(長期継続契約) 契約日 平成20年8月7日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社関東支店) 6. 請負契約書(「住民基本台帳カード」印刷請負 契約日 平成20年11月7日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社) 7. 賃貸借契約書(平成20年度NASファイルサーバ賃貸借(長期継続契約) 契約日 平成21年2月2日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社関東支店)													

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
72	27.8.3	〇〇〇〇の関連会社との契約書(平成21年度分)すべて(〇〇〇で検索して)	市内の個人	1	賃貸借契約書(越谷市北部市民会館防犯カメラ及び録画システム賃貸借 契約日 平成22年4月1日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社関東支店)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(市民活動支援課)	27.8.17	閲覧
					請負契約書(「住民基本台帳カード」印刷請負 契約日 平成21年4月22日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社) (〇〇〇〇の関連会社との契約書(平成21年度分)すべて(〇〇〇で検索して))	非公開	不存在			市長(契約課)	27.8.17	閲覧	
				7	※4	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.8.17	閲覧
※4 1. 委託契約書(図書館システム保守管理委託 契約日 平成21年4月1日 受注者 株式会社〇〇〇〇・〇〇) 2. 埼玉県市町村電子申請共同システムサービス提供業務委託契約書(平成21年度)(契約日 平成21年4月1日 受注者 株〇〇〇〇〇〇一埼玉・〇〇〇〇〇〇(株)特定共同企業体) 3. 請負契約書(「住民基本台帳カード」印刷請負 契約日 平成21年4月28日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社) 4. 請負契約書(「住民基本台帳カード」印刷請負 契約日 平成21年6月29日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社) 5. 賃貸借契約書(平成21年度業務系機器賃貸借(長期継続契約) 契約日 平成21年6月25日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社関東支店) 6. 賃貸借契約書(緊急通報システム機器賃貸借(長期継続契約) 契約日 平成21年7月27日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社関東支店) 7. 請負契約書(「住民基本台帳カード」印刷請負 契約日 平成21年12月28日 受注者 〇〇〇〇〇〇株式会社)													
73	27.8.3	〇〇〇〇の関連会社との契約書(平成22年度分)すべて(〇〇〇で検索して)	市内の個人	6	※5	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.8.17	閲覧

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
※5 1. 委託契約書(図書館システム保守管理委託 契約日 平成22年4月1日 受注者 株式会社○○○○・○○) 2. 埼玉県市町村電子申請共同システムサービス提供業務委託契約書(平成22年度) (契約日 平成22年4月1日 受注者 (株)○○○○○○○ー埼玉・○○○○○○○(株)特定共同企業体) 3. 物品供給契約書(住民基本台帳カード購入 契約日 平成22年4月21日 受注者 ○○○○○○株式会社) 4. 委託契約書(図書館システム電算委託(長期継続契約) 契約日 平成22年6月24日 受注者 株式会社○○○○・○○) 5. 賃貸借契約書(消防緊急情報システム機器賃貸借(長期継続契約) 契約日 平成22年10月14日 受注者 ○○○○○○株式会社関東支店) 6. 物品供給契約書(住民基本台帳カード購入 契約日 平成23年1月26日 受注者 ○○○○○○株式会社)													
74	27.8.4	中高層建築物標識設置(お知らせ看板)の状況(平成27年1月~8月まで)	その他	8	1 近隣説明等報告書の標識に係わる部分(平成27年1月15日) 2 近隣説明等報告書の標識に係わる部分(平成27年3月30日) 3 近隣説明等報告書の標識に係わる部分(平成27年4月6日) 4 近隣説明等報告書の標識に係わる部分(平成27年5月1日) 5 近隣説明等報告書の標識に係わる部分(平成27年5月12日) 6 近隣説明等報告書の標識に係わる部分(平成27年5月28日) 7 近隣説明等報告書の標識に係わる部分(平成27年6月12日) 8 近隣説明等報告書の標識に係わる部分(平成27年7月6日)	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の印影(市の職員の印影を除く) ・法人の印影	1,600円	0円	市長(開発指導課)	27.8.17	閲覧
75	27.8.5	保険始期が平成26年7月1日から平成27年6月30日の間の損害保険契約の内容が分かる以下の書類。 ①保険証券の写し ②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書などの写し	その他	2	1 傷害総合保険(契約日平成27年6月12日 証券番号3550124601)のうち、保険契約の内容がわかる部分 2 医師・歯科医師等傷害保険仕様書	公開			400円	20円	市長(市民健康課)	27.8.19	

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				6	1 医師賠償責任保険仕様書(小児夜間急患診療所) 2 賠償責任保険証券(契約日平成27年2月19日 証券番号5443907474)のうち、保険契約の内容がわかる部分 3 賠償責任保険証券(契約日平成27年2月19日 証券番号5443907488)のうち、保険契約の内容がわかる部分 4 越谷市夜間急患資料所医師等賠償責任保険料仕様書 5 傷害総合保険(契約日平成27年4月14日 証券番号3549723879)のうち、保険契約の内容がわかる部分 6 越谷市夜間急患診療所医師等傷害保険仕様書	公開			1,200円	80円	市長(地域医療課)	27.8.19	
				1	医師賠償責任保険(契約日平成26年12月15日 証券番号3418852401)のうち、保険契約の内容がわかる部分	部分公開	第7条第1号	・社員名	200円	10円	市長(地域医療課)	27.8.19	
				2	1 賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日平成27年4月13日 証券番号5443996978)のうち、保険契約の内容がわかる部分 2 越谷市保健所医師等賠償責任保険料仕様書(別紙図面を除く)	公開			400円	50円	市長(保健総務課)	27.8.19	
				2	1 賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日平成27年4月13日 証券番号5443997060)のうち、保険契約の内容がわかる部分 2 公共施設(河川・用水路・遊水池・調整池)管理者賠償責任保険仕様書	公開			400円	50円	市長(治水課)	27.8.19	

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				2	1 賠償責任保険証券(一般種目用)(契約日平成27年4月27日証券番号5444000782)のうち、保険契約の内容がわかる部分 2 賠償責任保険仕様書(西大袋土地区画整理事業)	公開			400円	30円	市長(市街地整備課)	27.8.19	
				1	運送保険仕様書	公開			200円	10円	市長(出納課)	27.8.19	
				1	運送保険証券(申込日平成27年4月9日証券番号7002822340)のうち、保険契約の内容がわかる部分	部分公開	第7条第4号	・法人及び取締役社長の印影	200円	10円	市長(出納課)	27.8.19	
76	27.8.5	保険始期が平成26年7月1日から平成27年6月30日の間の損害保険契約の内容が分かる以下の書類。①保険証券の写し②当該保険契約の保険料算出条件が分かる仕様書などの写し	その他	2	1 保険証券(統合賠償責任保険)(契約日平成27年4月10日証券番号1538475231)のうち、保険契約の内容がわかる部分 2 教育活動等傷害保険仕様書	公開			400円	30円	教育委員会(指導課)	27.8.19	
77	27.8.6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成27年7月1日～平成27年7月31日届出分	その他	1	平成27年7月1日～平成27年7月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	740円	市長(開発指導課)	27.8.20	
78	27.8.6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成27年7月1日～平成27年7月31日届出分	市内の個人	1	平成27年7月1日～平成27年7月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	0円	740円	市長(開発指導課)	27.8.20	

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
79	27.8.10	〇〇〇〇銀行の子会社が作成した収納システム契約書・仕様書すべて(平成19年度、平成20年度に有効なもの)	市内の個人		〇〇〇〇銀行の子会社が作成した収納システム契約書・仕様書すべて(平成19年度、平成20年度に有効なもの)	非公開	その他				市長(契約課)	27.10.1	請求書の一部について、補正を求めたが、期限までに補正が行われなかったため。
80	27.8.10	(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業本部 □□□□□□との契約書(平成19年度、20年度)	市内の個人		(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業本部 □□□□□□との契約書(平成19年度、20年度)	非公開	その他				市長(契約課)	27.10.1	請求書の一部について、補正を求めたが、期限までに補正が行われなかったため。
81	27.8.10	平成19年度・20年度に市役所内指定金融機関派出所の仕事内容の分かる文書	市内の個人		平成19年度・20年度に市役所内指定金融機関派出所の仕事内容の分かる文書	非公開	その他				市長(出納課)	27.8.24	閲覧
82	27.8.13	平成18年以降、社会福祉法人の仮理事選任に関する申請書	その他		平成18年以降、社会福祉法人の仮理事選任の申請者として、任期満了後の前理事を利害関係人として申請を受けた場合、前理事が出した申請書と添付された履歴書或いは登記簿謄抄本(前理事が申請者であると分かれば良い)、それに対する所轄庁の起案書・決裁書、承認書等と申請者及び法人に発行した任命書もしくは選任書	非公開	不存在				市長(福祉指導監査課)	27.8.27	
83	27.8.19	越国保第728号平成27年8月12日付けの詳細設計書を含んでいる文書	市内の個人		越国保第728号平成27年8月12日付けの詳細設計書を含んでいる文書	非公開	不存在				市長(出納課)	27.9.2	閲覧

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
84	27.8.19	〇〇〇との委託契約書すべて20年度から27年度まで(23年度からにかえる)	市内の個人	1	委託契約書(ホスティングサービス委託 契約日 平成23年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(広報広聴課)	27.8.27	閲覧
				70	1. 委託契約書(LGWAN関連機器保守委託 契約日 平成23年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社)ほか69件	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(契約課)	27.8.25	閲覧
				6	1 委託契約書(国保連合会総合オンラインシステム保守管理業務委託 契約日 平成23年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社) 2 委託契約書(国保連合会総合オンラインシステム保守管理業務委託 契約日 平成24年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社) 3 委託契約書(国保連合会総合オンラインシステム保守管理業務委託 契約日 平成25年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社) 4 委託契約書(国保連合会総合オンラインシステム保守管理業務委託 契約日 平成26年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社) 5 委託契約書(国保連合会総合オンラインシステム保守管理業務委託 契約日 平成27年4月1日 受注者 〇〇〇株式会社) 6 委託契約書(国民健康保険課の事務所移転に伴う広域連合標準システム移転改修業務委託 契約日 平成27年2月24日 受注者 〇〇〇株式会社)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影 ・6の仕様書及び国保総合システムに係る問合せ票のうち、施設配置の記述	0円	0円	市長(国民健康保険課)	27.9.2	閲覧

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				1	委託契約書(LGWAN関連機器保守委託 契約日 平成25年4月1日 受注者 ○○○株式会社)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(情報統計課)	27.9.2	閲覧
85	27.8.19	○○○○銀行との契約書(変更契約書も含む)すべて15から18年度まで・25年度	市内の個人	1	越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書(契約日 平成14年9月20日 受注者 株式会社○○○銀行) (○○○○銀行との契約書(変更契約書も含む)すべて。15から18年度まで・25年度のうちの、15から18年度のもの)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(出納課)	27.9.1	閲覧
				5	1. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約書 (契約日 平成14年9月20日 受注者 株式会社○○○銀行) 2. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書 (契約日 平成20年4月1日 受注者 株式会社○○○○銀行) 3. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書 (契約日 平成22年4月1日 受注者 株式会社○○○○銀行) 4. 越谷市指定金融機関公金事務取扱契約の一部変更契約書 (契約日 平成25年11月1日 受注者 株式会社○○○○銀行) 5. 覚書 (契約日 平成25年4月1日 受注者 株式会社○○○○銀行) (○○○○銀行との契約書(変更契約書も含む)すべて。15から18年度まで・25年度のうちの、25年度のもの)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影	0円	0円	市長(出納課)	27.9.1	閲覧

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関 (所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
86	27.8.21	建設リサイクル届の受付一覧 受付期間 平成27年6月1日 ～8月21日 ①受付年月日 ②施工場所 ③施行期間 ④ 施行業者 ⑤発生する産業廃 棄物の見込量 ⑥解体する建 物の構造 (S. W. RC3F等)	その他	1	建設リサイクル法解体届出等 台帳 (受付年月日:平成27年 6月1日～平成27年8月21日)	部分公開	第7条 第1号	・個人の氏名及び住所 (ただし、代表者の氏 名及び工事箇所は除 く。)	200円	50円	市長 (建築住宅課)	27.9.1	
87	27.8.28	越谷市斎場のダイオキシン類 の測定結果	その他	1	・越谷市斎場平成24年度排 ガス等検査業務報告書(1回 目)のうち、総括部分、ダ イオキシン類に関する計量証 明書、排ガス等に関する計量 証明書 ・越谷市斎場平成24年度排 ガス等検査業務報告書(2回 目)のうち、総括部分、ダ イオキシン類に関する計量証 明書、排ガス等に関する計量 証明書	部分公開	第7条 第1号 第4号	・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	320円	市長 (市民課)	27.9.8	

個別の処理状況(9月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
88	27.9.1	建設リサイクル法解体届出 H27年8月1日～H27年8月31日	その他	1	建設リサイクル法解体届出等 台帳(受付年月日:平成27年 8月1日～平成27年8月31日)	部分公開	第7条 第1号	・個人の氏名及び住所 (ただし、代表者の氏 名及び工事箇所は除 く。)	200円	20円	市長 (建築住宅課)	27.9.11	
89	27.9.3	①平成28年度中学校教科用図 書各校における調査研究報 告書②平成28年度中学校教科 用図書展示会アンケート回 答用紙(教育委員会事務局で 集約したもの)	市内の 個人	1	教科書展示会アンケート集計 (実施機関 平成27年6月19日 ～7月4日)	公開			0円	390円	教育委員会 (指導課)	27.9.11	
				1	平成28年度 中学校教科用図 書各校における調査研究報告 書	部分公開	第7条 第5号 第6号才	・学校名、校長の氏名 及び学校の印影	0円	150円	教育委員会 (指導課)	27.9.11	
90	27.9.3	・○○○○○○△△△店(越 谷市○○○□□□-□)に 関する事前協議書及びその関係 書類 ・○○○○○○○○○○△△△ 店(越谷市○○○□□□- □)に関する事前協議書及び その関係書類	市内の 個人	10	1 開発行為等事前協議書(平 成19年5月18日受付 受付番号 A26) 2 公共施設整備等協定書 (No. 19-127) 3 適合証明申請について(平 成19年10月18日受付 第156 号) 4 道路用地無償譲渡申込書 (平成10年4月30日受付 第A2 号) 5 越谷市開発指導要綱に基 づく協議書(No. 9-173) 6 道路用地無償譲渡申込書 (平成10年4月30日受付 第A4 号) 7 開発行為等申請について (平成9年10月9日受付 第92 号) 8 市道用地無償譲渡申込みに ついて(昭和61年6月13日受付 第A28号) 9 開発行為等事前協議書(平 成19年4月23日受付 受付番号 A11) 10 公共施設整備等協定書 (No. 19-030)	部分公開	第7条 第1号 第4号	・法人担当者の氏名 ・個人の性別及び生年 月日 ・個人の電話番号 ・事業所の平面図及び 断面図のうち、建物内 の構造がわかる部分 ・個人の印影(市職員 の印影及び公になって いるものを除く) ・法人の印影	0円	2,290円	市長 (開発指導課)	27.9.17	

個別の処理状況(9月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
91	27.9.4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成27年8月1日～8月31日の分。	市内の個人	1	平成27年8月1日～平成27年8月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	0円	580円	市長(開発指導課)	27.9.16	
92	27.9.4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成27年8月1日～8月31日の分。	その他	1	平成27年8月1日～平成27年8月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	200円	580円	市長(開発指導課)	27.9.16	
93	27.9.18	越谷市ボランティア活動等災害補償制度に関する文書	その他								市長(市民活動支援課)		27.9.18 取下げ (情報提供で対応)
94	27.9.18	建設リサイクル法解体届出等台帳 H27年6月1日～H27年7月31日	その他	1	建設リサイクル法解体届出等台帳(受付年月日:平成27年6月1日～平成27年7月31日)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所(ただし、代表者の氏名及び工事箇所は除く。)	200円	40円	市長(建築住宅課)	27.10.1	
95	27.9.18	近隣説明等報告書の標識に係わる部分(期間平成27年4月～9月18日)	その他	1	平成27年4月1日～平成27年9月18日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	200円	0円	市長(開発指導課)	27.9.16	閲覧

個別の処理状況(10月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
96	27.10.1	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成27年9月1日～9月30日の分。	市内の個人	1	平成27年9月1日～平成27年9月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	0円	690円	市長(開発指導課)	27.10.15	
97	27.10.1	平成28年度中学校教科用図書各校における調査研究報告書	その他	1	平成28年度 中学校教科用図書 各校における調査研究報告書	部分公開	第7条第5号第6号オ	・学校名、校長の氏名及び学校の印影	200円	150円	教育委員会(指導課)	27.10.6	
98	27.10.1	H27.1.2□□□○ー○ー○付近で発生した事故に関する書類	その他	2	1 事故報告書等の提出について(平成27年1月21日決裁) 2 管理瑕疵に係る受任通知兼請求書について(平成27年10月1日決裁)	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・事故当事者の氏名、住所、年齢、電話番号、勤務先又は職業 ・担当者の氏 ・個人車両のナンバープレート、車名/グレード、初年度登録、車検満了日、登録番号、走行距離、車台番号、原動機型式、カラー、型式、型式-類別 ・代理人弁護士の氏名、事務所名、事務所の住所、電話番号及びFAX番号 ・振込先口座 ・弁護士の印影	400円	210円	市長(道路総務課)	27.10.15	
99	27.10.2	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成27年9月1日～平成27年9月30日届出分	その他	1	平成27年9月1日～平成27年9月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	690円	市長(開発指導課)	27.10.16	
100	27.10.7	・いじめ、不登校に関する教職員向け研修資料 ・いじめをなくす取組計画、実施状況報告書(〇〇小)	市内の個人	2	1 越谷市制度指導の手引第4集(いじめに関する教職員向け研修資料) 2 平成26年度いじめをなくす取組計画・実施状況報告書(〇〇小学校)	公開			0円	270円	教育委員会(指導課)	27.10.20	

個別の処理状況(10月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
				1	平成27年度総合的な不登校対策(不登校に関する教職員向け研修資料)	公開			0円	150円	教育委員会(教育センター)	27.10.21	
101	27.10.22	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物管理票交付等情報報告書 電子マニフェスト 	その他	1	平成26年度産業廃棄物管理票交付等情報報告書(越谷市電子マニフェスト) (業種:総合工事業及び職別工事業 産業廃棄物の種類:建設混合廃棄物、安定型建設工業廃棄物、管理型建設混合廃棄物、新築系混合廃棄物及び解体系混合廃棄物)	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業場名称のうち、個人宅の工事に係る部分 排出事業場電話番号のうち、個人の電話番号に係る部分 	200円	880円	市長(産業廃棄物指導課)	27.11.4	

個別の処理状況(11月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
102	27.11.5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成27年10月1日～平成27年10月31日届出分	その他	1	平成27年10月1日～平成27年10月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	580円	市長 (開発指導課)	27.11.19	
103	27.11.6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成27年10月1日～10月30日の分。	市内の個人	1	平成27年10月1日～平成27年10月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	0円	580円	市長 (開発指導課)	27.11.20	
104	27.11.11	平成27年度市立学校の管理職である教職員の自己評価シート一切	その他	2	1 校長自己評価シートについて(供覧)(平成27年7月10日供覧済) 2 教頭自己評価シートについて(供覧)(平成27年7月10日供覧済)	部分公開	第7条第1号	・職員番号	400円	950円	教育委員会 (学務課)	27.11.18	
105	27.11.16	「平成27年度教育長学校訪問(第2回)の実施について(伺い)(平成27年8月26日決裁)」のうち、つぎのもの ・「平成27年度教育長訪問(第2回)の実施について(通知)」 ・「平成27年度教育長訪問(第2回)日程」 ・「平成27年度中間申告に係る校長及び教頭の自己評価シートの提出について(依頼)」	その他	1	「平成27年度教育長学校訪問(第2回)の実施について(伺い)(平成27年8月26日決裁)」のうち、つぎのもの ・「平成27年度教育長訪問(第2回)の実施について(通知)」 ・「平成27年度教育長訪問(第2回)日程」 ・「平成27年度中間申告に係る校長及び教頭の自己評価シートの提出について(依頼)」	公開			200円	30円	教育委員会 (学務課)	27.11.30	
106	27.11.24	建設リサイクル届の受付一覧受付期間 平成27年8月25日～11月24日 ①受付年月日 ②施工場所 ③施行期間 ④施業者 ⑤発生する産業廃棄物の見込量 ⑥解体する建物の構造(S.W.RC 3F等)	その他	1	建設リサイクル法解体届出等台帳(受付年月日:平成27年8月25日～平成27年11月24日)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所(ただし、代表者の氏名及び工事箇所は除く。) ・個人の携帯電話番号	200円	70円	市長 (建築住宅課)	27.12.3	

個別の処理状況(12月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
107	27.12.1	平成27年度市内小中学校教頭自己評価シートについて(中間申告)	その他	1	教頭自己評価シートについて(供覧)(平成27年12月1日供覧済)	部分公開	第7条第1号	・職員番号	200円	0円	教育委員会(学務課)	27.12.8	閲覧
108	27.12.2	越谷市長が定める区域のデータ(町丁目界、町丁目名、大字界・大字名・小字界・小字名)	その他	1	越谷市全域における、大字界、大字名データ	公開			200円	420円	市長(資産税課)	27.12.8	
109	27.12.2	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成27年11月1日~平成27年11月30日届出分	その他	1	平成27年11月1日~平成27年11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	580円	市長(開発指導課)	27.12.14	
110	27.12.4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成27年11月2日~11月30日の分。	市内の個人	1	平成27年11月2日~平成27年11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	0円	580円	市長(開発指導課)	27.12.14	
111	27.12.8	平成27年度(基準年)標準宅地鑑定評価書(標宅番号〇〇〇 所在:△△町〇-〇〇〇)	その他	1	平成27年度(基準年)標準宅地鑑定評価書(標宅番号〇〇〇 所在:△△町〇-〇〇〇)	部分公開	第7条第4号	・法人の印影 ・不動産鑑定士の署名及び印影	200円	40円	市長(資産税課)	27.12.16	
112	27.12.10	一団地認定について(越谷市□□□〇丁目〇-〇 △△△△〇〇〇△番街△号棟 土地面積、範囲図、認定日、認定番号)	市内に事務所を有する法人	1	・一団地の建築物認定申請書(昭和62年10月5日受付) ・□□□□△番街建築物一覧表 ・△△△△〇〇〇(□~□番街)全体図	部分公開	第7条第4号	・個人の印影 ・法人の印影	0円	60円	市長(建築住宅課)	27.12.24	

個別の処理状況(12月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
113	27.12.11	さいたま地方裁判所平成17年3月30日判決、東京高等裁判所平成17年12月21日判決に係る各判決文及び最高裁判所平成18年6月16日決定に係る決定文	その他	3	1. さいたま地方裁判所平成17年3月30日判決に係る判決文 2. 東京高等裁判所平成17年12月21日判決に係る判決文 3. 最高裁判所平成18年6月16日決定に係る決定文	部分公開	第7条第1号	・事件番号 ・原告、選定者、控訴人の住所 ・原告、選定者、控訴人、上告人兼申立人の氏名 ・最寄り駅から本件土地及び本件標準宅地までの距離がわかるもの ・標準宅地の所在 ・本件土地の隣接地番 ・別紙1の物件目録の所在及び地番 ・別紙2の図面	600円	450円	固定資産評価審査委員会	27.12.25	
114	27.12.21	建設リサイクル届の受付一覧受付期間 平成27年11月25日～12月18日 ①受付年月日 ②施工場所 ③施行期間 ④施工業者 ⑤発生する産業廃棄物の見込量 ⑥解体する建物の構造(S.W.RC 3F等)	その他	1	建設リサイクル法解体届出等 台帳(受付年月日:平成27年11月25日～平成27年12月18日)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所(ただし、代表者の氏名及び工事箇所は除く。) ・個人の携帯電話番号	200円	30円	市長(建築住宅課)	27.12.25	
115	27.12.21	H27.11.24に、保健所が越谷市〇〇〇〇△△△△-△に立ち入り検査を行った際に作成した公衆浴場立入検査監視指導票	市内の個人	1	公衆浴場立入検査・監視指導票 (公衆浴場の所在地:越谷市〇〇〇〇△△△△-△ 立入検査(監視指導)年月日:平成27年11月24日)	部分公開	第7条第1号第2号第4号第6号才	・立会者氏名、署名 ・指導内容に関する部分	0円	10円	市長(生活衛生課)	27.12.28	
116	27.12.24	越谷市固定資産(土地)評価事務取扱要領	その他	1	越谷市土地評価事務取扱の手引き(平成27年基準年度)	公開			200円	770円	市長(資産税課)	28.1.5	

個別の処理状況(1月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
117	28.1.5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成27年12月1日～平成27年12月31日届出分	その他	1	平成27年12月1日～平成27年12月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	200円	770円	市長 (開発指導課)	28.1.19	
118	28.1.8	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成27年12月1日～12月28日の分。	市内の個人	1	平成27年12月1日～12月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	0円	770円	市長 (開発指導課)	28.1.19	
119	28.1.25	建設リサイクル届の受付一覧 ①受付期間 平成27年12月22日～平成28年1月22日 ②施工場所 ③受付日 ④施行業者 ⑤発生する産業廃棄物の見込量 ⑥工期	その他	1	建設リサイクル法解体届出等台帳(受付年月日:平成27年1月22日～平成28年1月22日)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所(ただし、代表者の氏名及び工事箇所は除く。)	200円	30円	市長 (建築住宅課)	28.2.4	
120	28.1.29	株式会社〇〇〇〇に関する火災調査報告書	市内に勤務する個人	1	株式会社〇〇〇〇に関する火災調査書類一式	部分公開	第7条第1号第2号第4号第6号	・年齢、住所 ・職業、氏名、生年月日 ・焼損床面積、焼損程度、原因内容、損害額 ・会社名 ・損害額、焼損程度及び床面積、り災程度 ・火災保険の契約会社名及び契約年月日、保険金額 ・り災内容、建物内部の状況並びに写真 ・供述内容 ・発見及び通報の状況、初期消火及び延焼の状況、防火区画の効果 ・報告者、報告内容 ・平面図	0円	360円	市長 (消防本部 大相模分署)	28.2.10	

個別の処理状況(2月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
121	28.2.3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成28年1月1日～平成28年1月31日届出分	その他	1	平成28年1月1日～平成28年1月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影	200円	570円	市長 (開発指導課)	28.2.15	
122	28.2.5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成28年1月4日～1月29日の分。	市内の個人	1	平成28年1月4日～平成28年1月29日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の印影	0円	570円	市長 (開発指導課)	28.2.15	
123	28.2.8	死体(胎)埋火葬許可申請書(H25.1.22～H25.3.31)	その他	1	死体埋火葬許可申請書(平成25年1月22日受付分)	非公開	非公開				市長 (市民課)	28.2.17	
124	28.2.12	越谷保健所 2008(H20～H27)・2015(H26～H28年1月15日までのもの)2つの埼玉県動物愛護管理推進計画の進捗状況に関する書類すべて。目標の達成状況について検証等を行ったものすべて。	その他		越谷保健所 2008(H20～H27)・2015(H26～H28年1月15日までのもの)2つの埼玉県動物愛護管理推進計画の進捗状況に関する書類すべて。目標の達成状況について検証等を行ったものすべて。	非公開	不存在				市長 (生活衛生課)	28.2.26	
125	28.2.16	越谷市と〇〇〇〇氏(住所:埼玉県越谷市〇〇△△番地△)との間における、2015年(平成27年)12月23日に成立した、物件目録記載の各土地を目的物とする売買契約に関して、作成された売買契約書	市内の個人	2	1 土地売買に関する契約書(契約日:平成27年12月23日、対象地:越谷市〇〇△△番、△△△番△、△△△番△及び△△△番) 2 土地売買に関する契約書(契約日:平成27年12月23日、対象地:越谷市〇〇△△番、△△△番△、△△△番△及び△△△番)	部分公開	第7条第4号	・個人の印影及び署名	0円	120円	市長 (公園緑地課)	28.2.23	
126	28.2.17	金入積算内訳書(市立病院ナースコール設備更新工事)	その他	1	平成27年度市立病院ナースコール設備工事(救急外来・5-2・6-2) 工事設計書	部分公開	第7条第6号イ	・内訳書備考欄のうち、積算単価の補正に係る部分	200円	200円	市長 (営繕課)	28.2.26	

個別の処理状況(2月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
127	28. 2. 19	建設リサイクル届の受付一覧 ①受付日 ②受付期間 平成28年1月25日～2月19日 ③施工場所 ④施行業者名 ⑤発生する産業廃棄物の見込量	その他	1	建設リサイクル法解体届出等台帳(受付年月日:平成28年1月25日～2月19日)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所(ただし、代表者の氏名及び工事箇所は除く。) ・個人の携帯電話番号	200円	40円	市長 (建築住宅課)	28. 3. 2	
128	28. 2. 22	H25 ○○△△△-△、△△△-△ 国土交通省との「特殊車両通行許可協議書回答」	市内に事務所を有する法人	1	特殊車両通行許可協議回答書(平成25年10月8日付け越道総(特)第123号)	公開			0円	20円	市長 (道路総務課)	28. 3. 3	
129	28. 2. 22	越谷市○○△△△-△、△△△-△ ○○○○(株) H25年2月「駐車場」入り口幅8M→10Mとした個別の協議の内容の文書一式	市内に事務所を有する法人	1	開発行為等に係る要請書(要請日 平成25年2月14日)における、出入口部分について、道路総務課との協議文書	部分公開	第7条第4号	・個人の印影(市職員の印影を除く) ・法人の印影	0円	60円	市長 (道路総務課)	28. 3. 3	
130	28. 2. 22	道路幅員証明願(H25. 7. 31) ○○○○(株)(一般貨物自動車運送業許可申請)のうち ①車両の保有台数24台内訳一式 ②添付書類「その他」書類部分一式	市内に事務所を有する法人	1	道路幅員証明願(平成25年7月31日付け受付第17号)のうち、添付書類、その他書類部分一式	公開			0円	40円	市長 (道路総務課)	28. 3. 3	
					道路幅員証明願(平成25年7月31日付け受付第17号)のうち、車両の保有台数24台内訳一式	非公開	不存在					市長 (道路総務課)	28. 3. 3
131	28. 2. 22	農地転用許可書(H25年) 越谷市○○△丁目△-△(畑)、△-△(田)→○○○○氏1戸建住宅(4戸)転用	市内に事務所を有する法人		農地転用許可書(越谷市○○△丁目△-△(畑)、△-△(田))	非公開	不存在				農業委員会事務局	28. 3. 3	

個別の処理状況(3月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金			
132	28.3.3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし近隣住民への周知が必要なものに限る。平成28年2月1日～平成28年2月29日届出分	その他	1	平成28年2月1日～平成28年2月29日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影	200円	710円	市長(開発指導課)	28.3.17	
133	28.3.4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届ける開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)。ただし、近隣住民の周知に必要なものに限る。平成28年2月1日～2月29日の分。	市内の個人	1	平成28年2月1日～平成28年2月29日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書(かがみ部分(※別紙がある場合は別紙を含む))	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・個人の携帯電話番号 ・担当者の氏名 ・個人の氏名、住所のうち、公になっていないもの ・個人の印影	0円	710円	市長(開発指導課)	28.3.17	
134	28.3.7	都市計画法の許可等に係る事前相談書のうち仮境界図(28.1.22受付第258号)	市内の個人	1	都市計画法の許可等に係る事前相談書のうち仮境界図(28.1.22受付第258号)	部分公開	第7条第4号	・土地家屋調査士の印影	0円	10円	市長(開発指導課)	28.3.10	
135	28.3.9	越谷市が行った、物件目録記載の各土地上の立木の取得に関して、作成された書類全て	市内の個人	1	請求内容(「越谷市が行った、物件目録記載の各土地上の立木(立木以外のものを含む。)の取得に関して、作成された書類全て」)のうち、越谷市〇〇△△△番の取得に関するもの	非公開	不存在				市長(公園緑地課)	28.3.23	
				4	1. 補償金額の提示について(伺い)(平成27年7月29日決裁、対象地:越谷市〇〇△△△、△△△-△及び△△△-△) 2. 物件調書(作成日:平成27年7月29日、対象物件の所在:越谷市〇〇△△△番、△△△番△及び△△△番△) 3. 同意書(同意日:平成27年8月5日、対象物件の所在:越谷市〇〇△△△番外) 4. 物件移転補償契約書(契約日:平成27年12月18日、対象地:越谷市〇〇△△△番外2筆)	部分公開	第7条第1号第4号第6号才	※6	0円	440円	市長(公園緑地課)	28.3.23	

個別の処理状況(3月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
		※6 ・個人の氏名（土地所有者、代表取締役及び市職員を除く。） ・個人の住所 ・住民票 ・補償の対象物件の種類、形状・寸法、数量その他これらと同類のもの ・各種補償額及びその内訳となるもの ・補償額算定に用いる単価、歩掛及びその根拠資料 ・配置図、工作物配置図、立竹木配置図、動産配置図及び写真撮影方向図 ・個人の印影（市職員を除く） ・法人の印影 ・「1. 補償金額の提示について（伺い）」のうち、次のもの 附帯工作物補償額算定書のうち、耐用年数、経過年数及び補償率 附帯工作物補償額算定書の別紙計算書（数量計算書、略図を含む。） 廃材運搬費及び処分費内訳書（工作物）のうち、廃材量合計、台数、処理場別台数合計、必要台数及び処分数量 工作物廃材量集計表のうち、廃材物の種類及び量 附帯工作物補償額算定書（復元費・再築費の経済比較）及び別紙計算書（数量計算書を含む。） 動産移転料補償額算定書のうち、移動に要する台数 移転雑費補償額算定書のうち、補償日数表の種類及び補償日数 付帯工作物調査表のうち、設置（新設）年月 写真台帳												
136	28. 3. 10	株式会社〇〇〇が越谷市子ども家庭部へ訪問したことがあるか。訪問したことがあれば、その内容、日時。	その他	4	1 平成26年10月3日付け相談記録 2 認可外保育施設設置報告について（伺い） （平成26年12月1日決裁） 3 報告事項「事業所内保育事業及び小規模保育事業の開設について」 4 認可外保育施設廃止届出書（平成28年1月26日決裁）	部分公開		第7条 第1号 第4号		800円	210円	市長 (子ども育成課)	28. 3. 24	

個別の処理状況(3月分)

No.	受付日	請求の内容	請求者の区分	対象公文書		公開決定等の内容			公開に係る費用		実施機関(所管課)	決定日	備考	
				件数	件名	区分	理由	非公開部分	手数料	複写料金				
		※7 ・担当者の氏名 ・住所が特定される部分 ・認可外保育施設設置報告について(伺い)(平成26年12月1日決裁)のうち、届出年月日の前日において保育している児童の人数、履歴書(管理者の氏名及び取締役・代表取締役としての職歴の部分を除く)及び保育士証の写し ・勤務割表に記録された園児に関する部分 ・個人の住所、電話番号 ・代表取締役の印影 ・個人の印影 ・認可外保育施設設置報告について(伺い)(平成26年12月1日決裁)のうち、保険加入状況、提携医療機関、保険証券の写し及び事業用賃貸借契約書の写し ・認可外保育施設廃止届出書(平成28年1月26日決裁)のうち、廃止理由 ・電子メールアドレス(公開していないもの) ・認可外保育施設設置報告について(伺い)(平成26年12月1日決裁)のうち、施設の図面												
137	28.3.16	開発行為等に関する事前協議書のうち配置図(平成28年2月8日受付J-27)	市内に事務所を有する法人	1	開発行為等に関する事前協議書(平成28年2月8日受付J-27)のうち配置図	部分公開		第7条第1号第2号第4号	・個人の氏名 ・設計概要の共通事項 ・配置図のうち、間取りの部分	0円	10円	市長(開発指導課)	28.3.29	
138	28.3.16	越谷市〇〇△丁目△△△番△付近の航空写真(別紙図面のうち△△△-△、△△△-△、△△△-△が写っているもの)平成23年、平成24年、平成25年	市内に事務所を有する法人									市長(資産税課)		28.3.29 取下げ
139	28.3.18	越谷市墓地埋葬等に関する法律施行細則第13条(計画協議書等)第2号に定める「関係住民等の同意を示す書類」対象墓地①〇〇〇〇□□□(△△△)越谷市〇〇△△△-△、対象墓地②〇〇〇〇(△△△)越谷市〇〇△△△-△、□□□、□□□	その他	3	1.「〇〇〇〇□□□」に関する同意書 2.「〇〇〇〇□□□」に関する同意書 3.「〇〇〇〇□□□」に関する同意書	部分公開		第7条第1号第4号	・個人の氏名及び住所 ・個人の電話番号 ・個人の印影 ・法人の印影	600円	0円	市長(生活衛生課)	28.3.30	閲覧
					「〇〇〇〇」に関する同意書	非公開	不存在				市長(生活衛生課)	28.3.30	閲覧	

第3 個人情報保護制度の実施状況

1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成26年度末の個人情報取扱事務の届出件数は1,524件で、その後の平成28年3月31日までの1年間に、個人情報取扱事務の開始の届出が100件（前年度60件）、変更の届出が29件（前年度81件）、廃止の届出が14件（前年度65件）あり、平成27年度末の届出件数は1,610件となっています（※平成27年度末の届出件数＝平成26年度末の届出件数＋開始届出件数－廃止届出件数）。

なお、実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

表7 個人情報取扱事務の届出状況

（平成28年3月31日現在）

実施機関及び課	26年度末の届出件数	事務移管による増減	27年度届出件数			27年度末の届出件数
			開始	変更	廃止	
市長	1,128		97	31	14	1,211
秘書課	7		0	0	0	7
広報広聴課	20		0	0	0	20
企画課	13	+1	1	0	0	15
財政課	6		0	0	0	6
行政管理課	6		0	0	0	6
情報統計課	4		0	1	0	4
財産管理課	7		0	1	0	7
人権・男女共同参画推進課	16		1	0	0	17
(中核市推進室)	1	▲1	—	—	—	—
文書法規課	13		0	0	0	13
人事課	17		0	0	0	17
安全衛生管理課	14		0	0	0	14
契約課	10		0	0	0	10
総務管理課	15		0	0	0	15

実施機関及び課	26年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	27年度届出件数			27年度末 の届出件数
			開始	変更	廃止	
工事検査課	3		0	0	0	3
市民税課	8		0	0	0	8
資産税課	10		0	0	0	10
収納課	5		0	0	0	5
市民課	30		0	0	0	30
北部出張所	0		0	0	0	0
南部出張所	0		0	0	0	0
市民活動支援課	28		0	0	0	28
危機管理課	19		0	0	0	19
くらし安心課	28		1	0	0	29
福祉推進課	—	+52	3	4	3	52
福祉指導監査課	—	+1	0	0	0	1
生活福祉課	31	▲19	1	1	0	13
障害福祉課	60	▲1	0	0	0	59
介護保険課	56	▲34	1	0	0	23
国民健康保険課	49		0	1	0	49
福祉・子育て臨時給付金室	1		0	0	0	1
子育て支援課	65		0	1	0	65
子ども育成課	31		5	15	10	26
青少年課	29		0	1	0	29
地域医療課	21	▲5	0	0	0	16
市民健康課	29		2	0	0	31
保健総務課	—	+8	18	0	0	26
生活衛生課	—	+9	41	0	0	50
衛生検査課	—		0	0	0	0
(保健所準備室)	2	▲2	—	—	—	—
環境政策課	40	▲7	2	1	0	35
リサイクルプラザ	28	▲2	0	1	0	26
産業廃棄物指導課	—		17	0	0	17
産業支援課	31	▲7	0	0	0	24
観光課	—	+7	0	0	0	7
農業振興課	42		0	0	0	42
道路総務課	11		0	0	0	11
道路建設課	26		0	0	0	26
治水課	10		0	0	0	10
下水道課	14		0	0	0	14

実施機関及び課	26年度末 の届出件数	事務移管に よる増減	27年度届出件数			27年度末 の届出件数
			開始	変更	廃止	
営繕課	1		0	0	0	1
維持管理課	3		0	0	0	3
都市計画課	30		1	1	1	30
市街地整備課	21		0	0	0	21
公園緑地課	12		1	1	0	13
開発指導課	6		0	0	0	6
建築住宅課	37		0	0	0	37
市立病院庶務課	61		1	0	0	62
市立病院医事課	43		0	0	0	43
出納課	6		0	0	0	6
消防本部総務課	10	▲1	0	0	0	9
消防本部予防課	19	+1	1	2	0	21
消防本部警防課	11	▲3	0	0	0	8
消防本部救急課	—	+3	0	0	0	3
消防本部指令課	5		0	0	0	5
消防署本署	7		0	0	0	7
教 育 委 員 会	246		3	1	0	249
教育総務課	11		0	0	0	11
生涯学習課	95		1	0	0	96
スポーツ振興課	26		0	0	0	26
図書館	25		0	0	0	25
学校管理課	11		0	0	0	11
学務課	44		0	0	0	44
指導課	29	▲14	2	0	0	17
教育センター	—	+14	0	0	0	14
給食課	5		0	1	0	5
選挙管理委員会	25		0	0	0	25
公平委員会	4		0	0	0	4
監査委員	3		0	0	0	3
農業委員会	34		0	0	0	34
固定資産評価審査委員会	2		0	0	0	2
議 会	21		0	0	0	21
土地開発公社	20		0	0	0	20
施設管理公社	41		0	0	0	41
合 計	1,524		100	29	14	1,610

※〔27年度末の届出件数〕＝〔26年度末の届出件数〕＋〔開始〕－〔廃止〕

2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成27年度末時点の目的外利用は865件で、外部提供は512件となっています。

なお、実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表8のとおりです。

表8 保有個人情報の目的外利用等の状況（平成28年3月31日現在）

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
市	長	774	396
	秘書課	4	2
	広報広聴課	6	10
	企画課	1	3
	財政課	0	0
	行政管理課	2	1
	情報統計課	13	2
	財産管理課	3	1
	人権・男女共同参画推進課	0	7
	文書法規課	0	9
	人事課	2	7
	安全衛生管理課	4	5
	契約課	1	1
	総務管理課	1	3
	工事検査課	0	3
	市民税課	19	4
	資産税課	18	2
	収納課	8	4
	市民課	15	17
	北部出張所	0	0

実施機関及び課	目的外利用	外部提供
南部出張所	0	0
市民活動支援課	1	7
危機管理課	8	4
くらし安心課	5	8
福祉推進課	36	19
福祉指導監査課	0	0
生活福祉課	63	7
障害福祉課	62	30
介護保険課	27	4
国民健康保険課	42	29
福祉・子育て臨時給付金室	5	0
子育て支援課	146	23
子ども育成課	23	9
青少年課	5	5
地域医療課	5	8
市民健康課	23	10
保健総務課	1	4
生活衛生課	1	7
衛生検査課	0	0
環境政策課	16	18
リサイクルプラザ	7	7
産業支援課	6	7
観光課	0	0
農業振興課	26	5
道路総務課	6	0
道路建設課	31	7
治水課	8	1
下水道課	8	4
営繕課	5	0
維持管理課	0	0
都市計画課	56	15
市街地整備課	12	10
公園緑地課	5	1
開発指導課	6	2
建築住宅課	17	11
市立病院庶務課	2	17

実施機関及び課		目的外利用	外部提供
	市立病院医事課	4	26
	出納課	0	0
	消防本部総務課	3	3
	消防本部予防課	4	3
	消防本部警防課	0	0
	消防本部救急課	0	0
	消防本部指令課	2	1
	消防署本署	0	3
教 育 委 員 会		47	70
	教育総務課	13	7
	生涯学習課	11	30
	スポーツ振興課	0	12
	図書館	0	0
	学校管理課	1	1
	学務課	15	13
	指導課	2	5
	教育センター	3	2
	給食課	2	0
選挙管理委員会		7	8
公平委員会		2	1
監査委員		1	1
農業委員会		17	6
固定資産評価審査委員会		1	0
議 会		0	9
土地開発公社		11	10
施設管理公社		5	11
合 計		865	512

3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成27年度の保有個人情報の開示請求の件数は28件（平成26年度は67件）で、開示請求の対象となった公文書数は276文書（平成26年度は113文書）でした。

また、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表9、課別の処理状況は表10のとおりです。

表9 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況 ()内は平成26年度

実 施 機 関	請 求 件 数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	28	13	15	4	1	33
	(63)	(27)	(24)	(27)	(1)	(79)
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(4)	(0)	(2)	(2)	(0)	(4)
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
議 会	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土 地 開 発 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
施 設 管 理 公 社	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計	28	13	15	4	1	33
	(67)	(27)	(26)	(29)	(1)	(83)

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理状況の合計は一致しないことがあります。

表 10 課別の処理状況

課 名		処 理 状 況				
		開 示	部分開示	不開示	取下げ	合 計
市 長	広報広聴課	1	0	2	0	3
	文書法規課情報公開センター	2	1	0	0	3
	契約課	1	0	0	0	1
	収納課	1	0	0	0	1
	市民課	0	4	0	1	5
	介護保険課	4	2	0	0	6
	国民健康保険課	2	3	2	0	7
	子ども育成課	0	2	0	0	2
	市民健康課	1	0	0	0	1
	下水道課	0	1	0	0	1
	消防本部救急課	1	0	0	0	1
	消防本部消防署	0	2	0	0	2
合 計	13	15	4	1	33	

4 不開示決定等の理由

部分開示決定15件については、個人情報保護条例第15条第1号の「第三者に関する情報」、第4号の「公共の安全等に関する情報」及び第6号オの「事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報」に該当するとしたものです。

不開示決定4件については、もともと保有していないため保有個人情報不存としたりしたものや、請求書の一部について補正を求めましたが、期限までに補正が行われなかったため不開示としたものです。

5 開示請求の内容別件数及び個別の処理状況

開示請求の主な内容別件数は表 1 1、個別の処理状況は表 1 2 のとおりです。

1 件については対象となる保有個人情報が存在しないことから取下げとなりました。

表 1 1 開示請求の主な内容別件数

請 求 の 内 容	件 数
国民健康保険税の収納に関する文書	5
住民票の写し、戸籍証明書等の請求書	4
介護保険の認定状況等に関する文書	4
市長への手紙に関する文書	3
救急活動に関する文書	3

(参考) 平成 2 6 年度

請 求 の 内 容	件 数
国民健康保険税の収納に関する文書	3 9
住民票の写し、戸籍証明書等の請求書	8
市・県民税、固定資産税の収納に関する文書	8
保育所の児童に関する文書	2
指定学校変更就学児童生徒通知書	2

6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成 2 7 年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表12

個別の処理状況(4月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
1	27. 4. 22	母〇〇の相続に関する申出書 (H24. 4. 11受理)	1	〇〇様の相続に関する申出書 (平成24年4月11日受理)	部分開示	第15条 第1号 第4号	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の住所及び電話番号 ・振込指定口座 ・個人の印影 	10円	市長 (国民健康保険課)	27. 4. 27	
2	27. 4. 22	〇〇保育所に在籍児童の〇〇 の同保育所で記録している保育 日誌、保育計画等	4	1. 〇〇組における平成26年9月 から平成27年3月までの保育日誌 2. 〇〇組における平成26年9月 から平成27年3月までの保育日誌 3. 〇〇組における平成26年9月 から平成27年3月までの保育指 導計画 4. ケース会議録 (平成26年11月 19日開催)	部分開示	第15条 第1号	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇以外の幼児の氏名 ・〇〇以外の幼児の個別記録や評価にかかる部分 	560円	市長 (子ども育成課)	27. 5. 7	

個別の処理状況(5月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
3	27.5.7	平成27年4月12日付け救急活動記録票(〇〇分)	1	救急活動記録票(平成27年4月12日 累計3997)	部分開示	第15条 第1号	通報者の氏名及び電話番号	10円	市長 (消防本部 救急課)	27.5.19	
4	27.5.18	・乳がん検診記録票 ・診断した医師名	3	1. 乳がん検診記録票(検診日平成22年6月7日受信番号〇〇) 2. 乳がん検診記録票(検診日平成24年6月12日受診番号〇〇) 3. 乳がん検診記録票(検診日平成26年6月4日受診番号〇〇)	開示			30円	市長 (市民健康課)	27.5.27	

個別の処理状況(6月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
5	27.6.5	住民票の写し等の請求書(平成27年5月11日)	1	住民票の写し等の請求書平成27年5月11日受付	部分開示	第15条第1号第4号	・個人の住所及び生年月日(開示請求者を除く) ・個人の印影	20円	市長 (市民課)	27.6.17	
6	27.6.9	〇〇が要介護認定を受けていたことを証明する書類	1	〇〇氏の要介護認定状況	開示			10円	市長 (介護保険課)	27.6.12	
7	27.6.22	平成20年に私が送った市長への手紙すべて		平成20年に〇〇氏が送った市長への手紙すべて	不開示	不存在			市長 (広報広聴課)	27.7.1	

個別の処理状況(7月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
8	27.7.6	私〇〇の平成27年5月28日(木)における救急活動記録票	1	救急活動記録票(平成27年5月28日 累計5690)	部分開示	第15条第1号	通報者の氏名及び電話番号	10円	市長 (消防本部 消防署)	27.7.14	
9	27.7.9	介護保険認定調査に基づく要介護度認定の内容 〇〇氏	2	1. 〇〇氏の要介護認定状況 2. 〇〇氏の認定調査票(平成24年4月12日調査)	開示			30円	市長 (介護保険課)	27.7.17	
			1	〇〇氏の主治医意見書(平成24年4月17日記入)	部分開示	第15条第4号	主治医の自署	20円			
10	27.7.13	戸籍証明書等の請求書(平成25年5月1日)	1	戸籍謄本等の請求書(平成25年5月1日)	部分開示	第15条第1号第4号	・使用者の氏名 ・司法書士の職印及び 使用者の印影	10円	市長 (市民課)	27.7.17	
11	27.7.13	平成27年度に納付した市民税・固定資産税・国保税の納付済通知書	7	※1	開示				市長 (収納課)	27.7.23	閲覧
			5	※2	開示				市長 (国民健康保険課)	27.7.24	閲覧
				平成27年度 国民健康保険税領収済通知書 第4期分(通知書番号〇〇)	不開示	不存在					
※1 1. 平成27年度 市民税・県民税 領収済通知書 第1期(通知書番号〇〇) 2. 平成27年度 市民税・県民税 領収済通知書 第2期(通知書番号〇〇) 3. 平成27年度 市民税・県民税 領収済通知書 第3期(通知書番号〇〇) 4. 平成27年度 固定資産税・都市計画税 領収済通知書 第1期(通知書番号〇〇) 5. 平成27年度 固定資産税・都市計画税 領収済通知書 第2期(通知書番号〇〇) 6. 平成27年度 固定資産税・都市計画税 領収済通知書 第3期(通知書番号〇〇) 7. 平成27年度 固定資産税・都市計画税 領収済通知書 第4期(通知書番号〇〇) ※2 1. 平成27年度 国民健康保険税領収済通知書 第1期分(通知書番号〇〇) 2. 平成27年度 国民健康保険税領収済通知書 第2期分(通知書番号〇〇) 3. 平成27年度 国民健康保険税領収済通知書 第3期分(通知書番号〇〇) 4. 平成27年度 国民健康保険税領収済通知書 第5期分(通知書番号〇〇) 5. 平成27年度 国民健康保険税領収済通知書 第6期分(通知書番号〇〇)											

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
12	27.8.3	決定通知 越契第167号168号169号のもとになった請求書(平成27年度)	1	公文書公開請求書(越契第167号~169号)	開示				市長 (契約課)	27.8.17	閲覧
13	27.8.6	乙第5号証 市長への手紙等受付カード8P、9Pの作成日、作成者名、作成に用いた資料		乙第5号証 市長への手紙等受付カード8P、9Pの作成日、作成者名、作成に用いた資料	不開示	不存在			市長 (広報広聴課)	27.8.20	
14	27.8.6	越広第45号 平成22年7月22日付の起案書の裏面、起案書作成に用いた資料	1	市長への手紙等受付カード(平成22年度整理番号137)(平成22年7月22日決裁)	開示				市長 (広報広聴課)	27.8.20	閲覧
15	27.8.6	〇〇報告書(〇〇に関して経過を記録したもの)	1	国民健康保険税の納付に係る回答について(伺い)(平成20年7月7日決裁)	部分開示	第15条第1号	委託先業者担当者の氏及びメールアドレス		市長 (国民健康保険課)	27.8.20	閲覧
16	27.8.7	〇〇の保育所入所手続で提出した勤務証明書	1	平成24年度保育所入所申込書(〇〇分)のうち、勤務・内職(内定)証明書(〇〇分)	部分開示	第15条第4号	法人の印影	10円	市長 (子ども育成課)	27.8.19	
17	27.8.7	・〇〇氏が26年度に公開請求した請求書すべて ・〇〇氏が26年度に個人情報開示請求した請求書すべて	111	・公文書公開請求書(平成26年9月19日 受付第37号) ・個人情報開示請求書(平成26年10月9日 受付第4号) ・外 109文書	開示				市長 (文書法規課 情報公開センター)	27.8.20	閲覧
18	27.8.7	〇〇氏が26年度に行った公開請求、個人情報開示請求に対する決定通知書すべて	121	・公文書部分公開決定通知書(平成26年10月3日 越報第217-1号) ・保有個人情報開示決定通知書(平成26年9月24日 越国保第1227号) ・外 119文書	開示				市長 (文書法規課 情報公開センター)	27.8.20	閲覧
19	27.8.10	平成20年5月13日付越国保283号を作成するために使用した資料及び起案書、起案書台帳		平成20年5月13日付越国保283号を作成するために使用した資料及び起案書、起案書台帳	不開示	その他			市長 (国民健康保険課)	27.10.1	請求書の一部について、補正を求めたが、期限までに補正が行われなかったため。
20	27.8.19	平成27年度の〇〇の国保の履歴画面のハードコピー	1	平成27年度国民健康保険税の納付履歴一覧	部分開示	第15条第1号	納付履歴一覧画面のうち、特定受注法人の技術情報に係る部分		市長 (国民健康保険課)	27.9.2	閲覧

個別の処理状況(8月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
21	27. 8. 19	越国保第283号平成20年5月13日付の起案書と発番台帳(283号がのっているもの)	1	平成20年度 文書收受発送簿(国民健康保険課)のうち、第283号が記載されている部分	部分開示	第15条第1号	個人の氏名		市長 (文書法規課 情報公開センター)	27. 8. 31	閲覧
			1	「収納状況の照会について(伺い)(平成20年5月13日決裁)」のうち、起案用紙の部分	開示				市長 (国民健康保険課)	27. 9. 2	閲覧
22	27. 8. 24	介護保険認定調査に基づく要介護度認定の内容 ○○氏 認定調査票・意見書	1	○○氏の認定調査票(平成24年4月12日調査)	開示			30円	市長 (介護保険課)	27. 8. 25	
			1	○○氏の主治医意見書	部分開示	第15条第4号	主治医の自署	20円			

個別の処理状況(9月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
23	27. 9. 30	住民移動記録	2	1. 住民異動届 (届出日 平成27年9月2日) 2. 住民異動届 (届出日 平成27年9月24日)	部分開示	第15条 第1号	・届出人の印影 ・届出人の携帯電話番号 ・届出人の運転免許証の写し及び運転免許証番号、住民基本台帳カードの写し	50円	市長 (市民課)	27. 10. 9	

個別の処理状況(10月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
24	27. 10. 1	〇〇氏の救急活動に関する書類 1. 消防組織内における救急隊員への事情聴取及び遺族への説明対応に関する記録 2. 消防隊員の謝罪文	2	〇〇氏の救急活動に関する書類 1. 消防組織内における救急隊員への事情聴取及び遺族への説明対応に関する記録 ・「救急の苦情時系列」1 ・救急隊聴取記録 ・〇〇署来署時対応記録 ・「救急事案」(救急隊からの聞き取り及び〇〇分署来署時、〇〇宅訪問時記録) ・「救急の苦情時系列」2 ・要望書に対する聞き取り記録 ・「平成25年12月5日の聞き取り調査の概要」 ・「署内で行った調査内容」 2. 謝罪文	開示				市長 (消防本部 救急課)	27. 10. 1	閲覧
25	27. 10. 20	住民票等請求書、戸籍証明等の請求書(期間: H27. 1. 1~27. 10. 20)							市長 (市民課)		27. 10. 23 取下げ
26	27. 10. 23	排水設備等計画確認申請書(蒲生西町〇〇)	1	排水設備等計画確認申請書(設置場所: 蒲生西町〇〇)のうち、表紙の部分	部分開示	第15条 第1号 第4号	・個人の電話番号 ・個人(開示請求者及び市職員を除く)及び法人の印影	10円	市長 (下水道課)	27. 10. 29	

個別の処理状況(11月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
なし											

個別の処理状況(12月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
27	27. 12. 7	住民票の写し等の請求書（平成27年8月26日）	1	住民票の写し等の請求書（平成27年8月26日受付）	部分開示	第15条 第6号オ	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書の様式名、表題 ・文書番号 ・請求者名 ・公印 ・照会事由の記載部分 ・照会先の住所、電話番号 ・担当者の所属部署、氏名 	10円	市長 (市民課)	27. 12. 17	

個別の処理状況(1月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
なし											

個別の処理状況(2月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
なし											

個別の処理状況(3月分)

No.	受付日	請求の内容	対象保有個人情報		開示決定等の内容			複写料金	実施機関 (所管課)	決定日	備考
			件数	件名	区分	理由	不開示部分				
28	27. 3. 31	H16年度分の〇〇の介護保険の認定調査に関する書類(訪問調査票)	1	〇〇氏の平成16年度の訪問調査票	開示			10円	市長 (介護保険課)	27. 3. 31	

第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該異議申立てについての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表13）。

表13 審査会委員 (平成28年3月31日現在)

氏名	選任区分	役職名
右崎 正博	識見を有する者	会長
吉村 総一	識見を有する者	会長職務代理者
松浦 麻里沙	識見を有する者	

2 不服申立ての状況

平成26年度に諮問がなされた第12号事案及び第13号事案について、継続して審査を行ったところ、実施機関は、審査会の答申を踏まえて、平成27年8月に非公開決定の一部を取り消し、非公開部分のうちの一部を公開する決定を行っています。

そのほか、保有個人情報開示請求に対する部分開示決定について、1件の異議申立て（第14号事案）があり、平成27年7月に実施機関から諮問がなされました。実施機関は、審査会の答申を踏まえて、平成27年11月に棄却の決定を行っています。

また、平成27年度における保有個人情報開示請求に対する部分開示決定について、1件の異議申立て（第15号事案）がありました。

第15号事案については、平成28年3月に実施機関から諮問がなされ、その審査は平成28年度に継続して行っています。

異議申立ての処理状況は、表14のとおりです。

3 審査会の開催状況

平成27年度は、審査会は14回開催されています。

審査会の開催状況は、表15のとおりです。

表 1 5 審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第 1 回	平成 2 7 年 4 月 1 6 日	・ 第 1 2 号事案、第 1 3 号事案について 審査
第 2 回	平成 2 7 年 5 月 1 1 日	・ 第 1 2 号事案、第 1 3 号事案について 審査 ・ 異議申立人による口頭意見陳述 ・ 処分庁に対する意見聴取
第 3 回	平成 2 7 年 5 月 2 5 日	・ 第 1 2 号事案、第 1 3 号事案について 審査
第 4 回	平成 2 7 年 6 月 8 日	・ 第 1 2 号事案、第 1 3 号事案について 審査
第 5 回	平成 2 7 年 6 月 2 2 日	・ 第 1 2 号事案、第 1 3 号事案について 審査 ・ 処分庁に対する意見聴取
第 6 回	平成 2 7 年 7 月 6 日	・ 第 1 2 号事案、第 1 3 号事案について 審査
第 7 回	平成 2 7 年 7 月 2 1 日	・ 第 1 2 号事案、第 1 3 号事案について 審査
第 8 回	平成 2 7 年 7 月 2 8 日	・ 第 1 2 号事案、第 1 3 号事案について 審査 ・ 答申
第 9 回	平成 2 7 年 8 月 3 日	・ 第 1 4 号事案について審査
第 1 0 回	平成 2 7 年 9 月 9 日	・ 第 1 4 号事案について審査
第 1 1 回	平成 2 7 年 9 月 2 4 日	・ 第 1 4 号事案について審査 ・ 異議申立人による口頭意見陳述 ・ 処分庁に対する意見聴取
第 1 2 回	平成 2 7 年 1 0 月 9 日	・ 第 1 4 号事案について審査
第 1 3 回	平成 2 7 年 1 0 月 2 3 日	・ 第 1 4 号事案について審査
第 1 4 回	平成 2 7 年 1 1 月 6 日	・ 第 1 4 号事案について審査 ・ 答申（平成 2 7 年 1 1 月 9 日付け）

表14 異議申立ての処理状況

第12号事案

異議申立ての年月日	異議申立ての内容	原処分の内容			情報公開・個人情報保護審査会			異議申立てに対する決定		実施機関(所管課)
		公開決定の区分	理由	非公開部分	諮問年月日	答申年月日	答申の内容	年月日	内容	
27.2.18	第7条第2号及び第4号に該当することを理由とする非公開決定の取消しを求めらる。	部分公開	第7条第2号第4号	<ul style="list-style-type: none"> 平成27基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿のうち、公的評価の分科会等(地価公示・地価調査・国税標準地鑑定評価)及び希望する市町村(ただし、特定された市町村(越谷市を除く)及び希望した理由が記載されている部分に限る) 選定されなかった鑑定士の氏名 平成27基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿(選定されなかった鑑定士の名簿)のうち、不動産鑑定業者の名称等(所在地・業者名・代表者氏名)、登録番号・登録年月日、不動産鑑定業者の電話番号・FAX番号、鑑定士の氏名 不動産鑑定業者及び代表者の印影 鑑定士の印影 	27.3.23	27.7.28	実施機関の部分公開決定は、非公開部分のうちの一部を公開することが妥当である。	27.8.28	答申の判断に沿ったもの	市長(資産税課)

第13号事案

異議申立ての年月日	異議申立ての内容	原処分の内容			情報公開・個人情報保護審査会			異議申立てに対する決定		実施機関(所管課)
		公開決定の区分	理由	非公開部分	諮問年月日	答申年月日	答申の内容	年月日	内容	
27.2.18	非公開決定の取消しを求めらる。	非公開	不存在	<ul style="list-style-type: none"> 平成21基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿 平成24基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿 平成21年度、平成24年度及び平成27年度の越谷市固定資産鑑定評価員として選定された人及び選定されなかった人について選定項目「(1)当市の地域特性を十分に把握しており、地価の実情に精通していること。」及び「(5)当市において、公有財産、用地買収、補償等の公的評価を行ったことがあること。」に○印がついている場合における根拠がわかる書類(○印がついていない場合も同様の書類) 	27.3.23	27.7.28	実施機関の決定は、妥当である。	27.8.28	棄却	市長(資産税課)

第14号事案

異議申立ての年月日	異議申立ての内容	原処分の内容			情報公開・個人情報保護審査会			異議申立てに対する決定		実施機関(所管課)
		開示決定の区分	理由	不開示部分	諮問年月日	答申年月日	答申の内容	年月日	内容	
27.4.10	部分開示決定の取消しを求めらる。	部分開示	第15条第1号第6号	<ul style="list-style-type: none"> 申出者の住所、連絡先及び運転免許証 相談機関に関する部分 備考欄の一部 申出者の相談内容に関する部分 	27.7.13	27.11.9	実施機関の決定は、妥当である。	27.11.25	棄却	市長(市民課)

第15号事案

異議申立ての年月日	異議申立ての内容	原処分の内容			情報公開・個人情報保護審査会			異議申立てに対する決定		実施機関(所管課)
		開示決定の区分	理由	不開示部分	諮問年月日	答申年月日	答申の内容	年月日	内容	
28.2.15	部分開示決定の取消しを求めらる。	部分開示	第15条第6号	<ul style="list-style-type: none"> 請求書の様式名、表題 文書番号 請求者名 公印 照会事由の記載部分 照会先の住所、電話番号 担当者の所属部署、氏名 	28.3.31	—	—	—	—	市長(市民課)

4 審査会答申

答申第12号

越情審査第35号

平成27年7月28日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 右 崎 正 博

公文書の公開請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成27年3月23日付け越資第143号で諮問のあった下記の事案のうち、平成26年12月19日付け越資第101-2号で異議申立人に対して行った公文書部分公開決定の取消しを求める部分について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 越谷市長が平成26年12月19日付け越資第101-2号で異議申立人に対して行った公文書部分公開決定及び越資第101-3号で異議申立人に対して行った公文書非公開決定の取消しを求める旨の異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第6条に基づき異議申立人が行った「平成21年度、24年度、27年度の越谷市固定資産鑑定評価員として選定された人及び選定されなかった人について選定項目に○印がついている場合における○印をつけた根拠がわかる書類及び○印がついていない場合も同様の書類」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、別紙のとおり、「公開請求に係る公文書の名称又は内容」欄に記載されている公文書を特定し、「理由」欄に記載されている理由に基づき、平成26年12月19日付け越資第101-2号により行った部分公開決定（以下「本件部分公開決定」という。）については、本件条例第7条第2号所定の情報に該当することを理由として「公開しない」とされた部分のうち、対象公文書として特定された「平成27基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿」（全21ページの固定評価員希望者名簿）の1ページ目、5ページ目、6ページ目、12ページ目、14ページ目及び20ページ目に綴じ込まれている固定資産鑑定評価員に選定された6名の各名簿の「⑩公的評価の分科会等」欄の「地価公示（平成24・25年）」、「地価調査（平成23・24年）」及び「国税の標準地鑑定評価（平成24・25年度）」の各欄に記載された情報は、いずれも本件条例第7条第2号所定の情報には該当しないと考えられるため、公開することが妥当であると判断するが、そのほかの部分是非公開が妥当である。

第2 異議申立ての経緯

異議申立人は、本件条例第6条の定めるところにより、平成26年11月21日付け公文書公開請求書によって本件公開請求を行ったが、対象公文書に記録されている情報の内容が複雑で、審査に時間を要すると判断されたため、実施機関は、同年12月4日付け越資第101-1号の公文書公開決定等期間延長通知書により、公開決定等の期間を12月19日まで延長した。

その後、実施機関により本件公開請求に係る公文書として特定されたもの（以下「本件公文書」という。）は、次のとおりである。

本件公開請求のうち、

- ① 平成21年度、平成24年度及び平成27年度の各「土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）」に係る選定一覧の選定基準（1）

及び（５）に○印がついている場合における根拠がわかる書類については、該当する公文書が存在しないとされた。

- ㊸ 各年度の選定基準（２）、（３）、（４）、（６）及び（８）に関しては、以下の公文書が、本件公開請求に係る公文書として特定された。
 - i 平成２１年度については、平成２１基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿
 - ii 平成２４年度については、平成２４基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿
 - iii 平成２７年度については、平成２７基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿（全２１ページの固定評価員希望者名簿）

- ㊹ 各年度の選定基準（７）に関しては、以下の公文書が、本件公開請求に係る公文書として特定された。
 - i 平成２１年度については、「平成１８年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）（平成１６年９月２７日決裁）」のうち、起案用紙、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（別紙１）
 - ii 平成２４年度については、「平成２１年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）（平成１９年８月１０日決裁）」のうち、起案用紙、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（別紙１）
 - iii 平成２７年度については、「平成２４年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）（平成２２年８月２７日決裁）」のうち、起案用紙、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（別紙１）

- ㊺ 各年度の選定基準（９）に関しては、以下の公文書が、本件公開請求に係る公文書として特定された。
 - i 平成２１年度については、平成１９・２０年度競争入札参加者資格者名簿
 - ii 平成２４年度については、平成２１・２２年度競争入札参加者資格者名簿
 - iii 平成２７年度については、平成２５・２６年度競争入札参加者資格者名簿

これらの公文書のうち、前記㊸のiiiの公文書及び㊹のiからiiiの公文書については、本件条例第７条第１号、第２号及び第４号に定める情報が含まれているとして、実施機関が平成２６年１２月１９日付け越資第１０１－２号の公文書部分公開決定通知書により、公文書の一部を公開しないとする部分公開決定を行った。

また、実施機関は、本件公開請求のうち、前記㊹の平成２１年度、平成２４

年度及び平成27年度の各「土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）」に係る選定一覧の選定基準（1）及び（5）に○印がついている場合における根拠がわかる書類に関しては、当初から作成していないため該当する公文書が存在しないとし、また、前記㊸の i の平成21基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿及び同 ii の平成24基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿についても、3年ごとに新版と差し替えており、廃棄したため存在しないとし、請求に係る公文書の不存在を理由として、同年12月19日付け越資第101-3号の公文書非公開決定通知書により、非公開決定を行った。

さらに、実施機関は、前記㊸の i から iii の公文書については、すでに公開されており、越谷市ホームページや契約課窓口にて閲覧可能なことから、本件条例第2条第2項第1号により公開請求の対象外文書であるとして、同年12月19日付け越資第101-4号の公文書非公開決定通知書により、非公開決定を行った。

本件異議申立ては、これらの決定等のうち、越資第101-2号による公文書部分公開決定につき、本件条例第7条第2号及び第4号に該当することを理由とする非公開決定部分の取消しを求めて、なされたものである。

第3 異議申立人の主張要旨

平成27年2月18日付けの異議申立書、同年4月24日付けの意見書及び同年5月11日に行われた異議申立人による口頭意見陳述の内容を総合すれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

以下の理由により、本件部分公開決定のうち、本件条例第7条第2号及び第4号所定の情報に該当することを理由として公開しないとした部分に係る処分を取り消し、当該部分の情報の全部公開を求める。

本件情報公開請求により、実施機関から交付された平成27基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿の写しは、記載内容のほとんど全てが黒塗りになっており、異議申立人が請求した内容である、どの希望者がどの選定項目（基準）を満たしている、どの選定項目（基準）を満たしていないかが明確となる根拠書類が提出されていないことになる。

実施機関は、黒塗りした理由として、本件条例第7条第1号、第2号及び第4号に該当することを挙げているが、第1号該当を理由とした部分についてはともかく、公的評価の分科会等についてまで第2号所定の情報に該当することを理由として非公開とすることには問題がある。この内容が公開されたからといって、希望者の氏名が非公開とされていることからして、希望者の氏名を特定できるわけではなく、当該希望者の正当な利益を明らかに害することにはつ

ならない。

このような内容まで非公開とすることは、実施機関による第2号の条文の拡大解釈であって、それを認めると、可能性の低い因果関係を無理やり繋げてきたこじつけの理論となり、非公開理由として相当とはいえない。

穿った見方をするならば、実施機関にとって不都合な部分は、第2号を拡大解釈して非公開とすることができるようになる。

第1号と第2号の文言が明確に区別されていることから、第2号に該当することを理由として非公開とする場合は、単に、公開により正当な利益を害する可能性が多少あるとか、多くの人が公開により正当な利益を害すると考えるというような程度では足りず、文字どおり、公開により正当な利益を明らかに害するという必然性、厳格性を備えたものに限定しなければならない。

平成27基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿のうち、公的評価の分科会等及び希望する市町村、選定されなかった鑑定士の氏名、不動産鑑定業者の名称等、登録番号・登録年月日、不動産鑑定業者の電話番号・FAX番号、鑑定士の氏名については、公開されたからといって、当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するというのは誇張である。

本件条例第7条第2号が必然性、厳格性を要求している以上、実施機関は、具体的にどのような利益が明らかに害されるのか、それは必然なのかを示すべきであって、抽象的な利益であったり、単に可能性があるといった程度であってはならない。そうでないと容易に非公開にできることになり、本件条例第7条第2号の趣旨に反することになる。

なお、不動産鑑定業者の名称等を公開することにより正当な利益が明らかに害されるというのであれば、名簿に記載されている手書きの部分についても、各希望者の筆跡の個性が反映されていると考えることができ、それらについても非公開にしなければ説明の整合性がとれないことになる。

また、非公開とする理由について、「()」や「{ }」が複数使用されており文章の理解に困難を伴うので、分かりやすい文章に修正することを望む。

本件条例第7条第4号所定の情報に該当するとした非公開決定についても、印影にも、登録された印鑑の印影から普通の認印の印影までさまざまなものがあり得るが、それら印影の種類を問わず、印影を公開することが一律に犯罪等に結び付くと考え、本件条例第7条第4号に該当するというのは妥当ではない。

第4 実施機関の主張要旨

平成26年12月19日付け越資第101-2号の公文書部分公開決定通知書、平成27年4月9日付け越資第15号の部分公開決定及び非公開決定に係る理由説明書、並びに同年5月11日に行われた実施機関による口頭理由説明

の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

越谷市固定資産鑑定評価員選定基準に基づく選定が、鑑定士の業務遂行能力に対する評価である以上、特定の業務に関する評価が当該事業者の一般的な評価となる可能性もある。よって、選定されなかった鑑定士の氏名を公開することは、当該鑑定士の社会的評価を左右し、社会的信用を損なうものであることから、当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するものと認められるため、非公開とした。これに伴い、これら選定されなかった鑑定士の特定につながる個人情報についても非公開とした。

公的評価の分科会等（地価公示・地価調査・国税標準地鑑定評価）とは、各公的評価の鑑定を委嘱された鑑定士で組織され、鑑定士相互の連絡調整を図ることにより鑑定評価の円滑な運営に資するため設置されるものである。地価公示の所属分科会については、鑑定評価書の一部が公開され、担当した鑑定士の氏名及び所属分科会名が明示されているが、地価調査や国税標準地鑑定評価については、所属分科会や国税標準地鑑定評価実績は公開されていない。

鑑定士の所属する分科会、越谷市以外の固定資産鑑定評価を希望する市町村に係る情報は、業務活動上の秘密に属するものと考えられる。また、それらの部分を公開することは、他の情報と結びつけることにより、選定されなかった鑑定士が推測できることとなる。

したがって、本件条例第7条第2号に規定する、公開することにより当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害する情報に該当すると考えられるため、非公開とした。

以上いずれにおいても、当該非公開部分を公開することは、当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。なお、事業を営む個人の業務に関する情報を犠牲にするほどの、本件条例第9条に該当するような公益上の理由による裁量的公開情報も、当該公文書には含まれていないと考える。

よって、裁量的公開を含め、公開されることの利益と公開されないことの利益を十分に比較し、本件条例第7条第2号に該当すると判断したところであり、当該決定は、本件条例の規定に基づき適正に判断したものと考えている。

また、不動産鑑定業者の代表者の印影及び鑑定士の印影については、それが公開された場合、書類の偽造などのおそれが否定できず、「犯罪の予防……に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある」と判断した。

第5 審査会の判断

1 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」（前文）ため、「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としている。そして、このような趣旨・目的を踏まえ、何人にも公文書の公開を請求できる権利を認めるとともに（第5条）、公開請求があつたときは、実施機関に、第7条各号に明記された情報が含まれる場合を除き、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している（第7条本文）。

これらの諸規定の解釈・運用に当たっては、本件条例の趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限尊重することを基本とすべきであると考えられることから、本件異議申立てを審査するに当たっても、当審査会は、本件部分公開決定の妥当性を厳密に審査することとする。

2 本件公開請求に係る公文書について

本件公開請求は、「平成21年度、24年度、27年度の越谷市固定資産鑑定評価員として選定された人及び選定されなかった人について選定項目に〇印がついている場合における〇印をつけた根拠がわかる書類及び〇印がついていない場合も同様の書類」についてなされたものである。

これに対し、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、別紙のとおり、「公開請求に係る公文書の名称又は内容」欄に記載されている公文書を特定した。

なお、当審査会において、事務局職員立会いの下で関連公文書の存否確認の調査行わせたところ、上記公文書以外に、本件公開請求に係る対象公文書が存在しないことを確認した。

3 実施機関による本件部分公開決定とその理由

本件公開請求に対し、実施機関が行った部分公開決定は、次のとおりである。

- (1) 前記㊸のiiiの平成27基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿（全21ページの固定評価員希望者名簿）の「公開しない部分」及び公開しない「理由」については、別紙記載のとおりである。すなわち、上記名簿の1ページ目、5ページ目、6ページ目、12ページ目、14ページ目及び20ページ目に綴じ込まれている固定資産鑑定評価員に選定された6名の各名簿の公的評価の分科会等（地価公示、地価調査、国税の標準地鑑定評価）(①欄)及び希望する市町村（ただし、特定された市町村（越谷市を除く）及び希望した理由が記載されている部分に限る）(②欄)については、本件条

例第7条第2号所定の非公開情報に該当する。同じく上記6名の各名簿の不動産鑑定業者及び代表者の印影並びに鑑定士の印影については、本件条例第7条第4号所定の非公開情報に該当する。

また、上記6名以外の選定されなかった15名の各名簿については、①欄から⑫欄に記載された全ての情報が、本件条例第7条第2号所定の非公開情報に該当する。

- (2) 前記⑤の「平成18年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員への委嘱状の交付について（伺い）（平成16年9月27日決裁）」のうち、起案要旨、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（別紙1）、「平成21年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員への委嘱状の交付について（伺い）（平成19年8月10日決裁）」のうち、起案要旨、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（別紙1）、並びに「平成24年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員への委嘱状の交付について（伺い）（平成22年8月27日決裁）」のうち、起案要旨、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（別紙1）については、各年度の選定一覧のうち、選定されなかった鑑定士の氏名につき公開しないとする部分公開決定であるが、その理由は、「法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」として、本件条例第7条第2号に該当すると主張する。
- (3) なお、上記(1)の固定資産鑑定評価員に選定された6名の各名簿の鑑定士個人の郵便番号、住所、電話番号（⑧欄）及び鑑定士の生年月日（⑩欄）に記載されている情報については、本件条例第7条第1号所定の非公開情報に該当するとしたが、これらの点については、異議申立人は争わないとしている。したがって、当審査会としてはその余の「公開しない」とされた部分の非公開決定の妥当性について判断することとする。

4 本件条例第7条各号の趣旨・目的について

実施機関の保有する情報の中には、公開した場合に個人や法人等の正当な利益を害し、あるいは公正な行政運営を阻害するものなどがあり得る。したがって、公開されることの利益と公開されないことの利益が、適切に保護されるよう両者の間に調整がなされなければならない。

本件条例第7条は、このような利益調整の要請を踏まえ、公文書の公開請求があったときは、実施機関は、公開請求に係る公文書に本条各号に掲げる情報（非公開情報）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該

公文書を公開する義務を負うとの基本的枠組みを定めたものである。

そして、本件条例第7条各号に定められた非公開情報のうち、第2号は、「法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」について、第4号は、「公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報」について、それぞれ非公開情報とする旨を定めたものである。

このような基本的な考え方にに基づき、実施機関が「公開しない」とした判断の妥当性について検討する。

5 前記㊸のiiiの公文書の非公開情報該当性について

(1) 公的評価の分科会等（地価公示・地価調査・国税標準地鑑定評価）（⑩欄）

並びに希望する市町村{ただし、特定された市町村（越谷市は除く）及び希望した理由が記載されている部分に限る}（⑪欄）についての、本件条例第7条第2号本文該当性

ア 上記⑩欄には、希望者が、これまで地価公示鑑定評価員、地価調査鑑定評価員及び（国税標準地）鑑定評価員に選定されたことがあったか否か、また、選定されていた場合には、地価公示鑑定評価員及び地価調査鑑定評価員としていずれの分科会に所属していたか、（国税標準地）鑑定評価員としていずれの税務署分を取り扱っていたかについての情報が記載されている。

ところで、地価公示鑑定評価員、地価調査鑑定評価員及び（国税標準地）鑑定評価員（以下、「地価公示鑑定評価員等」という。）は、それぞれ、地価公示調査組織規程、地価調査委託規程及び資産税事務提要に基づき経験年数、鑑定評価の実績等を勘案し、不動産鑑定士等から選任されるものである。

公示価格、標準価格及び路線価（以下、「公示価格等」という。）を定めるにあたって、それぞれ、地価公示鑑定評価委員等による鑑定評価をもとに、公示価格等が判定され、地価公示鑑定評価員等は、公示価格等の判定に当たり、公正な立場で重要な役割を果たしていると認められる。公示価格等は、土地取引の指標や相続税等の課税のために活用され、不動産所有者や不動産取引に関わる者等にとって重要な意味を有する。

また、不動産鑑定士の氏名は慣行として公にされており、地価公示鑑定評価員の氏名や分科会の区分については、地価公示鑑定評価書において公にされている。

したがって、地価公示鑑定評価員の氏名や所属分科会の区分については、本件条例第7条第2号本文所定の非公開情報には該当しないものと認められる。また、前述のとおり、地価公示鑑定評価員と同様に重要な役割を果たしている地価調査鑑定評価員及び(国税標準地)鑑定評価員についても、その氏名や分科会あるいは担当税務署の区分については、本件条例第7条第2号本文所定の非公開情報には該当しないものというべきである。

しかしながら、以上のことは、選定された鑑定士に関してのみに妥当するものであって、選定されなかった鑑定士に関しては、別異に解する必要がある。なぜなら、これらの情報が公開されることにより、選定されなかった鑑定士が特定される蓋然性が高いからである。選定されなかった鑑定士に関しては、下記(2)記載の情報と同様に、鑑定士の氏名と密接に関連する情報であると評価できるものといえ、本件条例第7条第2号本文所定の非公開情報に該当するものというべきである。

以上のとおり、越谷市において固定資産鑑定評価員に選定された6名の鑑定士に関しては、本件条例第7条2号本文該当性を理由にして、地価公示鑑定評価員等への選定の有無及び所属する分科会につき非公開とした実施機関の処分は妥当とはいえず、公開することが妥当であると判断する。

イ 上記⑫欄の情報は、各希望者が、鑑定評価員として選定されることを希望する市町村が記載されているものであるところ、そのような希望内容については、そもそも公にされることを前提としていないものと解されるし、そのような内容は、通常、内部管理情報として秘密にしておくことが認められ、当該事業者が、それを自己の意思によらないでみだりに他に公開又は公表されない利益を有していることが認められるところである。

したがって、事業者の意思によらないで上記⑫欄の情報が公開されることは、当該事業者の権利その他正当な利益を明らかに害するものであるから、上記⑫欄の情報は、本件条例第7条第2号本文に定める「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」に該当すると認められる。

(2) 選定されなかった鑑定士の、不動産鑑定業者の名称等(所在地・業者名・代表者氏名)(①欄)、登録番号・登録年月日(②及び⑥欄)、不動産鑑定業者の電話番号(③欄)・FAX番号(④欄)並びに氏名(⑨欄)についての、本件条例第7条第2号本文該当性

一般的にいつて、事業者にとって、市の公募手続において選定されなかったという事実は、秘匿したい事実であると解される。そして、本件のように、越谷市固定資産鑑定評価員選定基準に基づく選定が、鑑定士の業務遂行能力に対する評価である以上、特定の業務に関する評価が当該事業者

の一般的な評価となる可能性もあることから、上記の各欄の情報を、選定基準の該当項目とともに公開した場合、当該鑑定士の社会的評価が左右され、社会的信用を損なうものと認められる。

したがって、鑑定士の氏名はもちろん、不動産鑑定業者の名称その他の情報についても、鑑定士の氏名と密接に関連する情報であることは明らかであるから、本件条例第7条第2号本文に定める「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」に該当すると認められる。

- (3) 不動産鑑定業者及び代表者の印影（①欄）、鑑定士個人の印影（⑨欄）の本件条例第7条第4号本文該当性

上記各印影は、いずれも文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであるため、印鑑の偽造や偽造印鑑の悪用等のおそれがあることから、「公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報」に該当すると認められる。

- 6 前記⑤の各年度の公文書のうちの選定一覧中の選定されなかった鑑定士の氏名の本件条例第7条第2号本文該当性

前述のとおり、土地評価替えにおける固定資産鑑定評価委員に選定されなかった鑑定士の氏名については、本件条例第7条第2号本文に定める「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの」に該当すると認められる。

7 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

平成27年3月23日	実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。
平成27年3月26日	処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。
平成27年4月9日	処分庁から理由説明書が提出された。
平成27年4月10日	異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。
平成27年4月16日	審査

平成27年4月24日	異議申立人から理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述申出書の提出があった。
平成27年4月27日	処分庁に対して、理由説明書に対する意見書の写しを送付し、あわせて審査会への出席を要請した。
平成27年4月30日	処分庁から審査会の出席者に関する回答があった。
平成27年4月30日	事務局職員が、文書を保存委託している外部倉庫において、関連文書の存否の確認について調査を行った。
平成27年5月7日	事務局職員立会いの下で、処分庁の執務室及び文書庫において、関連文書の存否の確認について調査を行った。
平成27年5月11日	審査 異議申立人による口頭意見陳述及び処分庁による口頭理由説明の聴取を行った。
平成27年5月25日	審査
平成27年6月8日	審査
平成27年6月22日	審査
平成27年7月6日	審査
平成27年7月21日	審査
平成27年7月28日	審査
平成27年7月28日	

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	右 崎 正 博
委 員	茅 沼 英 幸
委 員	吉 村 総 一

答申第13号

越情審査第36号

平成27年7月28日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 右 崎 正 博

公文書の公開請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成27年3月23日付け越資第143号で諮問のあった下記の事案のうち、平成26年12月19日付け越資第101-3号で異議申立人に対して行った公文書非公開決定の取消しを求める部分について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 越谷市長が平成26年12月19日付け越資第101-2号で異議申立人に対して行った公文書部分公開決定及び越資第101-3号で異議申立人に対して行った公文書非公開決定の取消しを求める旨の異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「本件条例」という。）第6条に基づき異議申立人が行った「平成21年度、24年度、27年度の越谷市固定資産鑑定評価員として選定された人及び選定されなかった人について選定項目に○印がついている場合における○印をつけた根拠がわかる書類及び○印がついていない場合も同様の書類」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、別紙のとおり、公開請求に係る公文書として特定された平成21基準年度及び平成24基準年度の固定資産鑑定評価員希望者名簿については、3年ごとに新版と差し替えており、廃棄したため存在しないとして、また、平成21年度、平成24年度及び平成27年度の越谷市固定資産鑑定評価員として選定された人及び選定されなかった人について、「越谷市固定資産鑑定評価員選定基準」の「(1) 当市の地域特性を十分に把握しており、地価の実情に精通していること。」及び「(5) 当市において、公有財産、用地買収、補償等の公的評価を行ったことがあること。」に○印がついている場合における根拠がわかる書類については、当該公文書を当初から作成していないため存在しないとして、請求に係る公文書の不存在を理由に、平成26年12月19日付け越資第101-3号により行った公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」という。）は、妥当であると判断する。

なお、後記第6に付言がある。

第2 異議申立ての経緯

異議申立人は、本件条例第6条の定めるところにより、平成26年11月21日付け公文書公開請求書によって本件公開請求を行ったが、対象公文書に記録されている情報の内容が複雑で、審査に時間を要すると判断されたため、実施機関は、同年12月4日付け越資第101-1号の公文書公開決定等期間延長通知書により、公開決定等の期間を12月19日まで延長した。

その後、実施機関により本件公開請求に係る公文書として特定されたもの（以下「本件公文書」という。）は、次のとおりである。

本件公開請求のうち、

- ① 平成21年度、平成24年度及び平成27年度の各「土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について(伺い)」に係る選定一覧の選定基準(1)及び(5)に○印がついている場合における根拠がわかる書類については、

該当する公文書が存在しないとされた。

- ㊸ 各年度の選定基準（２）、（３）、（４）、（６）及び（８）に関しては、以下の公文書が、本件公開請求に係る公文書として特定された。
 - i 平成２１年度については、平成２１基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿
 - ii 平成２４年度については、平成２４基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿
 - iii 平成２７年度については、平成２７基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿（全２１ページの固定評価員希望者名簿）

- ㊹ 各年度の選定基準（７）に関しては、以下の公文書が、本件公開請求に係る公文書として特定された。
 - i 平成２１年度については、「平成１８年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）（平成１６年９月２７日決裁）」のうち、起案用紙、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（別紙１）
 - ii 平成２４年度については、「平成２１年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）（平成１９年８月１０日決裁）」のうち、起案用紙、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（別紙１）
 - iii 平成２７年度については、「平成２４年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）（平成２２年８月２７日決裁）」のうち、起案用紙、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（別紙１）

- ㊺ 各年度の選定基準（９）に関しては、以下の公文書が、本件公開請求に係る公文書として特定された。
 - i 平成２１年度については、平成１９・２０年度競争入札参加者資格者名簿
 - ii 平成２４年度については、平成２１・２２年度競争入札参加者資格者名簿
 - iii 平成２７年度については、平成２５・２６年度競争入札参加者資格者名簿

これらの公文書のうち、前記㊸のiiiの公文書及び㊹のiからiiiの公文書については、本件条例第７条第１号、第２号及び第４号に定める情報が含まれているとして、実施機関が平成２６年１２月１９日付け越資第１０１－２号の公文書部分公開決定通知書により、公文書の一部を公開しないとする部分公開決定を行った。

また、実施機関は、本件公開請求のうち、前記㊹の平成２１年度、平成２４年度及び平成２７年度の各「土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定

について（伺い）」に係る選定一覧の選定基準（１）及び（５）に○印がついている場合における根拠がわかる書類に関しては、当初から作成していないため該当する公文書が存在しないとし、また、前記㊸の i の平成 21 基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿及び同 ii の平成 24 基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿についても、3 年ごとに新版と差し替えており、廃棄したため存在しないとし、請求に係る公文書の不存在を理由として、同年 12 月 19 日付け越資第 101-3 号の公文書非公開決定通知書により、非公開決定を行った。

さらに、実施機関は、前記㊸の i から iii の公文書については、すでに公開されており、越谷市ホームページや契約課窓口にて閲覧可能なことから、本件条例第 2 条第 2 項第 1 号により公開請求の対象外文書であるとして、同年 12 月 19 日付け越資第 101-4 号の公文書非公開決定通知書により、非公開決定を行った。

本件異議申立ては、これらの決定等のうち、越資第 101-3 号による公文書非公開決定の取消しを求めて、なされたものである。

第 3 異議申立人の主張要旨

平成 27 年 2 月 18 日付けの異議申立書、同年 4 月 24 日付けの意見書及び同年 5 月 11 日に行われた異議申立人による口頭意見陳述の内容を総合すれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

以下の理由により、本件非公開決定に係る処分を取り消し、情報の全部公開を求める。

そもそも実施機関が主張するように、固定資産の評価替えが 3 年ごとに行われるという理由により、3 年で廃棄してよいのであろうか。不動産鑑定士による標準宅地の価格算定上の過失に基づく固定資産税の誤った賦課も考えられることから、その訴訟の際の証拠書類として使用する上で、こうした文書は消滅時効期間である 5 年間は保存しておくべきである。

平成 21 基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿及び平成 24 基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿が 3 年経過したことを理由に廃棄されてしまったというのであれば、確かに文書不存在には該当するものの、越谷市文書管理規程により当該文書の保存年限を 3 年としているのは大きな誤りであり、不適切な保存年限を定めていたことについて、越谷市長の管理責任が問われることになる。

また、越谷市固定資産鑑定評価員選定基準の（１）と（５）についての根拠書類については、平成 21 基準年度、平成 24 基準年度及び平成 27 基準年度のいずれの年度も、当初から作成していないため不存在ということであった。

平成21基準年度、平成24基準年度及び平成27基準年度の評価員の選定についての伺い文書等が保存されていて、かつ、平成27基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿が存在する以上、証拠書類が当然重要な補足・関連資料として存在すると推測される。選定項目（基準）に○印がついている者についていない者がいる以上、何らかの判断材料となる根拠書類があると考えるのが自然である。

選定項目（基準）の（1）と（5）についての根拠書類がないとすれば、担当者が根拠もなしに適当に決定していると外部から思われても止むを得ない。

一般人の常識からすれば、議事録のような立派なものでなくとも、協議等の内容を記載したメモのようなものを備忘録として作成していたであろうと考える。もしそうしたメモのような資料も作成していないというのであれば、評価員を選定する際の起案文書に上司の決裁をもらう際に、上司はどのようにして選定項目（基準）の○印の有無の妥当性を判定したのか疑問が残る。

判定のための根拠書類を当初から作成していないというのであれば、確かに文書不存在には該当するものの、決裁方法が不適切に行われていた疑いが発生し、越谷市長の管理責任が問われることになる。

第4 実施機関の主張要旨

平成26年12月19日付け越資第101-3号の公文書非公開決定通知書、平成27年4月9日付け越資第15号の部分公開決定及び非公開決定に係る理由説明書、並びに同年5月11日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

本件条例第2条第2項において、対象となる公文書の範囲として、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義されている。

対象公文書である平成21基準年度及び平成24基準年度の固定資産鑑定評価員希望者名簿は、各基準年度において固定資産鑑定評価員の選定にあたり越谷市を希望している鑑定士を把握するため、埼玉県不動産鑑定士協会から入手しているものであって、当該名簿は、埼玉県不動産鑑定士協会が各市町村の固定資産鑑定評価員希望者を取りまとめ、3年ごとに作成しているものであることから、「その他3年保存の必要があるもの」として、越谷市文書管理規程に基づき3年保存の文書として取り扱い、新版と差し替えている。

よって、当該公文書は平成19年度及び平成22年度に発生した3年保存の

文書であることから、平成22年度及び平成25年度に新版を入手し、平成23年3月末日及び平成26年3月末日をもってそれぞれ保存期間が満了となり、廃棄の決定を行った上で個人情報の保護等に留意し、復元又は他に利用できない状態とする方法により処分したところである。

また、越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（1）及び（5）該当の根拠書類は当初から作成していない。選定基準（1）に該当するかどうかは課内協議により決定し、選定基準（5）に該当するかどうかは契約課へ直接あるいは電話での口頭による確認により決定している。

以上の理由から、対象となる文書は「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」に該当しないことから、本件条例第11条第3項の規定に基づき、非公開決定を行ったものであり、当該決定は、条例の規定に基づき適正に判断したものと考えている。

第5 審査会の判断

1 本件条例の趣旨・目的、公開請求対象文書が不存在の場合の扱い

本件条例は、「市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与する」（前文）ため、「市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的としている。そして、このような趣旨・目的を踏まえ、何人にも公文書の公開を請求できる権利を認めるとともに（第5条）、公開請求があったときは、実施機関に、第7条各号に明記された情報が含まれる場合を除き、原則として、請求に係る公文書を公開しなければならない義務を課している（第7条本文）。

そして、本件条例は、公開請求の対象となる「公文書」については、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」（第2条第2項）としている。

ここにいう「実施機関が保有している」の意味は、「所管課長が具体的に公文書の存在を確認し、保管し又は保存している状態をいう」（「情報公開制度の手引 [改訂版]」7頁）ものと解されるが、実施機関が「公開請求に係る公文書を保有していないとき」は、「公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。」（第11条第3項）ものとされている。

これらの諸規定の解釈・運用に当たっては、本件条例の趣旨・目的に照ら

し、公文書公開請求権を最大限尊重することを基本とすべきであると考えられることから、本件異議申立てを審査するに当たっても、当審査会は、本件非公開決定の妥当性を厳密に審査することとする。

2 本件公開請求に係る公文書について

本件公開請求は、「平成21年度、24年度、27年度の越谷市固定資産鑑定評価員として選定された人及び選定されなかった人について選定項目に○印がついている場合における○印をつけた根拠がわかる書類及び○印がついていない場合も同様の書類」についてなされたものである。

これに対し、実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、別紙のとおり、「公開請求に係る公文書の名称又は内容」欄に記載されている公文書を特定した。

3 実施機関による本件非公開決定とその理由

本件公開請求に対し、実施機関が行った非公開決定は、次のとおりである。

前記㊸の i の平成21基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿及び同 ii の平成24基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿については、公開しないとする非公開決定であり、その理由としては、「3年ごとに新版と差し替えており、廃棄したため存在しない」と主張する。

また、前記㊹の平成21年度、平成24年度及び平成27年度の各「土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について（伺い）」に係る選定一覧の選定基準（1）及び（5）に○印がついている場合における根拠がわかる書類についても、公開しないとする非公開決定であり、その理由としては、「当該公文書を当初から作成していないため存在しない」と主張する。

したがって、当審査会は、前記㊸の i 及び ii の公文書並びに前記㊹の公文書の不存在を理由とする非公開決定の当否について判断することとする。

4 前記㊸の i 及び ii の公文書並びに㊹の公文書の存否について

実施機関の説明によると、㊸の i 及び ii の公文書については、3年ごとに新版と差し替えており、廃棄したため存在しないとし、㊹の公文書は、当該公文書を当初から作成していないため存在しないとしている。

実施機関は、㊸の i 及び ii の公文書については、各基準年度において固定資産鑑定評価員の選定にあたり越谷市を希望している鑑定士を把握するため、埼玉県不動産鑑定士協会から収受しているものであるが、当該名簿は、埼玉県不動産鑑定士協会が3年ごとに各市町村の固定資産鑑定評価員希望者を取

りまとめて作成しているもので、越谷市文書管理規程に基づき、担当課長が、同規程別表第2（第30条関係）の保存期間3年の区分の「(8) その他3年保存の必要があると認められるもの」に該当するとして、3年の保存期間を定め、3年ごとに埼玉県不動産鑑定士協会から送付される新しい固定資産鑑定評価員希望者名簿と差し替えを行ってきているが、㊸のi及びiiの公文書は、それぞれ平成19年度及び平成22年度に収受した3年保存の文書であることから、平成22年度及び平成25年度に新しい固定資産鑑定評価員希望者名簿を収受したことで、平成23年3月末日及び平成26年3月末日をもってそれぞれ保存期間が満了となり、担当課長が廃棄の決定を行った上で、個人情報保護等に留意し、復元又は他に利用できない状態とする方法により処分したと述べている。

また、㊹の公文書については、越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（1）に該当するかどうかは課内協議により決定しており、根拠書類は作成していないとし、また同選定基準（5）に該当するかどうかは契約課へ直接あるいは電話での口頭による確認により決定しているため、同様に根拠書類は当初から作成していないと述べている。

当審査会が、実施機関から提出された書面及び口頭理由説明の内容を精査したところ、実施機関の上記の説明に不合理な点はみられず、また、その説明を覆す事情もうかがわれなかった。さらに、当審査会において、事務局職員立会いの下に本件公開請求に係る公文書の存否を調査させたが、当該各公文書が存在しないことを確認した。

5 結論

以上のとおり、平成21基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿及び平成24基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿並びに平成21年度、平成24年度及び平成27年度の各「土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について(伺い)」に係る選定一覧の越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（1）及び（5）に○印がついている場合における根拠がわかる書類は、いずれも不存在であり、本件条例がいう「当該実施機関が保有しているもの」（第2条第2項）には該当しないと認められるから、本件公開請求に対して公開請求に係る公文書を保有していないことを理由として実施機関が行った本件非公開決定は妥当であると判断する。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 付言

本件異議申立てに関する当審査会の結論は以上のとおりであるが、実施機関

による公文書管理のあり方について、ここに若干の付言をしておきたい。

- 1 周知のように、国においては、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする「公文書等の管理に関する法律」（以下「公文書管理法」という。）が制定・施行されているが、同法第34条は、地方公共団体に対しても、同法の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努める義務を課している。

公文書管理法が全面施行されてからすでに4年以上が経過しているが、公文書管理法第4条柱書は「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と定めている。

- 2 他方、越谷市においては「地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重」するとの考え方に立って本件条例が制定されたこと（前文）、そして、本件条例が「市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、構成で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。」（第1条）と同時に、「実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。」（第20条）ことも明記されている。

市民の知る権利を尊重し、市の行政活動について説明する責任を全うするためには、いうまでもなくその前提として公文書を適正に管理する必要がある。

したがって、公文書管理法第4条が示している考え方は、越谷市においても妥当すると考えられる。

そして、越谷市文書管理規程（平成17年、規則第12号）第3条は、「事務の処理は、原則として文書により行うものとする。」（第1項）と定めるとともに、「文書は、情報公開の円滑な推進を図るため、適正に管理しておかなければならない。」（第3項）ことを明記している。

- 3 本件条例の諸規定とその趣旨・目的並びに公文書管理法及び越谷市文書管理規程の諸規定とそれらの趣旨・目的を総合して考慮すれば、異議申立人が主張するように、固定資産鑑定評価員の選定が適正に行われたかどうかを合理的に跡付け、又は検証するための重要な資料に関し、実施機関が、越谷市文書管理規程上、適切な保存期間を定めていないのではないかと、また、実施機関において本来作成すべき文書が作成されていなかったのではないかと、との疑問が残る。

- 4 この点で、第一に、平成21基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿及び平成24基準年度固定資産鑑定評価員希望者名簿について、3年保存文書として指定し、それぞれ3年が経過した年度末に廃棄している扱いが直ちに違

法又は不当であるとはいえない。しかしながら、「土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員への委嘱状の交付について（伺い）」の決裁文書及びそれに添付された参考書類が10年保存文書の指定を受けているにもかかわらず、固定資産鑑定評価員選定の裏付けとなる各基準年度の固定資産鑑定評価員希望者名簿が3年保存文書として扱われ、埼玉県不動産鑑定士協会から3年ごとに新しい希望者名簿が送付されるのをまって、新しい版のものに入れ替え、3年経過したものは廃棄されているということは、バランスを欠いているのではないかとの疑問が残る。この点、実施機関においては、情報公開の円滑な推進を図るため文書を適正に管理しておかなければならないとする文書管理規程第3条第3項の趣旨を十分に考慮して、各基準年度の固定資産鑑定評価員希望者名簿の保存期間のあり方につき、いま一度検討されるよう要望したい。

- 5 また、第二に、越谷市固定資産鑑定評価員選定基準（1）に該当するかどうかは課内協議により決定しており、根拠書類は作成していないとし、また同選定基準（5）に該当するかどうかは契約課へ直接あるいは電話での口頭による確認により決定しているので、同様に根拠書類は当初から作成していないとの実施機関の公文書管理の現状は、当該事務の処理に係る公文書管理のあり方として適切さを欠くものである。すなわち、越谷市における固定資産税標準宅地鑑定評価に関する業務の委託による不動産鑑定評価を行わせるに当たり、固定資産鑑定評価員の選定が適正に行われることは、越谷市民にとっても税負担に関わる重大な利害関係事項であるといっても過言ではなく、「事案が軽微なものである場合」（公文書管理法第4条）には該当しないと思われるからである。今後においては、事務の処理は原則として文書により行うとした文書管理規程第3条第1項の定めに戻り、公文書管理の改善を図られるよう、要請したい。
- 6 以上、本件条例による情報公開の円滑な推進を図るため、公文書の確実な作成とより適正な管理の体制を整備されるよう、実施機関に要望と要請をしておきたい。

第7 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

平成27年3月23日	実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。
平成27年3月26日	処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。
平成27年4月9日	処分庁から理由説明書が提出された。
平成27年4月10日	異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。
平成27年4月16日	審査

平成27年4月24日	異議申立人から理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述申出書の提出があった。
平成27年4月27日	処分庁に対して、理由説明書に対する意見書の写しを送付し、あわせて審査会への出席を要請した。
平成27年4月30日	処分庁から審査会の出席者に関する回答があった。
平成27年4月30日	事務局職員が、文書を保存委託している外部倉庫において、関連文書の存否の確認について調査を行った。
平成27年5月7日	事務局職員立会いの下で、処分庁の執務室及び文書庫において、関連文書の存否の確認について調査を行った。
平成27年5月11日	審査 異議申立人による口頭意見陳述及び処分庁による口頭理由説明の聴取を行った。
平成27年5月25日	審査
平成27年6月8日	審査
平成27年6月22日	審査
平成27年7月6日	審査
平成27年7月21日	審査
平成27年7月28日	審査
平成27年7月28日	

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	右 崎 正 博
委 員	茅 沼 英 幸
委 員	吉 村 総 一

公開請求する公文書の名称又は内容		公開請求に係る公文書の名称又は内容	答申書での表記	決定内容	部分公開の場合の公開しない部分	理由	
右欄記載の各年度の、越谷市固定資産鑑定評価員として選定された人及び選定されなかった人について、右欄記載の各選定項目に○印がついている場合における○印をつけた根拠がわかる書類及び○印がつかない場合も同様の書類	平成21年度	(1)	①	非公開		文書不存在 (当初から作成されず)	
		(2)					
		(3)					
		(4)	平成21基準年度 固定資産鑑定評価員希望者名簿	㊸に関する i	非公開		文書不存在 (差替えにより廃棄)
		(5)					
		(6)					
		(7)	「平成18年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員への委嘱状の交付について(伺い)(平成16年9月27日決裁)」のうち、起案用紙、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準(別紙1)	㊸に関する i	部分公開	選定されなかった鑑定士の氏名	本件条例第7条第2号該当(鑑定士の業務に対する評価であって、当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するものと認められる)
		(8)					
		(9)	平成19・20年度競争入札参加資格者名簿	㊹	非公開		本件条例第2条第2項第1号該当(公表済み)
	平成24年度	(1)		①	非公開		文書不存在 (当初から作成されず)
		(2)					
		(3)					
		(4)	平成24基準年度 固定資産鑑定評価員希望者名簿	㊸に関する ii	非公開		文書不存在 (差替えにより廃棄)
		(5)					
		(6)					
(7)		「平成21年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定並びに鑑定評価料に係る見積書の提出について(伺い)(平成19年8月10日決裁)」のうち、起案用紙、選定一覧及び別紙1	㊸に関する ii	部分公開	選定されなかった鑑定士の氏名	本件条例第7条第2号該当(鑑定士の業務に対する評価であって、当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するものと認められる)	
(8)							
(9)		平成21・22年度競争入札参加資格者名簿	㊹	非公開		本件条例第2条第2項第1号該当(公表済み)	
平成27年度	(1)		①	非公開		文書不存在 (当初から作成されず)	
	(2)			部分公開	鑑定士個人の郵便番号、住所、電話番号(⑧欄)	本条例第7条第1号該当(特定の個人が識別され得る個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないものと認められる)	
	(3)				鑑定士の生年月日(⑩欄)	同上	
	(4)	平成27基準年度 固定資産鑑定評価員希望者名簿	㊸に関する iii		希望する市町村(ただし、特定された市町村(越谷市を除く)及び希望した理由が記載されている部分に限る)(⑫欄)	本条例第7条第2号該当(鑑定士の内部管理情報であって、それらの部分を公開することは、当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するものと認められる)	
	(5)				不動産鑑定業者の名称等(所在地・業者名・代表者氏名)(⑪欄)	同上	
	(6)				登録番号・登録年月日(②及び⑥欄)	同上	
	(7)				不動産鑑定業者の電話番号(③欄)・FAX番号(④欄)	同上	
	(8)				氏名(⑨欄)	本条例第7条第2号該当(鑑定士が予測できるため、当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するものと認められる)	
	(9)				不動産鑑定業者及び代表者の印影	本条例第7条第4号該当(公開することにより、書類の偽造等の犯罪被害を受けるおそれがあり、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかである)	
			鑑定士の印影		同上		
(7)	「平成24年度土地評価替えにおける固定資産鑑定評価員の選定について(伺い)(平成22年8月27日決裁)」のうち、起案用紙、選定一覧及び越谷市固定資産鑑定評価員選定基準(別紙1)	㊸に関する iii	部分公開	選定されなかった鑑定士の氏名	本件条例第7条第2号該当(鑑定士の業務に対する評価であって、当該鑑定士の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するものと認められる)		
(9)	平成25・26年度競争入札参加資格者名簿	㊹	非公開		本件条例第2条第2項第1号該当(公表済み)		

答申第14号

越情審査第65号

平成27年11月9日

越谷市長 高橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 右 崎 正 博

保有個人情報の開示請求に係る異議申立ての審査について（答申）

平成27年7月13日付け越市民第127号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

越谷市長が平成27年3月10日付け越市民第332号で異議申立人に対して行った保有個人情報部分開示決定の取消しを求める旨の異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「本件条例」という。）第14条に基づき、平成27年2月25日付けで異議申立人が行った、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に係る保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、越谷市長（以下「実施機関」という。）が、「住民基本台帳事務における支援措置申出書（平成27年2月9日受付）」に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、それらに本件条例第15条第1号及び第6号オに該当する情報が含まれているとして、本件条例第19条第2項に基づき、平成27年3月10日付け越市民第332号により行った保有個人情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は、妥当であると判断する。

第2 異議申立ての経緯

異議申立人は、本件条例第14条の定めるところにより、平成27年2月25日に保有個人情報開示請求書によって「私が、平成27年2月16日付けで越谷市教育委員会から保有個人情報不開示決定を受けた開示請求に係る、住民基本台帳事務における支援措置申出書」に係る保有個人情報の開示請求を行ったが、本件保有個人情報に本件条例第15条第1号及び第6号オに該当する情報が含まれているとして、実施機関が同年3月10日付け越市民第332号の保有個人情報部分開示決定通知書により、保有個人情報の一部を開示しないとする部分開示決定を行った。

本件異議申立ては、本件部分開示決定のうち、上記支援措置申出書の申出者（妻）の住所、連絡先及び運転免許証（写し）を除き、支援措置が必要であると判断した客観的内容及び被害の内容の不開示決定部分の取消しを求めてなされたものである。

第3 異議申立人の主張要旨

平成27年4月10日付けの異議申立書、同年4月27日付けの補正書、同年8月13日付けの意見書及び同年9月24日に行われた異議申立人による口頭意見陳述の内容を総合すれば、異議申立人の主張要旨は、以下のとおりである。

以下の理由により、本件部分開示決定のうち、申出者（妻）の住所、連絡先

及び運転免許証（写し）を除き、支援措置が必要であると判断した客観的内容及び被害の内容の部分に係る処分を取り消し、当該部分の情報の全部開示を求める。

- (1) 父親が我が子の身を案じ、その置かれている状況を把握しようとすることは当然のことであり、本件開示請求は、正当な権利に基づいて行ったものである。

また、「子どもの福祉」を考えるにおいて、子どもが理由不明のまま父親に会うことが許されないこの状況は、子どもが何の制限を受けることなく、両親からの愛情を受ける権利を害している。

さらに、子どもの健全な成育に対しては、両親の愛情はもとより、社会全体での教育や見守りも必要不可欠と考える。こと行政においては、その一役を大いに担っているものと言える。

- (2) しかしながら、本件開示請求を行う前に越谷市教育委員会に対し行った別件の「指定学校変更就学児童生徒通知書」に係る保有個人情報の開示請求に対する不開示決定及び本件部分開示決定において、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）等の支援措置を受けている者に関する個人情報とされ、本件条例第18条並びに第15条第1号及び第6号オに該当するとの理由付けのもと、情報の開示を受けることができない。

なおかつ、本件保有個人情報の内容が不明確であり、私は越谷市から事情聴取や通知等を一切受けず、一方的に加害者と位置付けられ、いまだその加害の内容（暴力の実態）すら明かしてもらえない。

私と子どもの正当な権利利益を害してでも、開示しないと理由付けたのであれば、少なくとも加害の内容は示す必要があると考える。

DVの加害者とされた私は、その加害の内容すら知らされず、社会的信用と名誉を著しく害され、得体の知れない恐怖に対し精神的にも追い詰められる結果となっている。

- (3) そもそも、私が妻に対してDV等を行ったという事実は全くない。その証の一端として、子どもたちは、従前と同一の小学校へ通学していると同校の教頭先生に電話連絡の上、確認している。また、離婚協議の中で妻より、妻たちは前住所より徒歩圏内に住まいを設け生活していると聞いており、実際、私の自宅より最も近いスーパーにて買い物する妻を私は目撃している。

また、妻は別件家事調停において、DV支援措置について何も話していないばかりか、妻が裁判所に提出した陳述書において「今は、私たちの住所を教えていませんが、きちんと話がついた際には、夫に住所はもちろん、連絡先を伝えた上で、面会交流のための連絡は図れるようにしたいと考えていま

す。」と陳述しており、もはやDVによる支援措置の根拠が欠落している。

一方では、DV防止法を利用し、私や子どもの権利を侵害してまでも支援措置を受け、また一方では、上記のとおり私の生活圏内にて無防備に生活している。これらは妻自身が、私に危険性のないことをはっきりと証明している。

- (4) さらに、妻はDV支援措置を用いて、親子の交流を断絶させ、自身の親権獲得が有利になるように、巧みに利用していると言わざるを得ない。

つまり、DV等の支援措置が執られていること自体が問題なのであり、それを基礎とする本件部分開示決定は、取り消されるべきであると考えます。

私が本件開示請求を行った理由は、妻の住所や連絡先を知る目的からではなく、子どもたちの居住地や生活の状態を知りたいことのただ一点に尽きる。

私は、DV等による、行政機関の支援措置を否定するつもりは一切ない。むしろ、被害に遭われている方を迅速かつ積極的に救済することが、行政機関の本来あるべき使命であると考えます。

私は、妻の住所、連絡先及び運転免許証（写し）の開示を求めてはいない。よって当然ながら、妻の住民票の写し、戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用して、妻の住所を探索するつもりは一切ない。

次に、相談機関に関する部分及び備考欄の一部においては、相談機関を開示にする必要性に非常に大きな疑問がある。一個人では到底どうする事も出来ない大きな力を持つ行政機関が、一個人の当たり前前に保障されている基本的人権を害してまでも、支援措置が必要と判断されたのであれば、そこには、確固たる「被害」があるはずで、その被害相談をした機関を開示することは、至極当然なことであると考えます。それでもなお、相談機関を開示することによって、妻の正当な権利利益が害されるとするのであれば、そのことによって、基本的人権を著しく損なわれている私に対して、合理的な説明をしていただきたく思う。

- (5) また、備考欄の一部の開示については、そもそも備考欄が何を指しているか私には不明であり、開示することによって、いかなる筋道で妻の正当な権利利益が害されるというのか、この点も合理的な説明をしていただきたく思う。

妻の相談内容に関する部分については、そもそも行政機関は法律によって、全ての人に対し平等でなくてはならないという大原則がある。日本国憲法において保障されている基本的人権の尊重である。現に日本国内においては、どんなに凶悪な犯罪者であっても、弁明の場を与えられ、裁判という開かれた公の場で裁かれる。はるか大昔の絶対君主主義とは違い、現在の日本は民主主義国家である。理由説明書に記載のとおり不開示理由だとするならば、

行政機関が絶対的権力を用いて、特定の人物に対し、一方的な思い入れをもち、他方の権利利益を害しても構わないとする考え方に他ならない。しかも、私はそうして権利利益を害されるにとどまらず、その理由(DV等の内容すなわち暴力の実態)さえ不開示にされ、何らの裏付けを示されず、一方的に加害者と位置づけられている。

私自身が何をしたのかすら不明で、反論の余地も与えてもらえない。そもそも、私を加害者として取り扱うのであれば、加害者自身が、自分が行ったとされる加害行為を知ることについて、何の不都合があるのか。

- (6) 本件条例第17条は、いわゆる第三者からの開示請求を指しているのであって、少なくとも前記の相談機関に関する部分及びDV等の内容(暴力の実態)は、私の個人情報でもある。私の個人情報を私自身が請求しているのに対し、条例第17条を理由に開示しないという理屈はない。
- (7) 前記のとおり、妻は、私に危機感を何ら持ち合わせていないことをはっきりと示しており、本当に家庭内において非常に深刻な状況に置かれている人を、行政機関が保護していくという善意に基づいた救済措置制度を、自身の離婚協議が有利に進むよう利用していると言わざるを得ない。

よって、私はこれらの根拠に基づいて、「偽装」DV被害による支援措置の取り消しを強く求めたく考えているが、まずは、少なくとも支援措置を必要と判断された客観的内容及び保護を必要と判断した被害の内容(暴力の実態)を、一刻も早く、当事者本人である私に開示していただきたく、お願い申し上げる次第である。

第4 実施機関の主張要旨

平成27年3月10日付け越市民第332号の保有個人情報部分開示決定通知書、同年7月29日付け越市民住第179号の本件部分開示決定に係る理由説明書及び同年9月24日に行われた実施機関による口頭理由説明の内容を総合すれば、実施機関の主張要旨は、以下のとおりである。

本件においては、支援措置申出者の保護・支援を踏まえた上、異議申立人に開示できる部分については開示したところである。

- (1) 住民基本台帳事務における支援措置とは、DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に対し、加害者が住民票の写し、戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して、それらの被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ることを目的とするものであって、本

市では、住民基本台帳事務処理要領に基づき措置を実施している。一般に住民基本台帳事務における支援措置は、被害者本人が申出書により申し出るもので、警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の相談機関からの意見が付されることになる。本市では、これらの意見等に基づき支援措置の実施・未実施について決定する。これを前提に不開示とした理由を以下不開示部分ごとに整理する。

- (2) 申出者の住所、連絡先及び運転免許証（写し）、相談機関に関する部分並びに備考欄の一部分については、支援措置を受けている者に関する個人情報であって、開示することにより、居所が知られるなど当該支援措置を受けている者の正当な権利利益を害するおそれがある。また、支援措置を受けている者の保護を目的とする住民基本台帳事務における支援措置を適正に遂行する上でも、支援措置を受けている本人以外には開示しないことが正当であると考える。

申出者の相談内容に関する部分は、他の誰にも話さないということを前提に記載されたものである。これらは、支援措置を受けている者に関する個人情報であって、開示することにより、当該支援措置を受けている者の正当な権利利益を害するおそれがある。また、開示することにより、相談者と相談機関との信頼関係を失うなど、適正な相談業務の執行に支障が生じるおそれもあり、支援措置の適正な遂行を著しく困難にすると認められる。したがって、支援措置を受けている本人以外には開示しないことが正当であると考える。

- (3) 以上いずれにおいても、保護利益の性質及び内容を考慮すると、本件条例第17条に該当するような公益上の理由による裁量的開示情報も、対象公文書には含まれていないと考える。

以上の理由から、裁量的開示を含め、開示することによる利益と開示しないことによる利益を十分に比較し、条例第15条第1号及び第6号オに該当すると判断したところであり、当該決定は、本件条例の規定に基づき適正に判断したものと考えている。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る公文書について

本件開示請求は、「住民基本台帳事務における支援措置申出書（平成27年2月9日受付）」（以下「本件申出書」という。）に係る保有個人情報についてなされたものである。

住民基本台帳事務における支援措置制度は、DV、ストーカー行為等の加害

者が、住民票の写しの交付等の制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、もって被害者の保護を図ることを目的とするものである。そして、支援措置実施の申出がなされ、当該支援の必要があると認められた場合には、加害者による住民票の写しの交付等について、制限を設ける運用がなされるものである。

支援措置の申出にあたっては、申出書の「加害者」欄は申出者が記載することになっており、その点について疎明資料等の提出は求められていない。そのため、申出者と「加害者」欄に記載された者との間の訴訟が係争中であるなど、両者の立場が確定していない事例が含まれることもあるとされている。これは、事実関係の確定を待ってから支援措置の必要性を判断することとした場合、その間に申出者の住所が探索されてしまう懸念があるから、支援措置制度においては、申出者の申出内容に基づいて、相談機関の意見なども聞きながら支援措置の必要性を判断することとしたため、申出者と「加害者」欄に記載された者との立場が確定していない事例においても、支援措置を行う決定がなされる場合があるとされているものである。「加害者」という言葉は、一般的には、「他人に危害や損害を加える人」という意味で使用されるが、支援措置においては必ずしも「加害者」の使用法がこれと一致するものではないため、留意が必要であるとされている(平成25年10月18日付総務省自治行政局住民制度課事務連絡「DV等被害者支援措置における『加害者』の考え方について」)。

2 実施機関による本件部分開示決定とその理由

本件開示請求に対し、実施機関が行った本件部分開示決定は、次のとおりである。

住民基本台帳事務における支援措置申出書のうち、申出者の住所、連絡先及び運転免許証(写し)、相談機関に関する部分、備考欄の一部、申出者の相談内容に関する部分は開示しない。当該部分は、支援措置を受けている者に関する個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあり、また支援措置を適正に遂行する上で、開示しないことが正当であると認められるため、本件条例15条第1号及び第6号オ所定の不開示情報に該当する。

本件部分開示決定のうち、支援措置申出者の住所、連絡先及び運転免許証(写し)を不開示とすることについては、異議申立人は争わないとしている。したがって、当審査会は、その余の「開示しない」とされた部分を不開示とすることの妥当性について判断することとする。

3 本件条例の趣旨・目的

本件条例は、「市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資すること」（第1条）を目的として制定され、「何人」に対しても、「実施機関が保有する自己に関する保有個人情報」の開示請求権を認める（第13条）とともに、個人情報保護制度の実施機関（第2条第1号）に対しては、第15条各号に掲げられた不開示情報が記録されている場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務を課している（第15条）。これらの規定は、「自己情報コントロール権の保障」（越谷市『個人情報保護制度の手引』33ページ）の観点から、個人と実施機関との間の権利義務関係を明確にしたものであって、自己に関する保有個人情報について本人から開示請求があった場合には、原則開示する旨を定めたものである。

なお、本件条例にいう「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（第2条第3号）。

4 本件条例第15条第1号及び第6号オの趣旨・目的について

(1) 上記のように、実施機関は、原則として開示請求に係る保有個人情報を開示する義務を負うが、実施機関は同時に、開示請求者と第三者の権利利益の保護や公共の安全と秩序の維持等についても調整する必要がある、開示請求者に対して保有個人情報を開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量しなければならない。そのため、本件条例第15条は、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないとした。

本件開示請求において該当するとされた同条第1号及び第6号オの趣旨は次のとおりである。

(2) 同条第1号は、開示請求のあった保有個人情報に、開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれており、当該保有個人情報を開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を害するおそれがあるときは、不開示とすることを定めたものである。

(3) 同条第6号は、実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものである。同号アからエまでに列挙された事務又は事業は、開示することにより、公正な行政運営を阻害する情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げたものであり、その他すべての個別の事務又は事業は同号オの対象となる。

- (4) 以上を前提に、実施機関が本件条例第15条第1号及び第6号オに該当すると判断して不開示とした各部分の判断の妥当性について検討する。
- (5) なお、当審査会は、本件部分開示決定の妥当性の審査にあたって、本件保有個人情報を見分している。

5 本件部分開示決定の妥当性について

- (1) 本件部分開示決定において不開示とされた部分に記載された保有個人情報が本件開示請求における異議申立人に関する保有個人情報といえるかについて

本件申出書は、異議申立人の配偶者（以下「支援措置申出者」という。）が、越谷市長に対して、住民基本台帳事務における支援措置を申し出た際に作成されたものである。したがって、本件申出書に記載された相談内容等は、支援措置申出者の個人情報であり、これらが直ちに異議申立人の個人情報となるものではない。

しかし、本件申出書には、「併せて支援を求める者」として異議申立人の子らの氏名が記載されており、子らも併せて支援措置の申し出を行っている。そのため、本件申出書には、支援措置申出者と同居している子らについて、その生活状況、養育状況に関する情報も記載されている。子らの生活状況や養育状況は、その父親である異議申立人自身にも大きく関わる事項であり、異議申立人の個人情報にも該当するものであるから、本件申出書に記載された情報は、異議申立人自身に関する保有個人情報でもあり、ということができる。

また、本件申出書に基づいて住民基本台帳事務における支援措置を行うことが決定され、異議申立人は住民票の写しの交付等について制限を受ける取り扱いを受けるのであるから、このような制限を受ける根拠となった情報が記載されているという点でも、異議申立人自身に関する保有個人情報であるということができる。

- (2) 相談機関に関する情報の不開示決定の妥当性

本件部分開示決定に係る不開示情報のうち、相談機関に関する情報は、支援措置申出者がどこの相談機関で相談を行ったかが明らかとなる情報である。これは、支援措置申出者の行動範囲と行動内容を推測することができる情報であるという点で、本件条例第15条第1号の「当該開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報」に該当する。そして、支援措置の申出において「加害者」とされている者に対し、支援措置申出者の行動範囲と内容が明らかになると、そこから推測して住所の探索、待ち伏せ行為等が行われるおそれがあることから、当該情報は、これを開示することに

より支援措置申出者の正当な権利利益を害するおそれがあるものといふことができる。

したがって、当該情報は本件条例第15条第1号に該当するものと判断する。

この点、異議申立人は、自らが支援措置申出者の権利利益を害する行為を行うことはないし、支援措置申出者もその危険があるとは考えていないと主張する。しかし、上記第5の1で述べたとおり、支援措置制度は、支援措置申出者と「加害者」との関係が係争中であるなど、両者の立場が必ずしも確定していない事例が含まれる場合があることを前提にしつつ、支援措置申出者の申出内容について支援措置の必要性を判断するとした制度であり、その判断の際に「加害者」欄に記載された者に対する事情聴取等の手続は予定されていない。したがって、本件開示請求につき不開示の決定を行うにあたって、現実に異議申立人が支援措置申出者に対して加害行為を行うかどうかを実施機関が判断することが想定されているものではない。このような制度の構造上、実施機関が、支援措置の必要があると判断した事例について、支援措置申出者の行動内容を「加害者」に伝えることは、支援措置申出者の権利利益を害するおそれがあると判断したことには十分な合理性が認められる。よって、この点についての異議申立人の主張は、当該情報の本件条例第15条第1号該当性を左右するものではない。

なお、実施機関は、当該情報が本件条例第15条第6号オにも該当することを主張するが、上記のとおり、当該情報は本件条例第15条第1号に該当するものであるから、本件条例15条第6号オに該当するか否かを検討するまでもなく、当該情報は不開示情報に該当するものと判断する。

(3) 日付に関する情報の不開示決定の妥当性

本件部分開示決定においては、日付の一部も不開示とされている。

申出書に記載された日付は、上記(2)で述べたのと同様に、支援措置申出者の行動内容を推測することができる情報であるから、支援措置申出者の個人情報であり、かつ、これを開示することによって支援措置申出者の正当な権利利益を害するおそれがあるものといふことができる。

したがって、当該情報は本件条例第15条第1号に該当するものと判断する。

また、上記(2)で述べたのと同様に、本件条例第15条第6号オ該当性を検討するまでもなく、当該情報は不開示情報に該当するものと判断する。

(4) 備考欄の一部の情報の不開示決定の妥当性

実施機関の口頭理由説明によれば、備考欄の当該部分には証明書発行等の市政業務の調整にあたって必要な事項を記載したものであり、本件条例

第15条第6号の「実施機関・・・[中略]・・・が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

そして、当該情報は、関係機関以外には開示しないという前提のもと、支援措置申出者の個人情報について、相談機関が記載したものである。したがって、支援措置の制度上開示することが想定されていない者、とりわけ支援措置の申出において「加害者」とされている者に対して当該情報を開示することは、支援措置申出者と相談機関との信頼関係を著しく損なうおそれがある。秘密が守られるとの信頼関係が損なわれれば、相談希望者が相談機関に真実を話すことができなくなり、支援措置やその他相談業務を適正に遂行することが著しく困難になると考えられる。

したがって、当該情報は本件条例第15条第6号オに該当するものと判断する。

なお、実施機関は、当該情報が本件条例第15条第1号にも該当することを主張するが、上記のとおり、当該情報は本件条例第15条第6号オに該当するから、本件条例第15条第1号に該当するか否かを検討するまでもなく、当該情報は不開示情報に該当するものと判断する。

(5) 申出者の相談内容に関する情報の不開示決定の妥当性

当該情報は、支援措置申出者から相談機関が聞き取った内容をまとめたものであり、本件条例第15条第6号の「実施機関・・・[中略]・・・が行う事務又は事業に関する情報」に該当する。

そして、上記(4)において述べたのと同様に、当該情報は、秘密が守られるとの信頼関係のもとに支援措置申出者が述べた内容を相談機関が記録したものであるから、開示が想定されていない者に対してこれを開示することは、申出者と相談機関との信頼関係を損なうおそれがあり、実施機関の業務を適正に遂行することが著しく困難になると考えられる情報である。

したがって、当該情報は本件条例第15条第6号オに該当するものと判断する。

また、上記(4)で述べたのと同様に、本件条例第15条第1号該当性を検討するまでもなく、当該情報は不開示情報に該当するものと判断する。

6 本件条例第17条に関する主張について

異議申立人は、本件条例第17条をもって不開示とする理由はない旨主張するので、この点について判断する。

本件条例第17条は、第15条各号の不開示情報に該当する情報であっても、公益上特に必要があると認めるときは、実施機関の裁量により、開示することができるとしたものである。

このように、本件条例第17条は、不開示情報であっても実施機関が裁量的に開示を行うことができる旨を定めた規定であって、情報を不開示とする根拠となる規定ではない。

したがって、異議申立人のこの点に関する主張は本件条例第17条の趣旨を誤って解釈したものであり、当該主張には理由がないと判断せざるを得ない。

7 結論

以上のとおり、本件部分開示決定において不開示とされた部分に記載された本件保有個人情報、本件条例第15条第1号及び第6号オに該当するものと判断されるから、本件部分開示決定は妥当であると判断する。よって、「第1審査会の結論」のとおり答申する。

8 付言

一般に相談業務は、秘密厳守のもと行われており、そうであるからこそ、相談者は安心して相談ができるといった事情がある。そして、秘密厳守の対象には、相談の内容に関わる事項にとどまらず、相談の有無に関する事項も含まれると解される。

今後、実施機関においては、保有個人情報の存否自体を明らかにすることについて慎重な配慮を払うとともに、保有個人情報に対する開示請求の可否を判断するにあたって、上記の相談業務の特殊性につき十分配慮のうえ対応されたい。

第6 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、次のような審査を行った。

平成27年	7月13日	実施機関（越谷市長）から諮問を受けた。
平成27年	7月16日	処分庁に対して理由説明書の提出を求めた。
平成27年	7月29日	処分庁から理由説明書が提出された。
平成27年	7月31日	異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めた。
平成27年	8月3日	審査
平成27年	8月13日	異議申立人から理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述申出書の提出があった。
平成27年	8月20日	処分庁に対して、理由説明書に対する意見書の写しを送付した。
平成27年	9月9日	審査

平成27年 9月24日

審査

異議申立人による口頭意見陳述及び処分庁
に対する意見聴取を行った。

平成27年10月 9日

審査

平成27年10月23日

審査

平成27年11月 6日

審査

平成27年11月 9日

越谷市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 右 崎 正 博

委 員 吉 村 総 一

委 員 松 浦 麻里沙

第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表16）。

表16 審議会委員

（平成28年3月31日現在）

氏名	選任区分	役職名
足立雅子	団体推薦	
井橋興蔵	団体推薦	
神谷治善	団体推薦	
後藤孟司	公募	
高山孝一	公募	
田村久平	公募	
荒木真名	学識経験者	会長
九ノ里幸子	学識経験者	副会長
幸田達郎	学識経験者	
渡邊よしみ	学識経験者	

2 審議会の開催状況

平成27年度は、審議会を7回開催しました。特定個人情報保護評価書（全項目）に係る第三者点検や、防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供や新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（防犯等カメラ設置事務等）について審議しました。

審議会の開催状況は、表17のとおりです。

表 17 審議会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成27年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価第三者点検に係る研修会
第2回	平成27年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯等カメラ設置事務に係る映像の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について ・特定個人情報保護評価書（全項目）の「住民基本台帳に関する事務」に係る第三者点検及び答申について
第3回	平成27年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯等カメラ設置事務に係る映像の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について ・特定個人情報保護評価書（全項目）の「個人住民税賦課に関する事務」に係る第三者点検及び答申について ・特定個人情報保護評価書（全項目）の「国民健康保険資格・賦課に関する事務」に係る第三者点検及び答申について ・特定個人情報保護評価書（全項目）の「国民年金に関する事務」に係る第三者点検及び答申について
第4回	平成27年8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価書（全項目）の「市税収納管理事務に関する事務」に係る第三者点検及び答申について ・特定個人情報保護評価書（全項目）の「健康増進及び予防接種に関する事務」に係る第三者点検及び答申について
第5回	平成27年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯等カメラ設置事務に係る映像の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について

第6回	平成27年11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯等カメラ設置事務に係る映像の本人以外収集・目的外利用等に関する審議及び答申について ・災害対策活動（全般）の事務に係る個人情報収集の本人以外収集・電子計算組織の結合に関する審議及び答申について
第7回	平成27年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度と個人情報保護制度の概要の説明及び平成26年の実施状況の報告について ・防犯等カメラの設置状況等の報告について ・個人情報取扱事務の各種届出の報告について

3 意見照会書及び審議会答申

本人以外収集に関する意見照会書

越 教 生 第 1 7 3 号

平成 2 7 年 5 月 2 5 日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 荒 木 真 名 様

越谷市教育委員会

次のとおり個人情報の収集 を行いたい に係る本人通知を不要としたい ので、越谷市個人

個人情報保護条例 第 6 条第 3 項第 8 号 の規定により意見を求めます。
第 6 条第 4 項ただし書

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務（南部図書室）
個人情報取扱事務の目的	①防犯 ②施設利用者の安全管理
個人情報の記録の 対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人 情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を 不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人 通知をすることが不可能なため
所 管 課	教育総務部生涯学習課
備 考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越 教 生 第 1 7 4 号

平成 2 7 年 5 月 2 5 日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名 様

越谷市教育委員会

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、
越谷市個人情報保護条例第 8 条第 3 項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務（南部図書室）
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする 個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等 をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする 個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする 個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対 する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を 不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	教育総務部生涯学習課
備 考	

越 情 審 議 第 7 号
平成 2 7 年 6 月 4 日

越谷市教育委員会 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 2 7 年 5 月 2 5 日付け越教生第 1 7 3 号及び越教生第 1 7 4 号で意見照会のありました越谷市個人情報保護条例第 6 条第 3 項第 8 号、第 6 条第 4 項ただし書及び第 8 条第 3 項ただし書の規定による「本人以外収集・保有個人情報目的外利用等」については、公益性の観点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、防犯等カメラの運用にあたっては、「防犯等カメラの設置等に関する取扱要領」に従い、万全を期すよう要望します。

特定個人情報保護評価書の第三者点検について

越 市 民 第 9 2 号
平成 2 7 年 5 月 2 5 日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名 様

越谷市長 高 橋 努

特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査について、越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3項の規定に基づき、別添評価書について意見を求めます。

評 価 書 の 名 称	住民基本台帳に関する事務
特 定 個 人 情 報 の 内 容	住民基本台帳に記載される事項 ・ 個人番号 ・ 4情報（氏名、性別、生年月日、住所） ・ その他住民関係情報 ・ その他識別情報（内部番号） ・ 医療保険関係情報 ・ 児童福祉・子育て関係情報 ・ 年金関係情報 ・ 印鑑登録情報 ・ カード管理情報 ・ 戸籍に関する情報 ・ 外国籍住民に関する情報
対 象 者 の 範 囲	住民基本台帳に記載される者
特 定 個 人 情 報 の 保 護 措 置	・ 越谷市個人情報保護条例に基づく個人情報に関する必要な保護措置 ・ 番号法に定める保護措置 個人番号の利用制限（第9条） 個人番号に関する安全確保の措置（第10, 11, 12条） 特定個人情報の提供制限等（第15, 16, 19, 20条） 他
所 管 課	市民税務部市民課
備 考	

越 情 審 議 第 6 号
平成 2 7 年 6 月 4 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

平成 2 7 年 5 月 2 5 日付け越市民第 9 2 号で意見照会のありました住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成 2 6 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

本人以外収集に関する意見照会書

越人権第108号
平成27年 6月 9日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人情報保護条例 第6条第3項第8号 第6条第4項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	①防犯 ②施設利用者の安全管理
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所管課	企画部人権・男女共同参画推進課
備考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越人権第109号

平成27年 6月 9日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木 真名 様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、
越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする 個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等 をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする 個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする 個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対 する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を 不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	企画部人権・男女共同参画推進課
備 考	

越 情 審 議 第 1 6 号
平成 2 7 年 8 月 2 0 日

越 谷 市 長 高 橋 努 様

越 谷 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 2 7 年 6 月 9 日 付 越 人 権 第 1 0 8 号 及 び 越 人 権 第 1 0 9 号 で 意 見 照 会 の あ り ま し た 越 谷 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 6 条 第 3 項 第 8 号 、 第 6 条 第 4 項 た だ し 書 及 び 第 8 条 第 3 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 「 本 人 以 外 収 集 ・ 保 有 個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 」 に つ い て は 、 公 益 性 の 観 点 か ら そ の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 答 申 し ま す 。

な お 、 防 犯 等 カ メ ラ の 運 用 に あ た っ て は 、 「 防 犯 等 カ メ ラ の 設 置 等 に 関 す る 取 扱 要 領 」 に 従 い 、 万 全 を 期 す よ う 要 望 し ま す 。

特定個人情報保護評価書の第三者点検について

越市税第 530 号
平成27年7月31日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名 様

越谷市長 高 橋 努

特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査について、越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3項の規定に基づき、別添評価書について意見を求めます。

評 価 書 の 名 称	個人住民税賦課に関する事務
特定個人情報の内容	識別情報 ・ 個人番号 ・ 個人番号対応符号 ・ その他識別情報（内部番号） 連絡先等情報 ・ 4情報（氏名、性別、生年月日、住所） ・ 連絡先（電話番号等） ・ その他住民票関係情報 業務関係情報 ・ 国税関係情報 ・ 地方税関係情報 ・ 医療保険関係情報 ・ 障害者福祉関係情報 ・ 生活保護・社会福祉関係情報 ・ 年金関係情報
対 象 者 の 範 囲	・ 1月1日現在、市内に住民登録が有る者及び住民登録は無いが居住実態の有る者並びに市内に事業所又は家屋敷を有する者 ・ 市外に住民登録がある被扶養者及び事業専従者
特定個人情報の保護措置	・ 越谷市個人情報保護条例に基づく個人情報に関する必要な保護措置 ・ 番号法に定める保護措置 個人番号の利用制限（第9条） 個人番号に関する安全確保の措置（第10, 11, 12条） 特定個人情報の提供制限等（第15, 16, 19, 20条） 他
所 管 課	市民税務部市民税課
備 考	

越 情 審 議 第 1 7 号
平成 2 7 年 8 月 2 0 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

平成 2 7 年 7 月 3 1 日付け越市税第 5 3 0 号で意見照会のありました個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成 2 6 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

特定個人情報保護評価書の第三者点検について

越国第 736号
平成27年7月31日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名 様

越谷市長 高 橋 努

特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査について、越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3項の規定に基づき、別添評価書について意見を求めます。

評 価 書 の 名 称	国民健康保険資格・賦課に関する事務
特 定 個 人 情 報 の 内 容	市民からの異動届出に記載される事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号 ・ 4情報（氏名、性別、生年月日、住所） ・ その他住民関係情報（転出転入等情報） ・ その他識別情報（記号番号） ・ 生活保護情報（開始・廃止） ・ 年金関係情報 ・ 外国籍住民に関する情報 ・ 住所地特例者に関する情報 国民健康保険税の賦課に関する情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得情報
対 象 者 の 範 囲	国保法第5条に該当し、かつ国保法第6条の規定に該当していない住民及びその世帯 ※資格喪失者を含む
特 定 個 人 情 報 の 保 護 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 越谷市個人情報保護条例に基づく個人情報に関する必要な保護措置 ・ 番号法に定める保護措置 個人番号の利用制限（第9条） 個人番号に関する安全確保の措置（第10, 11, 12条） 特定個人情報の提供制限等（第15, 16, 19, 20条） 他
所 管 課	福祉部国民健康保険課
備 考	

越 情 審 議 第 1 8 号

平成 2 7 年 8 月 2 0 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

平成 2 7 年 7 月 3 1 日付け越国保第 7 3 6 号で意見照会のありました国民健康保険資格・賦課に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成 2 6 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

特定個人情報保護評価書の第三者点検について

越市民年第 48 号
平成 27 年 7 月 31 日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名 様

越谷市長 高 橋 努

特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条第 4 項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査について、越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例第 2 条第 3 項の規定に基づき、別添評価書について意見を求めます。

評 価 書 の 名 称	国民年金に関する事務
特定個人情報の内容	国民年金ファイルに記載される事項 ・ 個人番号 ・ 個人番号対応符号 ・ 4 情報（氏名、性別、生年月日、住所） ・ 連絡先（電話番号等） ・ その他住民関係情報 ・ 地方税関係情報 ・ その他識別情報（内部番号） ・ 年金関係情報
対 象 者 の 範 囲	・ 国民年金法の被保険者または受給権者及びその世帯員 ・ 過去に本市で住民登録していた被保険者等であった者
特定個人情報の保護措置	・ 越谷市個人情報保護条例に基づく個人情報に関する必要な保護措置 ・ 番号法に定める保護措置 個人番号の利用制限（第 9 条） 個人番号に関する安全確保の措置（第 10, 11, 12 条） 特定個人情報の提供制限等（第 15, 16, 19, 20 条） 他
所 管 課	市民税務部市民課
備 考	

越 情 審 議 第 1 9 号

平成 2 7 年 8 月 2 0 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

平成 2 7 年 7 月 3 1 日付け越市民年第 4 8 号で意見照会のありました国民年金に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成 2 6 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

特定個人情報保護評価書の第三者点検について

越 収 第 3 5 号

平成27年7月31日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名 様

越谷市長 高 橋 努

特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査について、越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3項の規定に基づき、別添評価書について意見を求めます。

評 価 書 の 名 称	市税収納管理事務
特 定 個 人 情 報 の 内 容	収滞納管理ファイルに記録される事項 ・ 個人番号 ・ 4情報（氏名、性別、生年月日、住所） ・ その他住民関係情報 ・ その他識別情報（内部番号） ・ 連絡先（電話番号等） ・ 地方税関係情報 ・ 年金関係情報 ・ 口座関連情報
対 象 者 の 範 囲	納税義務者、課税調査対象者
特 定 個 人 情 報 の 保 護 措 置	・ 越谷市個人情報保護条例に基づく個人情報に関する必要な保護措置 ・ 番号法に定める保護措置 個人番号の利用制限（第9条） 個人番号に関する安全確保の措置（第10, 11, 12条） 特定個人情報の提供制限等（第15, 16, 19, 20条） 他
所 管 課	市民税務部収納課
備 考	

越 情 審 議 第 2 0 号
平成 2 7 年 8 月 2 7 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

平成 2 7 年 7 月 3 1 日付け越収第 3 5 号で意見照会のありました市税収納管理事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成 2 6 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

特定個人情報保護評価書の第三者点検について

越市健第 628 号
平成27年7月31日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 荒 木 真 名 様

越谷市長 高 橋 努

特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項の規定に基づく特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査について、越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第3項の規定に基づき、別添評価書について意見を求めます。

評 価 書 の 名 称	健康増進及び予防接種に関する事務
特 定 個 人 情 報 の 内 容	<p>健康診査実施事務情報ファイルに記録される事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・4情報（氏名、性別、生年月日、住所） ・その他住民票関係情報 ・その他識別情報（内部番号） ・連絡先（電話番号等） ・地方税関係情報 ・健康・医療関係情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 <p>予防接種対象者関係情報ファイルに記載される事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・4情報（氏名、性別、生年月日、住所） ・その他住民票関係情報 ・その他識別情報（内部番号） ・連絡先（電話番号等） ・地方税関係情報 ・生活保護・社会福祉関係情報 ・その他（予防接種記録）
対 象 者 の 範 囲	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進事業の対象となる者 ・予防接種法に基づく予防接種の対象者となる者
特 定 個 人 情 報 の 保 護 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・越谷市個人情報保護条例に基づく個人情報に関する必要な保護措置 ・番号法に定める保護措置 個人番号の利用制限（第9条） 個人番号に関する安全確保の措置（第10, 11, 12条） 特定個人情報の提供制限等（第15, 16, 19, 20条） 他
所 管 課	保健医療部市民健康課
備 考	

越 情 審 議 第 2 1 号

平成 2 7 年 8 月 2 7 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 荒 木 真 名

特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性に関する第三者点検について（答申）

平成 2 7 年 7 月 3 1 日付け越市健第 6 2 8 号で意見照会のありました健康増進及び予防接種に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の適合性・妥当性の審査については、特定個人情報保護評価指針（平成 2 6 年特定個人情報保護委員会告示第 4 号）に定める審査の観点に照らし審査したところ、当該評価書は適合性・妥当性ともに基準を満たしていると判断し、その内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、実施機関には、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させる多様なリスクについて、最小限にするための付加的な努力が求められるため、個人情報保護対策について更なる調査研究を重ね、適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

本人以外収集に関する意見照会書

越福推第151号
平成27年10月8日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号第6条第4項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	①防犯 ②施設利用者の安全管理
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所管課	福祉部福祉推進課
備考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越福推第152号

平成27年10月8日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木 真 名 様

越谷市長 高 橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、
越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする 個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等 をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする 個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする 個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対 する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を 不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	福祉部福祉推進課
備 考	

越 情 審 議 第 2 9 号

平成 2 7 年 1 0 月 1 9 日

越 谷 市 長 高 橋 努 様

越 谷 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会

会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 2 7 年 1 0 月 8 日 付 越 福 推 第 1 5 1 号 及 び 越 福 推 第 1 5 2 号 で 意 見 照 会 の あ り ま し た 越 谷 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 6 条 第 3 項 第 8 号 、 第 6 条 第 4 項 た だ し 書 及 び 第 8 条 第 3 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 「 本 人 以 外 収 集 ・ 保 有 個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 」 に つ い て は 、 公 益 性 の 観 点 か ら そ の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 答 申 し ま す 。

な お 、 防 犯 等 カ メ ラ の 運 用 に あ た っ て は 、 「 防 犯 等 カ メ ラ の 設 置 等 に 関 す る 取 扱 要 領 」 に 従 い 、 万 全 を 期 す よ う 要 望 し ま す 。

本人以外収集に関する意見照会書

越産廃第367号
平成27年9月18日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号第6条第4項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
個人情報取扱事務の目的	①不法投棄等の未然防止 ②不適正処理行為の監視
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	その他
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能なため
所管課	環境経済部産業廃棄物指導課
備考	

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越産廃第368号

平成27年9月18日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木 真名 様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の目的外利用等に係る本人通知を不要としたいので、
越谷市個人情報保護条例第8条第3項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯等カメラ設置事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする 個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の捜査等
目的外利用等 をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする必要があるため
目的外利用等をする 個人情報の記録の対象者	市民等（不特定多数）
目的外利用等をする 個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対 する個人情報の保護措置	使用目的以外の使用の禁止等
本人通知を 不要とする理由	主に防犯を目的としているため、事務の性質上、本人通知は適さないと考えられるため
所 管 課	環境経済部産業廃棄物指導課
備 考	

越 情 審 議 第 3 3 号
平成 2 7 年 1 1 月 5 日

越 谷 市 長 高 橋 努 様

越 谷 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 荒 木 真 名

防犯等カメラ設置事務に係る本人以外収集・保有個人情報
目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 2 7 年 9 月 1 8 日 付 け 越 産 廃 第 3 6 7 号 及 び 越 産 廃 第 3 6 8 号 で 意 見 照 会 の あ り ま し た 越 谷 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 6 条 第 3 項 第 8 号 、 第 6 条 第 4 項 た だ し 書 及 び 第 8 条 第 3 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 「 本 人 以 外 収 集 ・ 保 有 個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 」 に つ い て は 、 公 益 性 の 観 点 か ら そ の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 答 申 し ま す 。

な お 、 防 犯 等 カ メ ラ の 運 用 に あ た っ て は 、 「 防 犯 等 カ メ ラ の 設 置 等 に 関 す る 取 扱 要 領 」 に 従 い 、 万 全 を 期 す よ う 要 望 し ま す 。

本人以外収集に関する意見照会書

越危管第385号

平成27年10月23日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会
会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人
情報保護条例 第6条第3項第8号 の規定により意見を求めます。
第6条第4項ただし書

個人情報取扱事務の名称	災害対策活動（全般）
個人情報取扱事務の目的	災害対策活動を行うにあたり収集した情報を基に、 的確な応急対策・事後の予防対策などを実施する。
個人情報の記録の 対象者の範囲	罹災者・通報者等
個人情報の収集先	その他（災害時における周辺住民等）
本人以外から個人 情報を収集する理由	個人の生命、健康、生活又は財産を保護するた めに、緊急かつやむを得ないと認められるため。
本人通知を 不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人 通知をすることが不可能なため。
所 管 課	協働安全部危機管理課
備 考	

電子計算組織の結合に関する意見照会書

越 危 管 第 3 8 6 号

平成27年10月23日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 荒 木 真 名 様

越谷市長 高 橋 努

次のとおり実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合を行いたいの
で、越谷市個人情報保護条例第9条第2号の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	災害対策活動（全般）
個人情報取扱事務の目的	災害対策活動を行うにあたり収集した情報を基に、 的確な応急対策・事後の予防対策などを実施する。
個人情報の結合先	職員個人所有端末 遠隔地データセンタとのインターネットクラウド方式
結合をする個人情報の 記録の対象者	罹災者・通報者等
結合をする個人情報の 記録の項目	氏名、住所、電話番号、疾病・負傷等、家庭状況、 居住状況、災害時における被害情報等
個人情報の結合を 行う理由	災害発生時に的確な応急対応・事後の予防対策を実施 する上で、被災状況や対応内容をリアルタイムに把握 することが必要不可欠であり、併せて市民への迅速な 情報提供が可能となり、減災につながるため。
個人情報の保護措置	ID/パスワードを業務上、必要と認められる課に限定 するとともに、システム内でのアクセス権限を分類する ことで、業務に関係のない部分への不用意なアクセスを 回避する。 外部からの当該システムへのアクセスについては、ファ イヤーウォールを設定し、不正なアクセスを遮断する。
所 管 課	協働安全部危機管理課
備 考	

越 情 審 議 第 3 4 号

平成 2 7 年 1 1 月 5 日

越 谷 市 長 高 橋 努 様

越 谷 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会

会 長 荒 木 真 名

災害対策活動（全般）に係る本人以外収集に関する意見照会について（答申）

平成 2 7 年 1 0 月 2 3 日 付 越 危 管 第 3 8 5 号 で 意 見 照 会 の あ り ま し た 越 谷 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 6 条 第 3 項 第 8 号 及 び 第 6 条 第 4 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 「 本 人 以 外 収 集 」 に つ い て は 、 公 益 性 の 観 点 か ら そ の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 答 申 し ま す 。

な お 、 実 施 機 関 に は 、 個 人 情 報 の 漏 え い そ の 他 の 事 態 を 発 生 さ せ る 多 様 な リ ス ク に つ い て 、 最 小 限 に す る た め の 付 加 的 な 努 力 が 求 め ら れ る た め 、 個 人 情 報 保 護 対 策 に つ い て 更 な る 調 査 研 究 を 重 ね 、 適 切 な 措 置 を 講 じ て 万 全 を 期 す よ う 要 望 し ま す 。

越 情 審 議 第 3 5 号
平成 2 7 年 1 1 月 5 日

越 谷 市 長 高 橋 努 様

越 谷 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 議 会
会 長 荒 木 真 名

災害対策活動（全般）に係る電子計算組織の結合に関する
意見照会について（答申）

平成 2 7 年 1 0 月 2 3 日 付 越 危 管 第 3 8 6 号 で 意 見 照 会 の あ り ま し た 越 谷 市 個 人 情 報 保 護 条 例 第 9 条 第 2 号 の 規 定 に よ る 「 実 施 機 関 以 外 の 電 子 計 算 組 織 と 通 信 回 線 に よ る 結 合 」 に つ い て は 、 公 益 性 の 観 点 か ら そ の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 答 申 し ま す 。

な お 、 実 施 機 関 に は 、 個 人 情 報 の 漏 え い そ の 他 の 事 態 を 発 生 さ せ る 多 様 な リ ス ク に つ い て 、 最 小 限 に す る た め の 付 加 的 な 努 力 が 求 め ら れ る た め 、 個 人 情 報 保 護 対 策 に つ い て 更 な る 調 査 研 究 を 重 ね 、 適 切 な 措 置 を 講 じ て 万 全 を 期 す よ う 要 望 し ま す 。

越谷市情報公開条例

〔平成11年3月31日〕
〔条例第10号〕

改正 平成12年9月29日条例第37号 平成17年3月31日条例第1号
平成22年12月22日条例第34号平成25年4月26日条例第20号
平成28年3月23日条例第9号

前 文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（この条例の解釈及び運用）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

(公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

(2) 法人その他の団体(実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報

イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

- (4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報

(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。)

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

(公文書の検索目録等の作成)

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利

用に供するものとする。

(審議会への意見聴取)

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第26条 法令又は他の条例（越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号）を除く。）の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）に関しては、この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日（以下「特例適用日」という。）以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年条例第1号）の施行の日から起算して5年以内

に作成するよう努めるものとする。

附 則（平成 12 年条例第 37 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第 17 条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第 17 条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則（平成 17 年条例第 1 号）

この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 34 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲覧	1件名につき200円
視聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

- 1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。
- 2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場合には、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

越谷市個人情報保護条例

〔平成12年9月29日〕
〔条例第40号〕

改正 平成17年3月31日条例第2号

平成22年12月22日条例第34号

平成25年4月26日条例第20号

平成27年9月29日条例第42号（一部未施行）

平成28年3月23日条例第9号

（目的）

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。

ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会

イ 議会

ウ 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

(2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。

(3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。第7号において同じ。）に記録されているものに限る。

(4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。

(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

(8) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときは、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

(収集の原則及び制限)

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

(5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。

(6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項及び第38条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以

下「目的外利用等」という。)をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。）に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務（以下「受託業務」という。）を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（次条第2項において「代理人」と総称する。））は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、法定代理人は、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報
- (5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報
- (7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号までに規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要

した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定を行うときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、

当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

- 2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。
 - (1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
 - (2) 第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 3 実施機関は、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止（以下「訂正等」という。）の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。
- 4 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。
（訂正等の請求の手続き）

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (3) 訂正等を求める内容及び理由
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。
 - 3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。
（訂正等の請求に対する決定等）

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者（以下「訂正等請求者」という。）に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の訂正等をしないとき（訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の

理由により保有個人情報の訂正等をしないときを含む。)は、訂正等をしない旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

- 4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。
(訂正決定等の期限)

第26条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。
(費用負担)

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

- 2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
(審査会への諮問)

第28条 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等を行うこととする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- 2 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第29条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き)

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決

をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁判

(2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁判（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（実施機関に対する苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

（事業者に対する苦情の処理）

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

（区域内の事業者等への支援）

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（審議会への意見聴取）

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

（実施状況の公表）

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（国又は他の地方公共団体との協力）

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

（出資法人等への協力要請）

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（他の法令等との調整）

第38条 他の法令等（越谷市情報公開条例を除く。）の規定により保有個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。）の施行の際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

- 6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

- 2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

- 3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成22年条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成27年条例第42号)抄

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

附 則(平成28年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

越谷市長が保有する情報の提供に関する規程

〔平成19年4月16日〕
訓 令 第 6 号

改正 平成20年5月12日訓令第7号 平成28年3月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。）第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。）第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
 - (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等（以下「法令等」という。）に基づき公表した情報
 - (3) 慣行として公表している情報で、今後も公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
 - (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
 - (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報
- 2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報が、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として総務部総務課において収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

平成27年度
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

発行 越谷市
〒343-8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
Tel 048-963-9136（直通）
編集 越谷市総務部総務課

平成28年8月